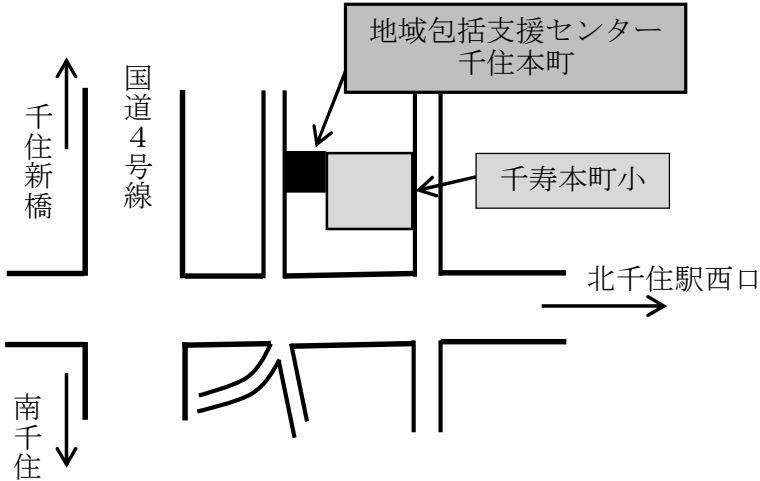
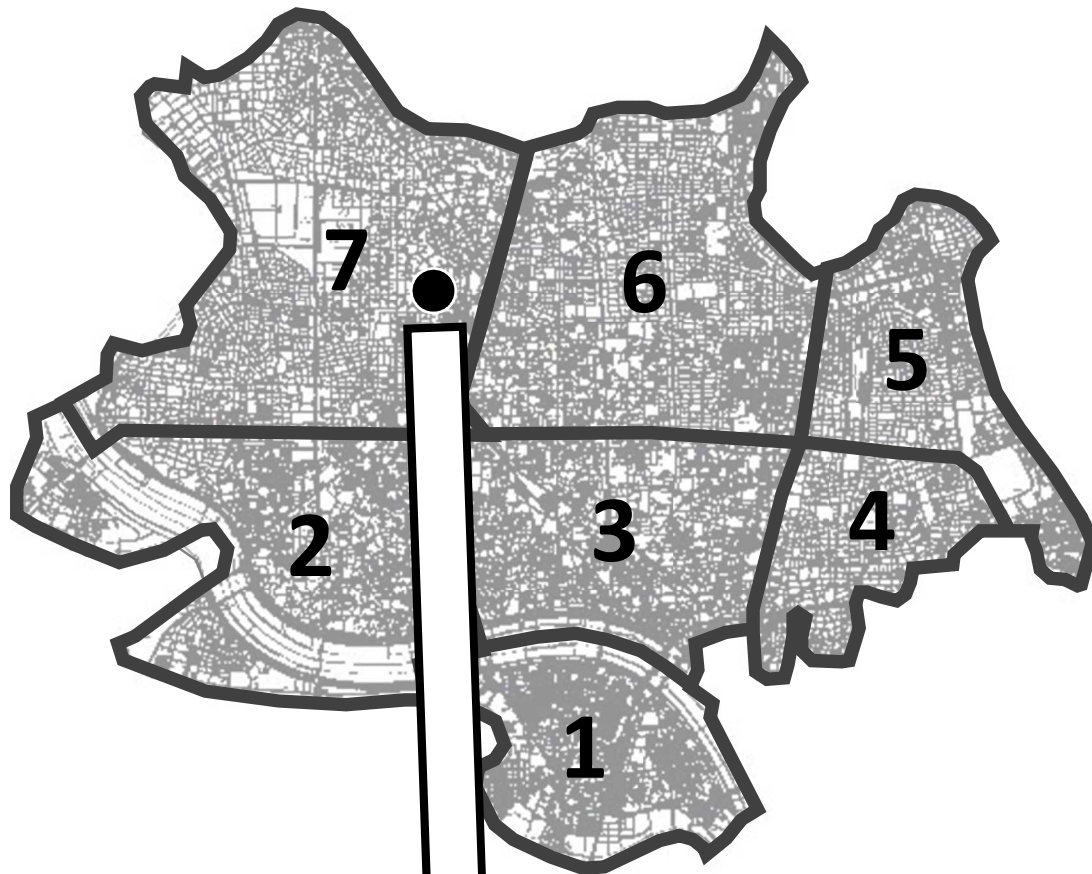


件名	医療・介護情報提供システムの運用開始について
所管部課	福祉部 地域包括ケアシステム推進担当課
内容	<p>在宅療養をしている高齢者への医療・介護サービスの一体的な提供を推進するため、インターネットを利用した医療・介護事業者等に関する情報提供システムの運用を開始する。</p> <p>1 運用開始日 平成29年12月18日（月）</p> <p>2 提供内容</p> <p>(1) 区民向け</p> <p>① 関係機関の基本情報（住所、電話番号、業種など）</p> <p>② 簡易な在宅療養に関する情報（訪問診療の実施有無など）</p> <p>(2) 医療機関・介護事業者向け</p> <p>① 関係者用情報提供</p> <p>ア 訪問診療や医療処置の対応範囲、担当者名など</p> <p>イ 介護サービスの空き状況</p> <p>② 区からのお知らせ</p> <p>ア 研修内容や実施結果の報告</p> <p>イ 事業者の指定などの案内通知</p> <p>③ 国や都の動向を掲載</p> <p>ア 法改正や審議会での検討状況など</p> <p>3 周知方法</p> <p>(1) 区ホームページに掲載</p> <p>(2) あだち広報（1/1号、3/10号）に掲載</p> <p>(3) 地域包括支援センター等で案内チラシを配布</p>

件名	地域包括支援センター千住本町の移転について
所管部課	福祉部 地域包括ケアシステム推進担当課
内容	<p>地域包括支援センター千住本町について、以下のとおり事務所の移転を行うことになったので報告する。</p> <p>1 移転先住所 足立区千住三丁目7番地 平松HMビル 【併設事業所】 ・千住ことぶき訪問看護ステーション ・ケアプラン千住はなぶさ</p>  <p>2 移転予定日 平成30年2月19日（月）</p> <p>3 運営委託法人 医療法人社団 寿英会</p> <p>4 担当地域 千住・千住元町・千住大川町・ 千住寿町・千住柳町</p> <p>5 現住所 足立区千住二丁目39番地（内田病院内）</p> <p>6 電話番号・FAX番号 変更なし （参考） 電話03-3888-1510 FAX03-5813-8336</p>

件名	障がい者通所施設整備・運営事業者の事業撤退について（平成28年度公募案件）
所管部課	福祉部 障がい福祉課
内容	<p>平成28年度に公募を実施し、障がい者通所施設の整備・運営事業者として選定されていた法人が事業から撤退したため、以下のとおり報告する。</p> <ol style="list-style-type: none">事業予定地 足立区伊興二丁目2番地先（別紙1参照）事業撤退した整備・運営事業者の名称および所在地 社会福祉法人トポスの会（足立区興野二丁目18番12号）撤退理由 本件整備事業においては、施設建設の事業用地として土地を借地する計画であったところ、事業者と地権者との信頼関係が崩れ、地権者同意が得られず、事業の実施が不可能となったため。撤退申出日 平成29年12月18日その他<ul style="list-style-type: none">基本協定に基づき、法務課と協議の上、損害賠償請求の可否を含め、対応を検討していく。予定していた障がい者通所施設整備の代替策について、既存施設での受入れ拡大等を含めて、早急に検討していく。

■事業予定地の位置図



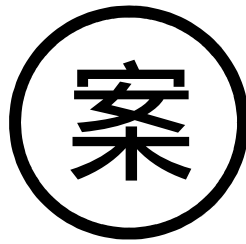
■ : 事業予定地

件名	障がい福祉関連計画(案)のパブリックコメントの実施について
所管部課	福祉部 障がい福祉課 福祉部 障がい福祉センター 衛生部 中央本町地域・保健総合支援課
内容	<p>本年度中に策定予定である「足立区障がい者計画」、「足立区第5期障がい福祉計画」、「足立区第1期障がい児福祉計画」の3計画(案)については、下記によりパブリックコメントを実施中である。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 実施時期 平成30年1月15日(月)から2月13日(火)まで</p> <p>2. 閲覧・配布方法</p> <ul style="list-style-type: none">○障がい福祉課(本庁舎)、障がい福祉センター、中央本町地域・保健総合支援課にて閲覧・配布○政策経営課(本庁舎)、区政情報課(本庁舎)、中央図書館、各区民事務所で配布○区ホームページで公開 <p>3. 意見募集方法 担当課窓口への直接持参、郵送、ファクシミリ、区のホームページの意見受付フォームへの入力</p> <p>4. 閲覧・配布資料 別冊のとおり</p>

障がい福祉関連計画（案）の パブリックコメントの実施について

福祉部 障がい福祉課・障がい福祉センター

衛生部 中央本町地域・保健総合支援課



足立区障がい者計画

～ あだちノーマライゼーション推進プラン ～

(2 0 1 8 年度 (平成 3 0 年度) ~ 2 0 2 3 年度)

足立区第 5 期障がい福祉計画

(2 0 1 8 年度 (平成 3 0 年度) ~ 2 0 2 0 年度)

足立区第 1 期障がい児福祉計画

(2 0 1 8 年度 (平成 3 0 年度) ~ 2 0 2 0 年度)



足立区

平成 3 0 年 1 月

足立区障がい者計画・・・・・・・・・・・・・・ 5

足立区第5期障がい福祉計画・・・・・・・・・・・・ 33

足立区第1期障がい児福祉計画・・・・・・・・・・・・ 120

「障害（障がい）」の表記について

足立区では、基本的に「障害」の表記を「障がい」に統一して表記しています。（例：障がい者 障がい児 障がい計画）

ただし、法律により決められている事項については、「障害」と表記しています。（例：身体障害者手帳 障害者総合支援法 障害者差別解消法）

全ページにSPコードを印字します。

足立区障がい者計画

～ あだちノーマライゼーション推進プラン ～

(2018年度(平成30年度)から2023年度)

目次

足立区障がい者計画

第1章 3つの計画の基本的な考え方

- 1 策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 これまでの足立区の障がい者（児）福祉の取り組みと
計画の進捗状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 3 足立区障がい者計画～あだちノーマライゼーション推進プラン～と
足立区第5期障がい福祉計画、足立区第1期障がい児福祉計画の
位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 4 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第2章 これまでの足立区の取り組み

- 現計画の7つの施策から新計画の4つの視点へ・・・・・・・・ 10

第3章 足立区が目指す障がい福祉

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 2 基本理念を実現するための4つの視点・・・・・・・・・・・・ 13

第4章 策定にあたっての基本的な考え方

- 1 国の考え方～障害者総合支援法の改正～・・・・・・・・ 14
- 2 足立区の協創の推進とこれからの障がい福祉の取り組み・・ 15
- 3 国の基本指針（基本理念）と足立区障がい者計画との関係・・ 17

第5章 施策の体系

- 体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

第6章 4つの視点の成果指標と今後の施策

- <視点1>ひと・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- <視点2>くらし・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- <視点3>まち・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- <視点4>区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

足立区第5期障がい福祉計画

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 3
- 2 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 3

第2章 策定にあたっての基本的な考え方

- 1 国の考え方～成果目標～・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 4
- 2 足立区の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 4

第3章 活動指標

<視点1>ひと

柱立て(1)さまざまな場面における障がい福祉を担う人材の育成

- 施策 人材養成研修の充実・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 5
- 施策 ボランティアの育成・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 1
- 施策 区内大学・専門学校・小・中・高校と連携した人づくり・ 4 4

柱立て(2)障がいの理解と障がい者に対する差別解消に向けた取り組み

- 施策 障がい者差別解消の取り組みの強化・・・・・・・・ 4 7
- 施策 小・中・高校等の生徒に対する啓発・・・・・・・・ 4 9
- 施策 ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発【再掲】・・・ 5 1
- 施策 障がい者スポーツへの区民理解のための活動・・・・ 5 4

<視点2>くらし

柱立て(1)乳幼児期から青年期までの切れ目のない支援の充実

多様な連携による療育・教育・福祉サービスの構築・・・ 5 8

この内容は全て足立区第1期障がい児福祉計画(P.125～)に記載。

柱立て(2)成人期の障がい者がライフステージに応じた支援を受けられる体制の充実

- 施策 障がい福祉サービスの充実・・・・・・・・・・・・ 5 9
- 施策 地域生活支援事業の充実・・・・・・・・・・・・ 7 1
- 施策 地域移行支援の推進・・・・・・・・・・・・・・ 8 0
- 施策 地域定着支援の推進・・・・・・・・・・・・・・ 8 3

柱立て（３）就労支援の充実 （それぞれの特性に合わせていきいきと働くための支援）	
施策 就労支援サービスの充実・・・・・・・・・・・・・・・・	85
柱立て（４）障がい者が身近な地域で芸術・文化・スポーツを 楽しむ仕組みづくり	
施策 障がい者の文化・芸術・スポーツ活動の充実・・・・・・・・	91
柱立て（５）重度化・高齢化を見据えた拠点作り	
施策 地域生活支援拠点の整備・・・・・・・・・・・・・・・・	95
< 視点３ > まち	
柱立て（１）安心・安全なまちづくりの実現	
施策 震災や火災、水害などに強いまちづくりの推進・・・・・・・・	97
施策 ビューティフル・ウィンドウズ運動のさらなる推進・・・・・・・・	99
施策 ユニバーサルデザインとバリアフリーの推進・・・・・・・・	101
柱立て（２）便利で快適な道路・交通網の整備（都市基盤の整備）	
施策 スムーズに移動できる交通環境の整備・・・・・・・・	103
施策 安全に利用できる道路環境の整備・・・・・・・・	105
施策 安全な駅の整備・・・・・・・・	107
< 視点４ > 区	
柱立て（１）障がい者への虐待防止と権利擁護に向けた取り組み	
施策 各種ネットワークの構築と推進・・・・・・・・	109
施策 障がい者の虐待防止と権利擁護・・・・・・・・	111
施策 ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発【再掲】・・・	114

足立区第 1 期障がい児福祉計画

第 1 章 計画の基本的な考え方

- 1 策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2 0
- 2 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2 0

第 2 章 策定にあたっての基本的な考え方

- 1 国の考え方～成果目標～・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2 1
- 2 足立区の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2 2

第 3 章 活動指標

< 視点 1 > ひと

柱立て(1) さまざまな場面における障がい福祉を担う人材の育成

- 施策 人材養成研修の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2 3

< 視点 2 > 暮らし

柱立て(1) 乳幼児期から青年期までの切れ目のない支援の充実と

多様な連携による療育・教育・福祉サービスの充実

- 施策 早期発見・相談・療育の仕組みづくり・・・・・・・・ 1 2 5
- 施策 乳幼児期の取り組みの充実・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2 9
- 施策 学齢期の取り組みの充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3 5
- 施策 学齢期から青年期への円滑な移行・・・・・・・・・・ 1 3 8

柱立て(2) 成人期の障がい者がライフステージに応じた支援を受けられる体制の充実

- 施策 障がい福祉サービスの充実・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4 1

第1章 3つの計画の基本的な考え方

1 策定の背景

(1) 国際的な障がい者(児)福祉の動向(障害者権利条約)

障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)は平成18年に国連総会で採択され、わが国は翌年の平成19年に署名し、速やかな条約の批准をめざしました。政府は「国内法の整備をはじめとする諸改革を進めるべき」との障がい当事者の意見を踏まえ、平成21年に「障がい者制度改革推進本部」を設置し、条約批准に向けて集中的に国内法の整備を進めました。その後、障害者基本法の改正を始めとした障がい福祉関連の国内法を整えた後、わが国は平成26年に障害者権利条約を批准し、発効されました。

障害者権利条約では、障がいに基づくあらゆる差別を禁止しています。差別には障がい者であることを理由とした直接的な差別だけでなく、障がい者の権利確保のために、必要である調整を行わない(例:区が適切で合理的な金銭的負担であるにもかかわらず、段差のある場所にスロープを設置しない)等の「合理的配慮の否定」も含まれます。

また、この条約では障がいの有無にかかわらず、誰もが住みたい場所に住み、受けた教育を受け、地域社会におけるサービスを利用できるよう、障がい者の自立した生活と地域社会への包容について定めています。

なお、条約の遵守状況を監視するため、「障害者の権利に関する委員会」に条約の内容がどのように実施されているかを政府が報告する義務があります。

(2) わが国の障がい者(児)福祉の動向

わが国は障害者権利条約の批准に向け、平成19年以降、以下の法令整備を行ってきました。

ア 障害者基本法の改正

平成23年7月に障害者基本法が改正されました。改正後の障害者基本法には、「すべて障害者は、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること」「すべて障害者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと」「すべて障害者は、言語(手話を

含む)その他意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること」を理念とし、「すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことが明記されました。

イ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)の制定

平成23年6月には、障害者虐待防止法が成立、平成24年10月に施行されました。障害者虐待防止法では、「養護者による障害者虐待」「障害者福祉施設従業者による障害者虐待」「使用者による障害者虐待」を虐待と定め、「身体的虐待」「ネグレクト(養護者が障がい者等に対して食事、その他の日常生活の援助を怠り、放置すること)」「心理的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」を虐待の類型として定義づけました。

虐待防止施策としては、区市町村、都道府県、国がそれぞれの役割を担い、相談、事実確認、居室確保等を行っています。また障害者虐待防止法では、虐待を受けた障がい者に対する保護と自立支援だけでなく、養護者に対する支援等に関する施策を実施し、もって障がい者の権利利益の擁護に資することも目的としています。

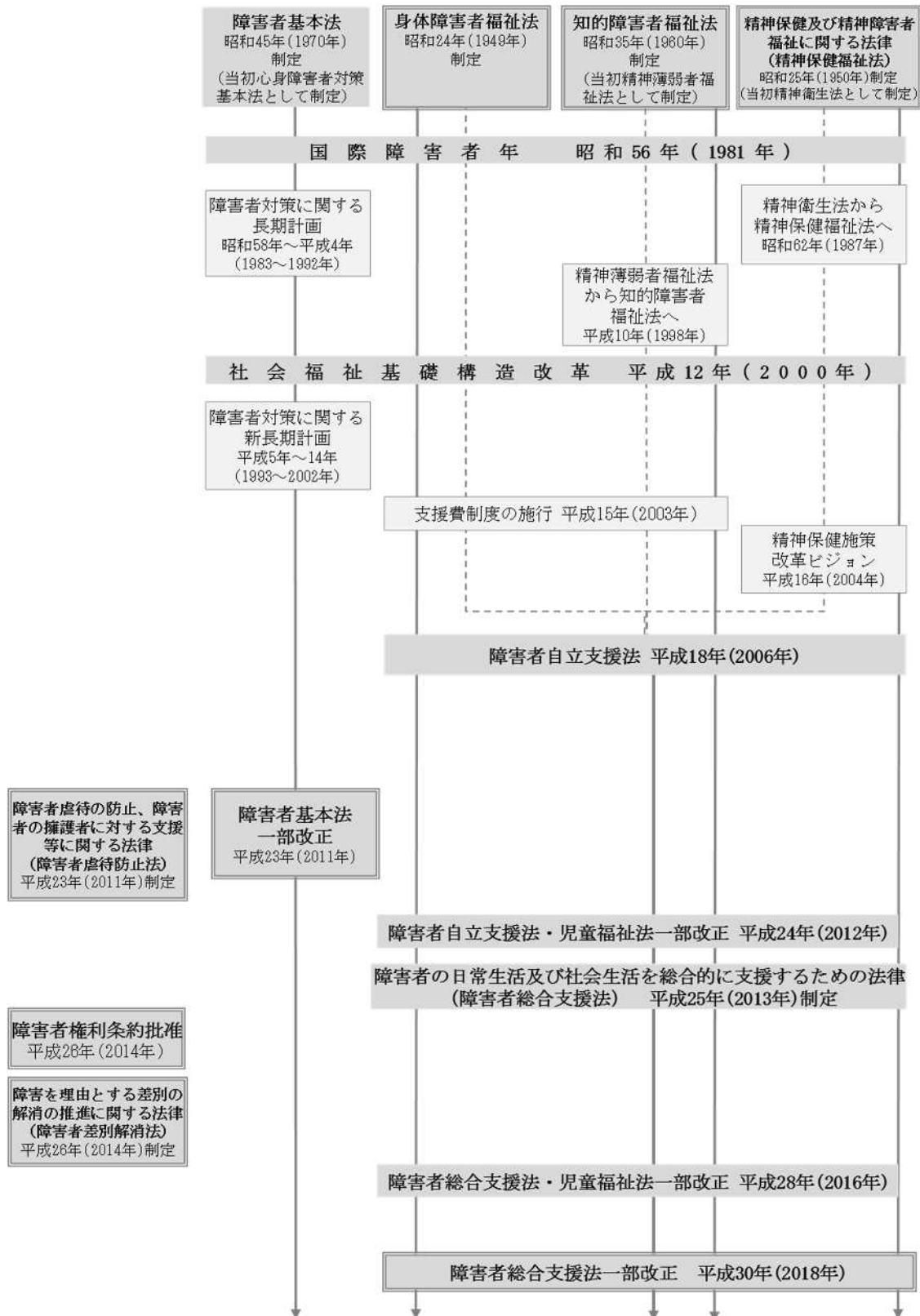
ウ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)の制定

平成25年6月には、障害者差別解消法が成立、平成28年4月に施行されました。障害者差別解消法は、「国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による『障害を理由とする差別』を禁止すること」「差別を解消するための取組について政府全体の方針を示す『基本方針』を作成すること」「行政機関等ごと、分野ごとに障害を理由とする差別防止の具体的内容等を示す『対応要領』『対応指針』等を作成すること」等を定めています。

この法律のポイントは、国・地方公共団体等、民間事業者にかかわらず、障がい者に対する不当な差別的取り扱いを禁止していることです。

また、障がい者への合理的配慮については、国や地方公共団体等については法的義務を、民間事業者については努力義務を定めています。

戦後の障がい福祉関連法等の変遷



2 これまでの足立区の障がい者（児）福祉の取り組みと計画の進捗状況

医学の進歩や平均寿命の伸びによる障がい者の高齢化の他、発達障がいや、高次脳機能障がい等、今まで見逃されていた障がいの顕在化等に伴う障がい者（児）の増加が続いています。また法律の改正により、福祉サービスが措置制度から障がい者と福祉サービスを提供する事業所と間の契約に変化し、障がい福祉サービスの支給量が増大してきました。その中で足立区は、居宅介護、日中活動支援、補装具費の支給、日常生活用具等の支給、各種手当の支給、外出支援等、多岐に渡る障がい福祉サービスの充実を図ってきました。

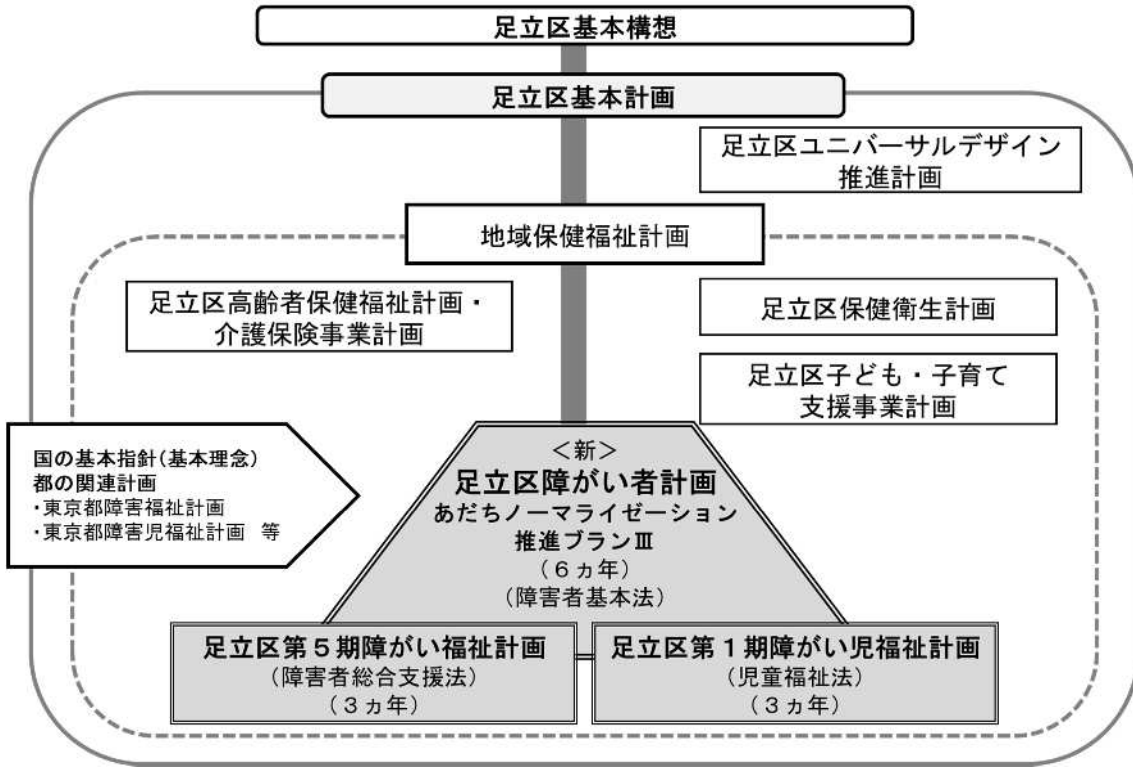
その中でも「就労移行支援事業」「就労継続支援A型事業」「放課後等デイサービス事業」は想定値を大きく上回る実績を示しています。

今般国が、就労継続支援A型事業については 事業収入から必要経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金総額以上となること、賃金を給付費から支払うことは原則禁止とし、また放課後等デイサービスについては「管理責任者の資格要件の見直し」と「半数以上の職員が有資格者であること」を定めたため、今後事業所数や利用者数に変化があることが想定されます。

一方、地域移行支援事業、地域定着支援事業、成年後見制度利用支援事業等は、母数が小さいこともありますが、地域移行を行うための重度障がい者向けグループホームの設置が進んでいない等の理由から、計画値を大きく下回っています。

3 足立区障がい者計画～あだちノーマライゼーション推進プラン～と
足立区第5期障がい福祉計画、足立区第1期障がい児福祉計画の位置付け

3つの障がい福祉関連計画の位置付け



4 計画の期間

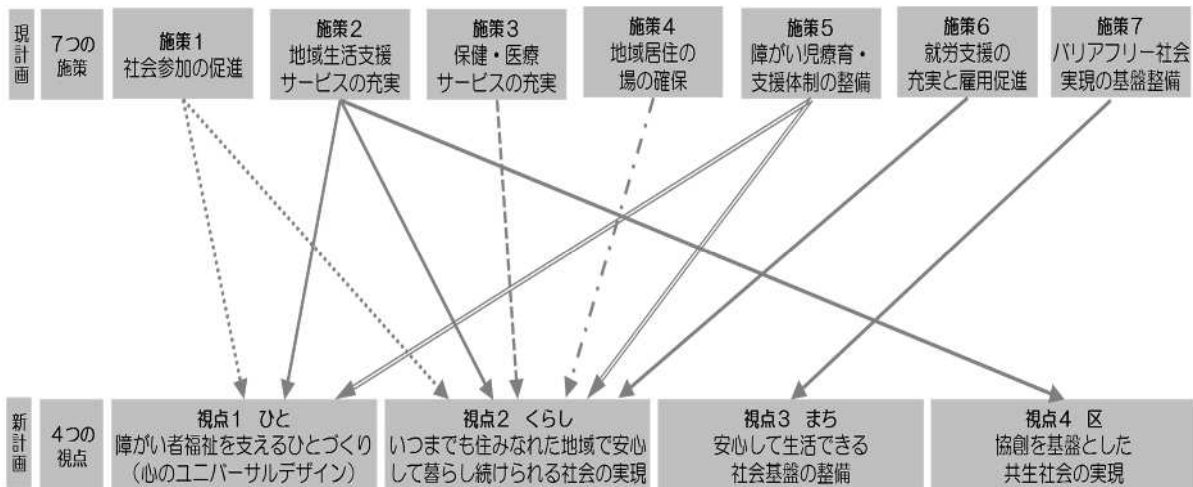
障がい者計画は、障害者基本法の規定により平成30年度から6年間、障がい福祉計画は障害者総合支援法、障がい児福祉計画は児童福祉法の規定により平成30年度からそれぞれ3年間とし、以下に年度間イメージを記します。

平成	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)
障がい者計画 (障害者基本法)	現 障がい者計画 あだちノーマライゼーション推進プラン (平成24年度～平成29年度)			新 障がい者計画 あだちノーマライゼーション推進プラン					
障がい福祉計画 (障害者総合支援法)	第4期障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画		第6期障がい福祉計画 (予定)			
障がい児福祉計画 (児童福祉法)				第1期障がい児福祉計画		第2期障がい児福祉計画 (予定)			

第2章 これまでの足立区の取り組み

これまで足立区は、足立区障がい者計画～あだちノーマライゼーション推進プラン（平成24年度～29年度）の中で、障がい福祉の推進に積極的に取り組んできました。現計画の策定時から現在までの様々な状況の変化を踏まえ、これまでの取り組みを新たな足立区障がい者計画～あだちノーマライゼーション推進プラン（平成30年度(2018年度)～2023年度)につなげていきます。

< 現計画の7つの施策から新計画の4つの視点へ >



【現計画】施策1 社会参加の促進

障がい者が生活のゆとりと豊かさを実感するとともに、社会参加の機会を充実していくために、多様な活動の場の提供と、参加のための条件整備を積極的に推進してきました。また、障がいについての区民理解を促進し、地域でいきいきと生活できる環境づくりをめざしてきました。

- ☞【新計画】 視点1ひと 柱立て(2)(P.21)
- 視点2暮らし 柱立て(4)(P.24)

【現計画】施策2 地域生活支援サービスの充実

障がいの種別にかかわらず、また、重度の障がいがあっても地域で自立した生活が続けることができるよう、障がい者の意思決定への支援に配慮しつつ、社会福祉法人や本人・家族等の協力のもと必要なサービスを適切に提供するため、障がい者への相談支援体制の整備を進めてきました。また、日常生活を送る上で欠くことのできない介護・介助、コミュニケーション等の生活支援サービス、ホームヘルプなどのサービスの充実をめざしてきました。

- ☞【新計画】 視点1ひと 柱立て(1)(P.20)
- 視点2くらし 柱立て(2)(P.23)
- 視点4区 柱立て(1)(P.27)

【現計画】施策3 保健・医療サービスの充実

健康についての正しい知識の普及を図るなど、障がい者の健康づくりを進めました。

- ☞【新計画】 視点2くらし 柱立て(1)(P.22)
- ☞足立区保健衛生計画

【現計画】施策4 地域居住の場の確保

障がい者が地域で生活をしていくためには、障がいに配慮した住宅を整備することが必要です。障がい者が必要な援助を受けながら安心して地域で生活できるよう、グループホームなどの多様なケア付き住宅等の誘致に取り組みました。

- ☞【新計画】 視点2くらし 柱立て(2)(P.23)

【現計画】施策5 障がい児療育・支援体制の整備

障がい者が地域における自立した生活を実現するためには、乳幼児期から、学齢期・青年期に至る成長過程で、地域や社会で生きる力を獲得していくための援助を、適切かつ継続的に行うことが大切です。そのため、できるだけ早い時期から、一人ひとりの障がい児とその保護者に対する相談と支援の場を整備し、発達障がい等の障がい児支援を強化してきました。

- ☞【新計画】 視点1ひと 柱立て(1)(P.20)
- 視点2くらし 柱立て(1)(P.22)

【現計画】施策6 就労支援の充実と雇用促進

就労を通じて社会的役割を担いつつ、経済的な自立や社会的自立を促進していくため、障がい福祉センターを中心とし、就労相談、就労準備支援、訓練に加え、多様な就労の場の確保から職業定着支援まで、継続して行える就労支援体制を充実させてきました。また、就労継続支援事業A型、B型の拡大などに積極的に取り組みました。

- ☞【新計画】 視点2くらし 柱立て(3)(P.24)

【現計画】施策7 バリアフリー社会実現の基盤整備

すべての人が安全、安心、快適に暮らし続けることができるよう、利用しやすい施設の整備と次代を担う人材の育成により、ユニバーサルデザインの考えとバリアフリー化を推進しました。

☞【新計画】 視点3まち 柱立て(1)(P.25)

視点3まち 柱立て(2)(P.26)

ノーマライゼーションとは

一般に、障害のあるなしにかかわらず、地域において、ごく普通の生活をしていけるような社会をつくっていくこととされている。これは、障害者の存在を特別のものと考えて社会的に隔離するのではなく、障害のある人もない人も地域でともに生活している状態こそが自然であるという前提のもとに、障害のある人もまた、家庭や地域において普通の生活を送ることを可能としていくための方策を講じていくことの重要性を訴えているのである。(平成8年度 厚生白書より)

ユニバーサルデザインとは

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。
(障害者基本計画(平成14年12月24日閣議決定)より)

バリアフリーとは

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。(障害者基本計画(平成14年12月24日閣議決定)より)

第3章 足立区が目指す障がい福祉

1 基本理念

障害者基本法の目的として、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」と述べられています。足立区においても、共生社会の実現に向けて、以下の基本理念を掲げます。

**障がいの有無にかかわらず、
誰もが住みなれたまちで共に安心して
生活し続けられる足立区の実現**

2 基本理念を実現するための4つの視点

足立区基本構想（平成28年10月策定）において、30年後の足立区を目指す姿として、「協創力で作る 活力にあふれ 進化し続ける ひと・まち 足立」を掲げました。その実現のために策定した足立区基本計画（平成29～36年度）では、「ひと」「暮らし」「まち」「行財政」の4つの視点に基づき、区のすべての施策を体系的に整理しました。

足立区基本計画の分野別計画のひとつとして位置づけられる足立区障がい者計画も、「ひと」「暮らし」「まち」「区」の4つの視点に基づき策定します。

<視点1> ひと（☞P.20～）

○障がい者福祉を支える人づくり（心のユニバーサルデザイン）

<視点2> 暮らし（☞P.22～）

○いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現

<視点3> まち（☞P.25～）

○安心して生活できる社会基盤の整備

<視点4> 区（☞P.26～）

○協創を基盤とした共生社会の実現

第4章 策定にあたっての基本的な考え方

1 国の考え方～障害者総合支援法の改正～

平成25年4月に施行された障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の附則では、施行後3年を目途として障がい福祉サービスの在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされていました。

このため社会保障審議会 障害者部会において、障がい関連団体等からのヒアリングと検討を重ね、報告書を国に提出しました。

各自治体は、この報告に基づき、障がい者が自らの望む地域生活を営めるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスへの円滑な利用（移行）を促進するための見直しを行うこと。また、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うこととし、以下の（1）～（3）を盛り込んだ法改正を行いました。

改正は、平成28年6月3日に公布され、平成30年4月1日施行（但し、一部公布の日を施行日としている）とされました。

平成29年12月現在、具体的な内容が明らかになっていない点もありますが、区としてこの改正を着実に実行していきます。

（1）障がい者の望む地域生活の支援

- ア 地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設
- イ 就労定着に向けた支援を行う新たなサービス（就労定着支援）の創設
- ウ 重度訪問介護の訪問先の拡大
- エ 高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用

- (2) 障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応
 - ア 居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設
 - イ 保育所等訪問支援の支援対象施設の拡大
 - ウ 医療的ケアを要する障がい児に対する支援（連絡調整体制の整備）
 - エ 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築（障がい児福祉計画の策定）
- (3) サービスの質の確保・向上に向けた環境整備
 - ア 補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）
 - イ 障がい福祉サービス等の情報公開制度の創設

2 足立区の協創の推進とこれからの障がい福祉の取り組み

(1) 足立区基本構想及び基本計画の考え方

足立区基本計画は、基本構想で掲げた「協創力でつくる 活力にあふれ進化し続ける ひと・まち 足立」の実現に向け「持続可能な区政運営の推進」「安全で、活力と魅力あるまちづくりの推進」「戦略的な公共施設マネジメントの推進」「新たな経営理念による区政経営の推進」を基本の考え方に据え区政運営を推進することとしました。

(2) 協働から協創へ

これまで区は「協働」を推進し、成果をあげてきました。しかし区民の高齢化や価値観の多様化などにより、「協働」の担い手が不足・固定化しがちで、活動に支障が出てきました。一方区が抱える課題は年々複雑化・困難化してきており、現状を打開するための、新たな仕組みの構築が急務となっています。これまでの「協働」はあくまでも行政主導で進んできたことから、情報伝達が一方通行になりがちであり、「協働」のパートナーの範囲も事業ごとに限定的な域を脱することができませんでした。

そこで、時代の変化から生じる課題を克服するために、まず、子どもから高齢者、障がいのある人等、多様な個が夢や希望に向かってチャレンジし、社会と関わる中で、自ら誇りや生きがいを感じられることが重要と考えました。そのうえで、互いの個性や価値観を認めあい、ゆるやかにつながり支えあえば、より一層力を発揮することができます。この仕組みを「協創」と呼び、持続可能なまちを築き上げる根本と位置づけます。

(3) 障がい福祉と協創

これまで国、都、区は、障がいがある方の需要が高い施設の整備、障がい者雇用率の増加へ向けた取組みの推進、各種福祉サービスの利用支援等を行ってきており、足立区第4期障がい福祉計画で定めた目標値は概ね達成している状況にあります(足立区第5期障がい福祉計画(P.34～P.114)における計画値と実績値参照)。

今後は、障がい者の望む地域生活の支援や就労者に対する支援などの新たなサービスや、重度障がい者のための支援の拡充が必要です。

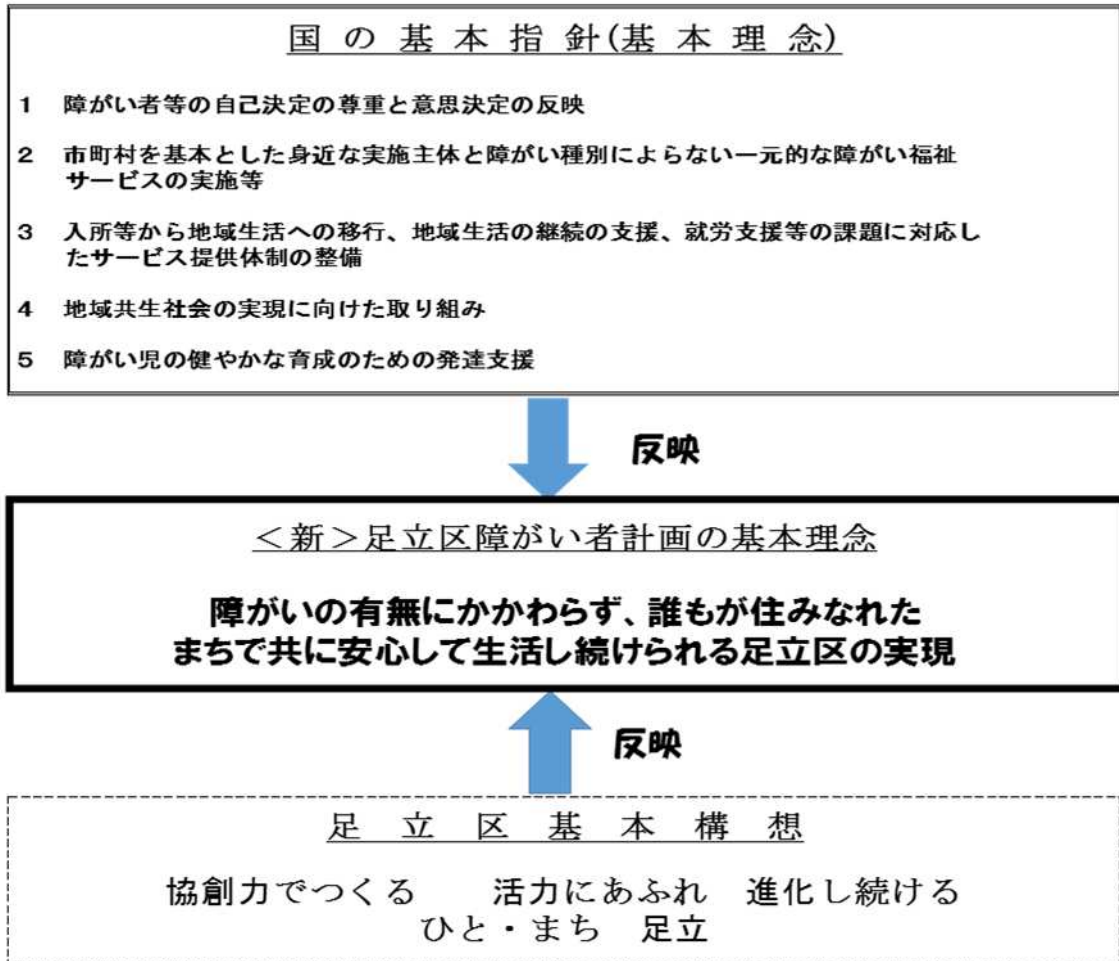
障がい児支援については、「障がい児福祉計画」に基づき、障がい特性の多様化に対応し早期発見・支援の仕組みを充実させるとともに、重症心身障がい児(者)等に対する支援の強化が必要となります。また、サービスの量の確保とともに、質の向上に向けた取組みが強く求められています。

これらの取り組みは区だけで達成できるものではありません。障がい者団体、民生・児童委員、ボランティアの組織、社会福祉法人、区内の関連団体、民間関連事業所などが、ともに連携し合うことで、はじめて実現に向かって動き出すことができると考えます。

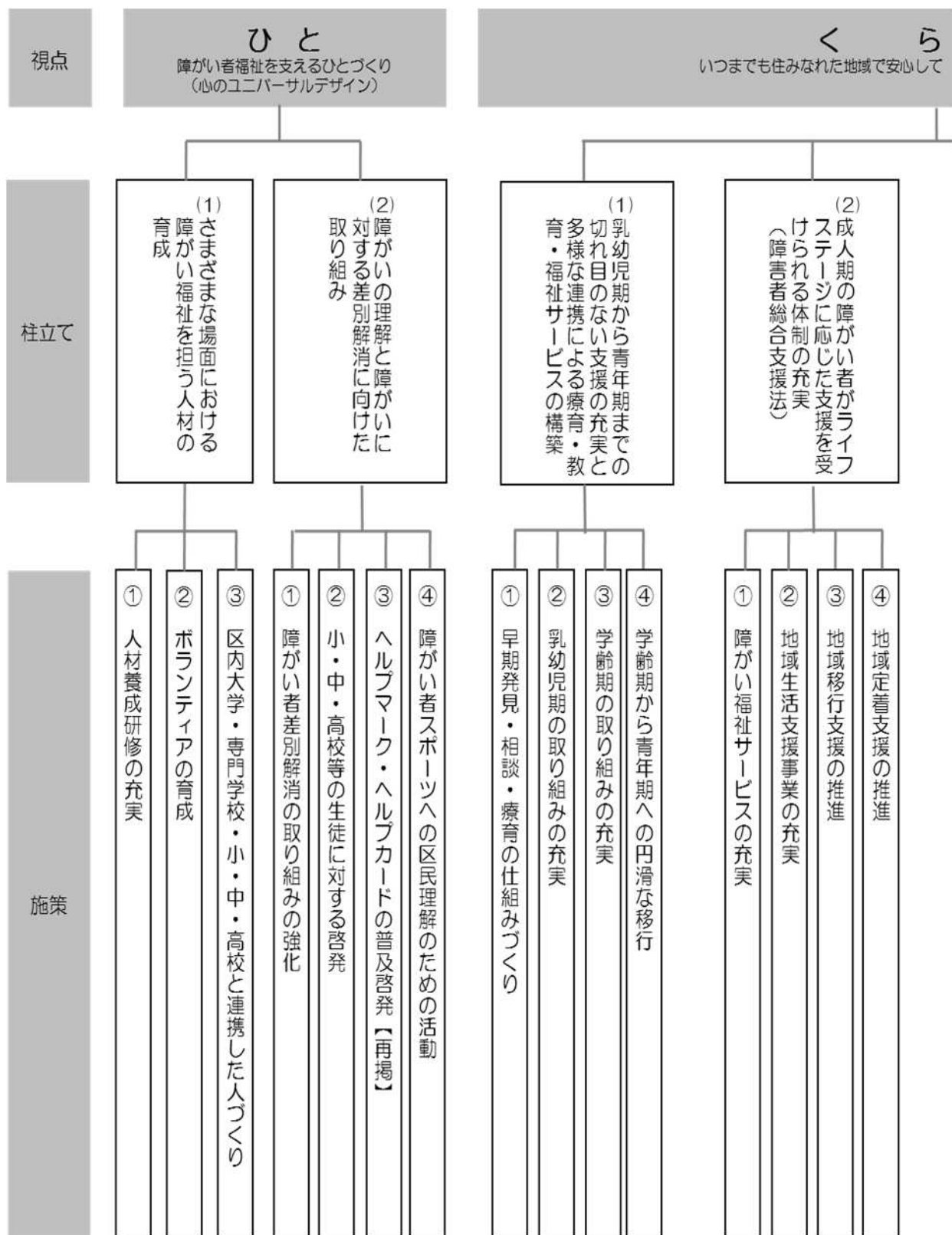
障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域でライフステージに応じた必要な支援を受け、ともに安心して生きる社会を構築するために、協創の推進は不可欠です。足立区は今後障がい福祉の分野においても「協創力をつくる活力にあふれ 進化し続ける ひと・まち 足立」の考え方を取り入れ、障がい福祉の推進に取り組んでいきます。

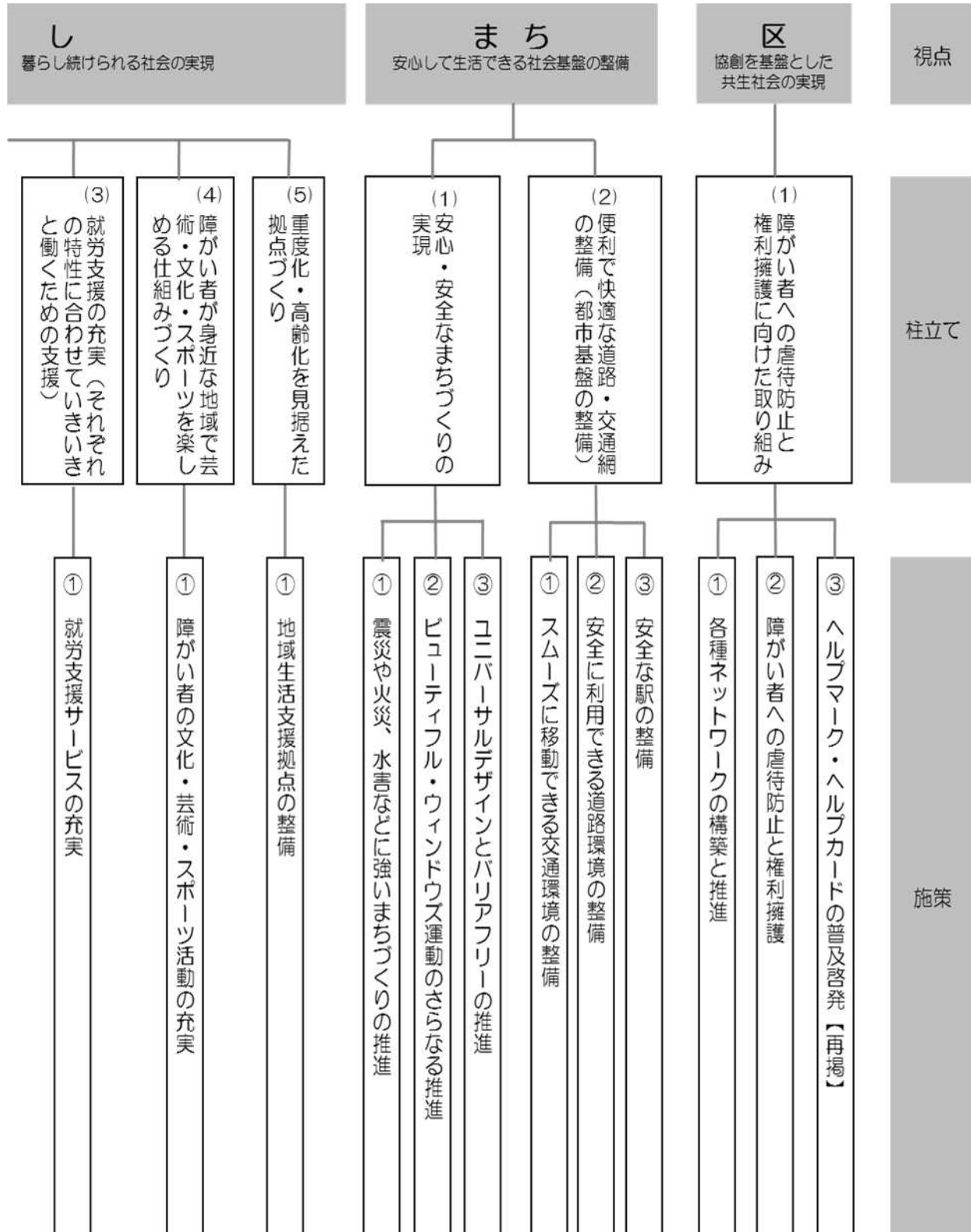
3 国の基本指針（基本理念）と足立区障がい者計画との関係

国は共生社会の実現に向けて、以下の基本指針を示しています。一方、足立区は基本構想で、30年後を見据えて、足立区に関わる人々やその人々の暮らしを支える区が目指す姿を定めました。これらを踏まえ、足立区障がい者計画が目指す基本理念を策定しました。



第5章 施策の体系





第6章 4つの視点の成果指標と今後の施策

< 視点1 > ひと

○成果指標○

1 日常生活の中で、周囲から配慮されていると思う障がい者の割合

現状値 28年度 (2016年度)	中間目標値 2020年度	目標値 2023年度
-	35%	40%

2 日常生活の中で、障がい者・高齢者等の様々な人々に配慮していると思う区民の割合

現状値 27年度 (2015年度)	中間目標値 2020年度	目標値 2024年度
-	45%	50%

足立区基本計画施策指標のため、平成27年度(2015年度)、2020年度、2024年度の数値です。

柱立て(1) さまざまな場面における障がい福祉を担う人材の育成

障がい者福祉を担う人材の不足が顕著になっている中、人材育成は喫緊の課題です。足立区としてさまざまな場面において、障がい福祉を担う人材の育成を図ります。

施策 人材育成研修の充実 (☞第5期障がい福祉計画P.35)

区の各機関や社会福祉協議会、各障がい福祉団体等が実施する研修を充実することで、障がい福祉関連資格を取得し、スキルの高い人材育成をめざします。

施策 ボランティアの育成 (☞第5期障がい福祉計画P.41)

ボランティアを必要としている障がい者施設にとって、ボランティアに関心を持つ区民の育成は欠かせません。社会福祉協議会が実施してい

るボランティア入門講座や当事者のボランティア（ピアサポーター）の育成と参加者の増加をめざします。

施策 区内大学・専門学校・小・中・高等学校と連携した人づくり
（☞第5期障がい福祉計画P.44）

人材育成には、小学校から大学までの児童・生徒・学生への啓発が必要です。積極的に各学校と連携し、障がい理解と将来の人材育成を図ります。

柱立て（2）障がいの理解と障がいに対する差別解消に向けた取り組み

障がいを理由とした差別は、残念ですが未だにありません。障がい者差別の解消には、障がいに対する理解が大前提となります。足立区は今後一層障がい理解と障がい差別の解消に向けた取り組みを進めていきます。

施策 障がい者差別解消の取り組みの強化
（☞第5期障がい福祉計画P.47）

障がい者差別の解消に向けた各種研修を充実させることで、障がい児（者）に対する理解を深めていきます。

施策 小・中・高校等の生徒に対する啓発
（☞第5期障がい福祉計画P.49）

障がい者差別の解消には、子どものときからの啓発が重要です。積極的に児童・生徒向けの啓発に取り組んでいきます。

施策 ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発（再掲：視点4）
（☞第5期障がい福祉計画P.51）

東京都とタイアップして実施しているヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発ですが、今後あらゆる場面で区民に対する働きかけをより一層強化していきます。

施策 障がい者スポーツへの区民理解のための活動
（☞第5期障がい福祉計画P.54）

2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックに向けた各種取り組み等とおして、障がい者も活躍できるスポーツについて区民の理解を深めていきます。

<視点2> くらし

○成果指標○

- 1 「障がい者支援施策に満足している」と思う障がい者の割合

現状値 28年度 (2016年度)	中間目標値 2020年度	目標値 2023年度
-	48%	50%

<視点3> まちにも同指標設定

- 2 支援が必要と思われる就学前(1歳児～5歳児)の乳幼児のうち、発達相談につながった割合

現状値 27年度 (2015年度)	中間目標値 2020年度	目標値 2024年度
60%	65%	70%

足立区基本計画施策指標のため、平成27年度(2015年度)、2020年度、2024年度の数値です。

- 3 福祉施設から一般就労への移行実績を2020年度(平成32年度)末までに平成28年度実績の1.5倍以上とする

現状値 28年度 (2016年度)	中間目標値 2020年度	目標値 2023年度
26人	40人	55人

柱立て(1) 乳幼児期から青年期までの切れ目のない支援の充実と多様な連携による療育・教育・福祉サービスの構築

支援の必要な障がい児に対する支援に切れ目があってはいけません。乳幼児期、学齢期、そして青年期へと、連続性を保った支援をめざします。そのなかで、足立区独自のちゅうりっぷシート等の各種シートを活用し、発達支援機関・教育機関との連携を図っていきます。

施策 早期発見・相談・療育の仕組みづくり

(☞第1期障がい児福祉計画P.125)

足立区では以前から支援が必要と思われる乳幼児の早期発見と支援に取り組んできました。

今後は、国が進める訪問型児童発達支援への取り組みや、ペアレントメンター相談の充実に努めていきます。

施策 乳幼児期の取り組みの充実(☞第1期障がい児福祉計画P.129)

切れ目のない支援は、乳幼児期から始まります。乳幼児健診で発見された支援の必要な子どもに対して各種機関が連携して多用な支援を提供していきます。

施策 学齢期の取り組みの充実(☞第1期障がい児福祉計画P.135)

教育機関が発達支援の中心となるこの時期は、まず就学相談が重要な意味を持ちます。適切な就学相談から、個々に合った就学の選択を提案していきます。また質の高い放課後等デイサービスの提供も重要になります。

施策 学齢期から青年期への円滑な移行

(☞第1期障がい児福祉計画P.138)

学齢期から青年期に向けて、学生から社会人として一般就労や福祉的就労、通所訓練等へと進んでいきます。学齢期から青年期の適切な移行に向けて、様々な取り組みを行っていきます。

柱立て(2) 成人期の障がい者がライフステージに応じた支援を受けられる体制の充実(障害者総合支援法)

障害者総合支援法に基づくサービスは多岐に渡り、それぞれが重要な役割を持ちます。各サービスの充実と、体制整備を進めていきます。

施策 障がい福祉サービスの充実(☞第5期障がい福祉計画P.59)

障害者総合支援法に基づく様々な福祉サービスの充実をめざします。

施策 地域生活支援事業の充実(☞第5期障がい福祉計画P.71)

障害者総合支援法に基づき、区が独自に実施するサービスです。この事業についても、充実をめざします。

施策 地域移行支援の推進（☞第5期障がい福祉計画P.80）
東京都外の施設に居住する心身障がい者や病院に長期入院する精神障がい者が、生まれ育った足立区で生活できるよう支援する事業です。
様々な課題から地域移行が難しい障がい者に対して援助を行います。

施策 地域定着支援の推進（☞第5期障がい福祉計画P.83）
地域移行した障がい者が、地域で生活し続けるために援助を行う事業です。

柱立て（3）就労支援の充実 （それぞれの特性に合わせていきいきと働くための支援）

一般就労から福祉就労まで、様々な障がい者の就労環境が拡大する中、仕事に就き、充実した日々を過ごせるよう、就労支援の支援の充実を図ります。

施策 就労支援サービスの充実（☞第5期障がい福祉計画P.85）

柱立て（4）障がい者が身近な地域で芸術・文化・スポーツを楽しむ仕組みづくり

障がいの有無にかかわらず、文化的な生活を過ごす事は重要です。障がい者が地域においていきいきと楽しく生活できる仕組みを作っていきます。

施策 障がい者の文化・芸術・スポーツ活動の充実
（☞第5期障がい福祉計画P.91）

柱立て（5）重度化・高齢化を見据えた拠点づくり

障がい者及び保護者の高齢化が進む中、地域で生活する障がい者を総合的に支援する施設が必要です。そこで地域生活支援の整備を進めて行きます。

施策 地域生活支援拠点の整備（☞第5期障がい福祉計画P.95）

<視点3> まち

○成果指標○

1 「快適で安全なまちである」と思う障がい者の割合

現状値 28年度 (2016年度)	中間目標値 2020年度	目標値 2023年度
-	41%	43%

2 「快適で安全なまちである」と思う区民の割合

現状値 27年度 (2015年度)	中間目標値 2020年度	目標値 2024年度
41.5%	43.5%	45.5%

足立区基本計画施策指標のため、平成27年度(2015年度)、2020年度、2024年度の数値です。

3 「障がい者支援施策に満足している」と思う障がい者の割合【再掲】

現状値 28年度 (2015年度)	中間目標値 2020年度	目標値 2023年度
-	48%	50%

<視点2>くらしにも同指標設定

柱立て(1) 安心・安全なまちづくりの実現

犯罪が少なく災害に強いまちづくりは、災害弱者となりやすい障がい者にとって重要な課題です。また、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりとバリアフリーの推進も誰もが安心して暮らし続けるために欠かせません。

施策 震災や火災、水害などに強いまちづくりの推進

(☞第5期障がい福祉計画P.97)

一般的な災害に強いまちづくりに加え、障がい者にとって万一の災害時にも安心して生活のできる避難所の設置は欠かせません。災害弱者も利用し易い避難所の増設に努めていきます。

施策 ビューティフル・ウィンドウズ運動のさらなる推進

(☞第5期障がい福祉計画P.99)

障がいの有無にかかわらず、足立区が進めている防犯と美化の施策を地域と連携しながらさらに推進・拡大していきます。

施策 ユニバーサルデザインとバリアフリーの推進

(☞第5期障がい福祉計画P.101)

あらゆる生活の場面において誰もが利用しやすく、思いやりのある社会をつくるため、ユニバーサルデザインとバリアフリーの推進に努めます。

柱立て(2) 便利で快適な道路・交通網の整備(都市基盤の整備)

誰もが快適に移動できる環境の整備は、障がい者の社会参加を容易にするとともに、バリアフリーの観点からも重要です。さまざまな場面で安全な移動手段の整備を図っていきます。

施策 スムーズに移動できる交通環境の整備

(☞第5期障がい福祉計画P.103)

誰もが利用しやすい交通環境の整備をめざし、鉄道・バス等の交通環境の整備を進めていきます。

施策 安全に利用できる道路環境の整備

(☞第5期障がい福祉計画P.105)

誰もが安全に移動できる、バリアを無くした歩道の整備を進めていきます。

施策 安全な駅の整備(☞第5期障がい福祉計画P.107)

内方線が付いた点字ブロックは区内の全ての駅に設置済みです。しかし、ホームドアの設置は残念ながら進んでいません。ホームでの事故をなくすために、鉄道事業者と連携してホームドアの設置に努めます。

<視点4> 区

○目標○

- 1 障がい福祉関連ネットワークの再構築とさらなる推進
(協創プラットフォームの構築)
- 2 障がいに対する理解と啓発の推進及び共生社会の実現

柱立て(1) 障がい者への虐待防止と権利擁護に向けた取り組み

障がい者の虐待防止については、視点1でも述べましたが、障がい者の権利を総合的に守る取り組みも欠かせません。

施策 各種ネットワークの構築と推進

(☞第5期障がい福祉計画P.109)

障がい者の権利を守る各種ネットワークを一層充実させ、障がい者の権利を守る施策を推進していきます。

施策 障がい者への虐待防止と権利擁護

(☞第5期障がい福祉計画P.111)

障がい者の権利を守る後見(保佐・補助)事業の利用者を増やすとともに、障がい者虐待について取り組んでいきます。

施策 ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発(再掲:視点1)

(☞第5期障がい福祉計画P.114)

東京都とタイアップして実施しているヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発ですが、今後あらゆる場面で区民に対する働きかけをより一層強化していきます。

足立区第5期障がい福祉計画

(2018年度(平成30年度)から2020年度)

足立区第5期障がい福祉計画

目次

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 3
- 2 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 3

第2章 策定にあたっての基本的な考え方

- 1 国の考え方～成果目標～・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 4
- 2 足立区の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 4

第3章 活動指標

<視点1>ひと

柱立て(1) さまざまな場面における障がい福祉を担う人材の育成

- 施策 人材養成研修の充実・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 5
- 施策 ボランティアの育成・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 1
- 施策 区内大学・専門学校・小・中・高校と連携した人づくり・ 4 4

柱立て(2) 障がいの理解と障がい者に対する差別解消に向けた取り組み

- 施策 障がい者差別解消の取り組みの強化・・・・・・・・ 4 7
- 施策 小・中・高校等の生徒に対する啓発・・・・・・・・ 4 9
- 施策 ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発【再掲】・・ 5 1
- 施策 障がい者スポーツへの区民理解のための活動・・ 5 4

<視点2>くらし

柱立て(1) 乳幼児期から青年期までの切れ目のない支援の充実と

多様な連携による療育・教育・福祉サービスの構築・・ 5 8

この内容は全て足立区第1期障がい児福祉計画(P.125～)に記載。

柱立て(2) 成人期の障がい者がライフステージに応じた支援を受けられる体制の充実

- 施策 障がい福祉サービスの充実・・・・・・・・・・・・ 5 9
- 施策 地域生活支援事業の充実・・・・・・・・・・・・ 7 1
- 施策 地域移行支援の推進・・・・・・・・・・・・・・ 8 0

施策	地域定着支援の推進	83
柱立て(3)	就労支援の充実 (それぞれの特性に合わせていきいきと働くための支援)	
施策	就労支援サービスの充実	85
柱立て(4)	障がい者が身近な地域で芸術・文化・スポーツを 楽しめる仕組みづくり	
施策	障がい者の文化・芸術・スポーツ活動の充実	91
柱立て(5)	重度化・高齢化を見据えた拠点作り	
施策	地域生活支援拠点の整備	95
<視点3>まち		
柱立て(1)	安心・安全なまちづくりの実現	
施策	震災や火災、水害などに強いまちづくりの推進	97
施策	ビューティフル・ウィンドウズ運動のさらなる推進	99
施策	ユニバーサルデザインとバリアフリーの推進	101
柱立て(2)	便利で快適な道路・交通網の整備(都市基盤の整備)	
施策	スムーズに移動できる交通環境の整備	103
施策	安全に利用できる道路環境の整備	105
施策	安全な駅の整備	107
<視点4>区		
柱立て(1)	障がい者への虐待防止と権利擁護に向けた取り組み	
施策	各種ネットワークの構築と推進	109
施策	障がい者への虐待防止と権利擁護	111
施策	ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発【再掲】	114

第1章 計画の基本的な考え方

1 策定の背景

第5期足立区障がい福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」といいます。）第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するものです。

本計画では、第4期計画（平成27年度～29年度）に係る年度ごとのサービス見込み量の計画と実績の差異の評価や、障がい者（児）数の推移も踏まえ、内容の見直しとサービス見込量等を定めています。また、国が定めた計画とともに、足立区独自の活動指標も定めています。

2 計画の期間

障がい福祉計画は、障害者総合支援法に基づき、平成30年度から3年間の計画として策定します。

平成	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)
障がい者計画 (障害者基本法)	現 障がい者計画 あだちノーマライゼーション推進プラン (平成24年度～平成29年度)			新 障がい者計画 あだちノーマライゼーション推進プラン					
障がい福祉計画 (障害者総合支援法)	第4期障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画		第6期障がい福祉計画 (予定)			

第2章 策定にあたっての基本的な考え方

各施策ごとに多くの活動指標を設ける他、国が示した成果目標に加え、足立区基本構想及び基本計画に基づく成果指標を設定します。

1 国の考え方～成果目標～

< 国の成果目標 >

	項目	国が示す成果目標
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	○2020年度（平成32年度）末時点で、平成28年度末の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本とする。 2020年度（平成32年度）末時点の施設入所者数を平成28年度末時点から2%以上削減することを基本とする。
2	地域生活支援拠点等の整備	○2020年度（平成32年度）末までに各区市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。
3	福祉施設から一般就労への移行等	○2020年度（平成32年度）末までに平成28年度実績の1.5倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。 ○福祉施設から一般就労への移行の推進のため、2020年度（平成32年度）末における利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加することを目指す。 ○就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所を2020年度（平成32年度）末までに全体の5割以上とすることを目指す。 ○各年度における就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を80%とすることを基本とする。
4	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	○2020年度（平成32年度）末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場（各圏域/各区市町村）を設置。 ○2020年度（2020年度）末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）を設定（都道府県が設定）。 ○2020年度（平成32年度）末までの精神病床における早期退院率（入院後3カ月時点の退院率、入院後6カ月時点の退院率、入院後1年時点の退院率）を設定（都道府県が設定）。

2 足立区の考え方

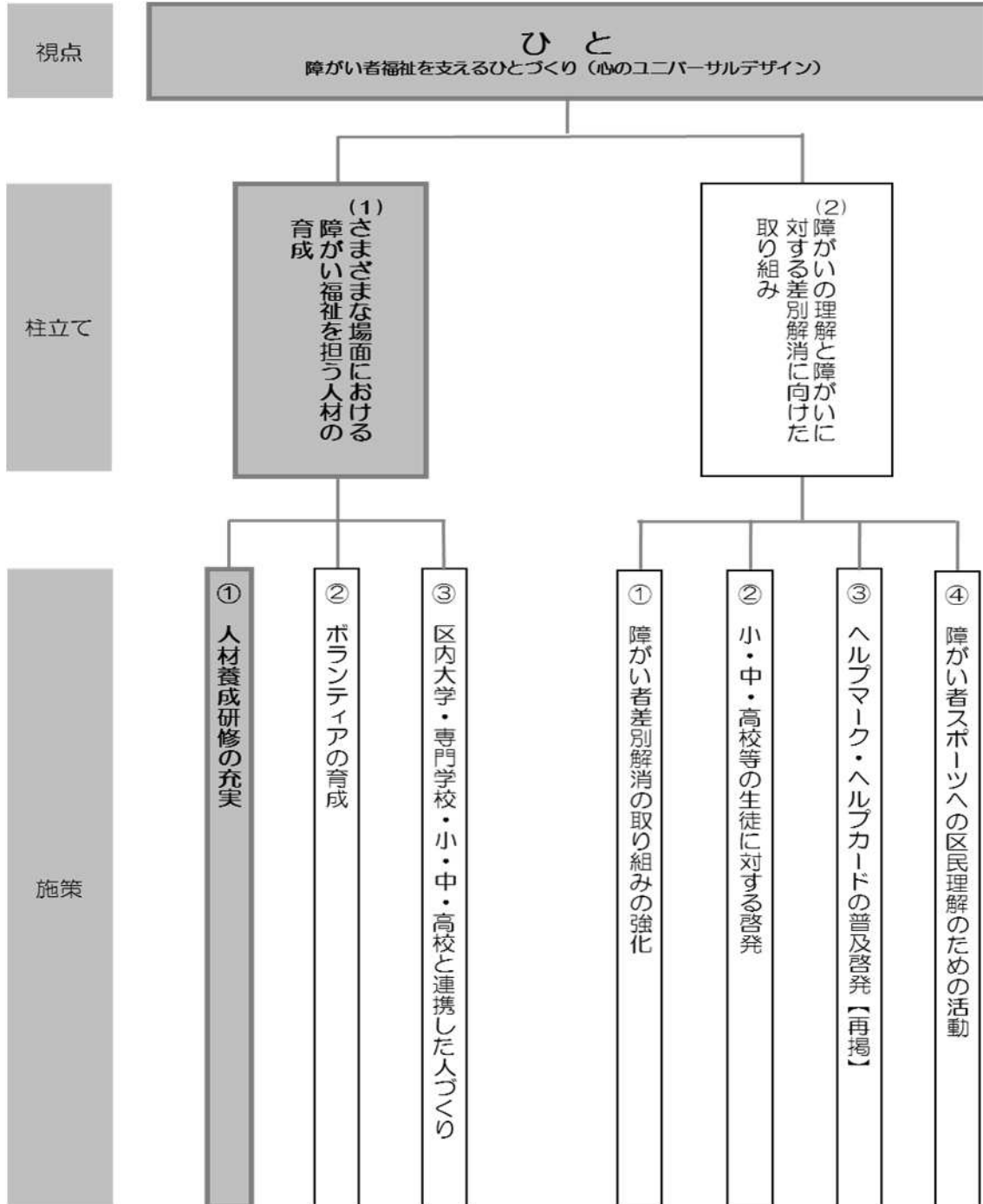
国が示した成果目標の他、足立区基本構想及び基本計画に基づく成果指標と、他の足立区の各種計画に基づく活動指標を第3章で設定しました。

第3章 活動指標

視点1 ひと

柱立て(1) さまざまな場面における障がい福祉を担う人材の育成

施策 人材養成研修の充実



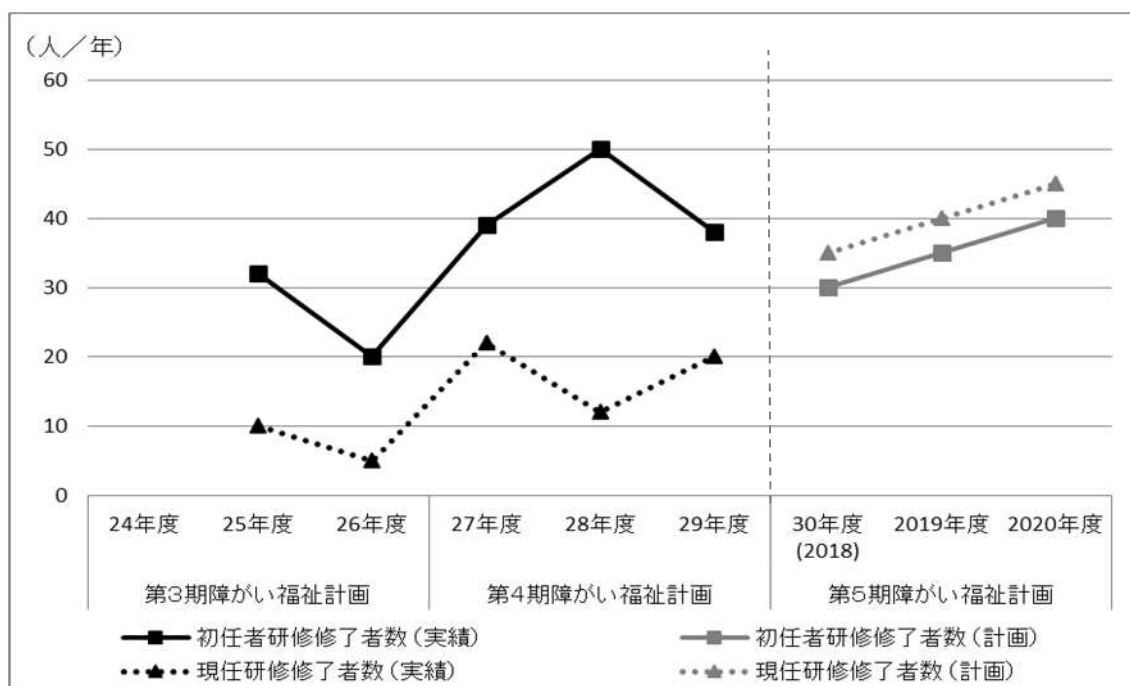
【施策 ・活動指標ア】

相談支援従事者初任者研修・現任研修修了者数

障がい福祉サービスを利用する際の基礎となる、「サービス等利用計画」「障害児支援利用計画」の作成にあたる相談支援専門員の育成を図る研修です。東京都が年2回研修を実施している他、足立区では独自に障がい福祉センターあしすとで、平成28・29年度に初任者研修を実施し、平成30年度以降は、現任研修を実施する予定です。

		第3期障がい福祉計画			第4期障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (2018)	2019 年度	2020 年度
初任者研修修了者数 (人/年)	計画	計画設定無し			計画設定無し			30	35	40
	実績		32	20	39	50	42			
現任研修修了者数 (人/年)	計画	計画設定無し			計画設定無し			40	45	50
	実績		10	5	22	12	20			

29年度は推計値



【施策 ・活動指標イ】

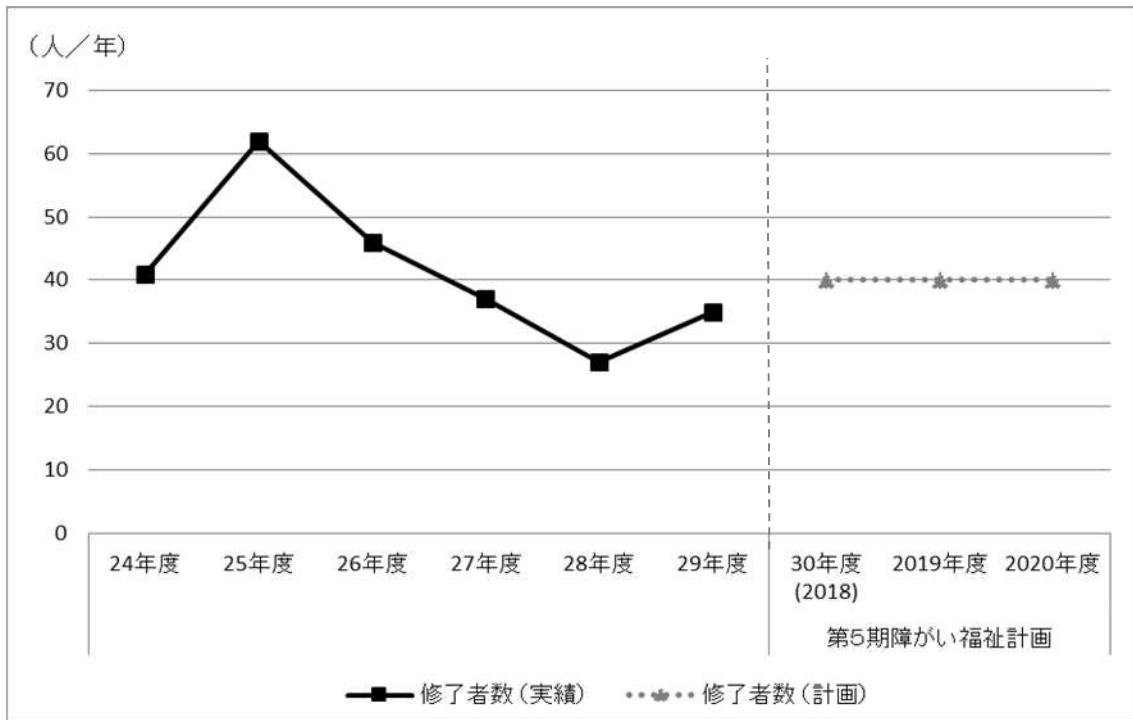
同行援護従事者養成研修修了者数

視覚障がい者の社会参加に欠かせない同行援護従業者養成研修を、東京都の指定を受けて足立区社会福祉協議会で実施しています。同行援護を必要とする視覚障がい者に対して区内事業者が安定したサービスを提供できるよう支援していきます。

今後は、研修内容や定員等について検討しながら、将来的には民間事業者に移管できるように計画的に進めていきます。

		第3期障がい福祉計画			第4期障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (2018)	2019 年度	2020 年度
修了者数(人/年)	計画	計画設定無し			計画設定無し			40	40	40
	実績	41	62	46	37	27	35			

29年度は推計値



【施策 ・活動指標ウ】

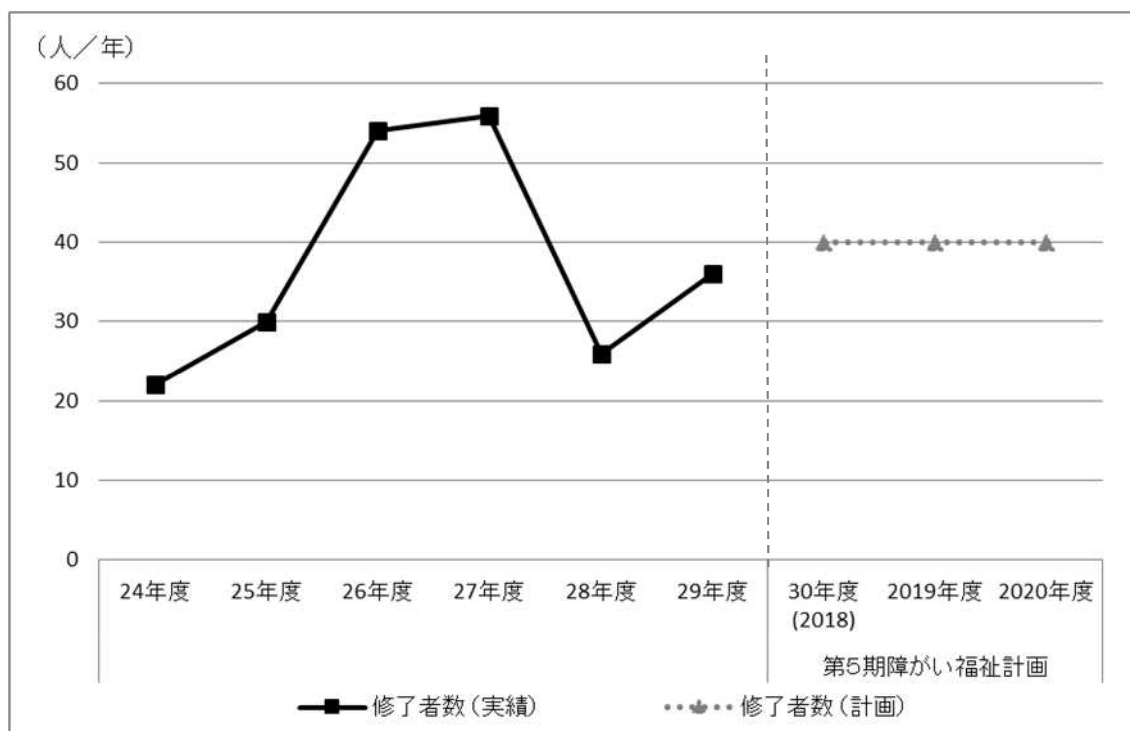
移動支援従事者養成研修修了者数

移動支援事業は、障がい者の社会参加に欠かせない事業です。障がい福祉センターあしすとで実施しているこの研修は、特に障がい特性に配慮し、対応しなければならない知的障がい者(児)のための移動支援事業従事者を養成することを目的に実施しています。

24年度から定数を変更しながら従業者の養成を実施していますが、年によって修了者数の増減があることから、毎年の修了者数の平均である40名を計画値として設定しました。今後も専門知識を有する移動支援従事者の育成に努めていきます。

		第3期障がい福祉計画			第4期障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (2018)	2019 年度	2020 年度
修了者数(人/年)	計画	計画設定無し			計画設定無し			40	40	40
	実績	22	30	54	56	26	36			

29年度は推計値



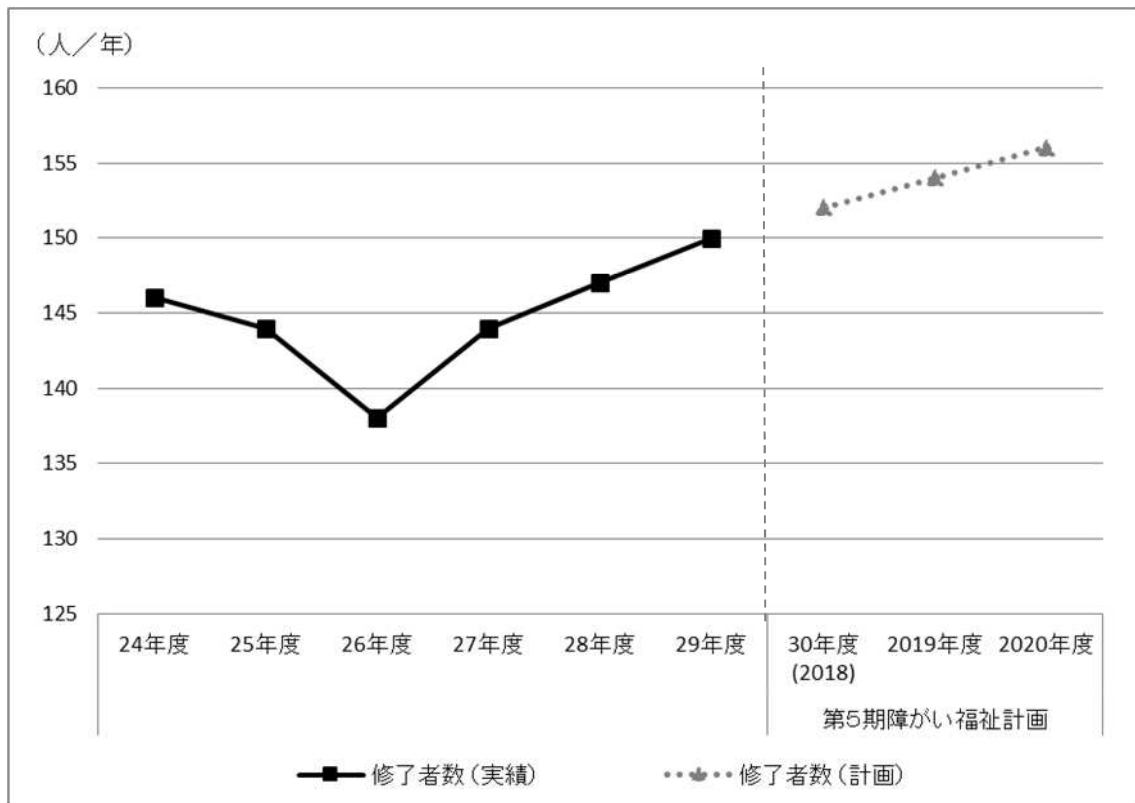
【施策 ・ 活動指標工】

手話講習会修了者数

平成23年の障害者基本法の改正で手話が意思疎通のための言語である事が明記されました。聴覚障がい者のコミュニケーション手段として手話は必要不可欠であり、手話通訳者の養成は重要です。この指標は、足立区が実施している手話講習会(初級・中級・上級)の合計の修了者です。手話講習会を経て、試験に合格すると手話通訳者としての登録が可能となりますが、通訳としての高い能力が求められるため、年間数名の登録者の増加にとどまっていますが、今後も、着実に養成を進めていきます。

		第3期障がい福祉計画			第4期障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (2018)	2019 年度	2020 年度
修了者数 (人/年)	計画	計画設定無し			計画設定無し			152	154	156
	実績	146	144	138	144	147	150			
新規登録者数 (人/年)	計画	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	実績	6	2	6	2	3	2			

29年度は推計値



【施策 ・活動指標】

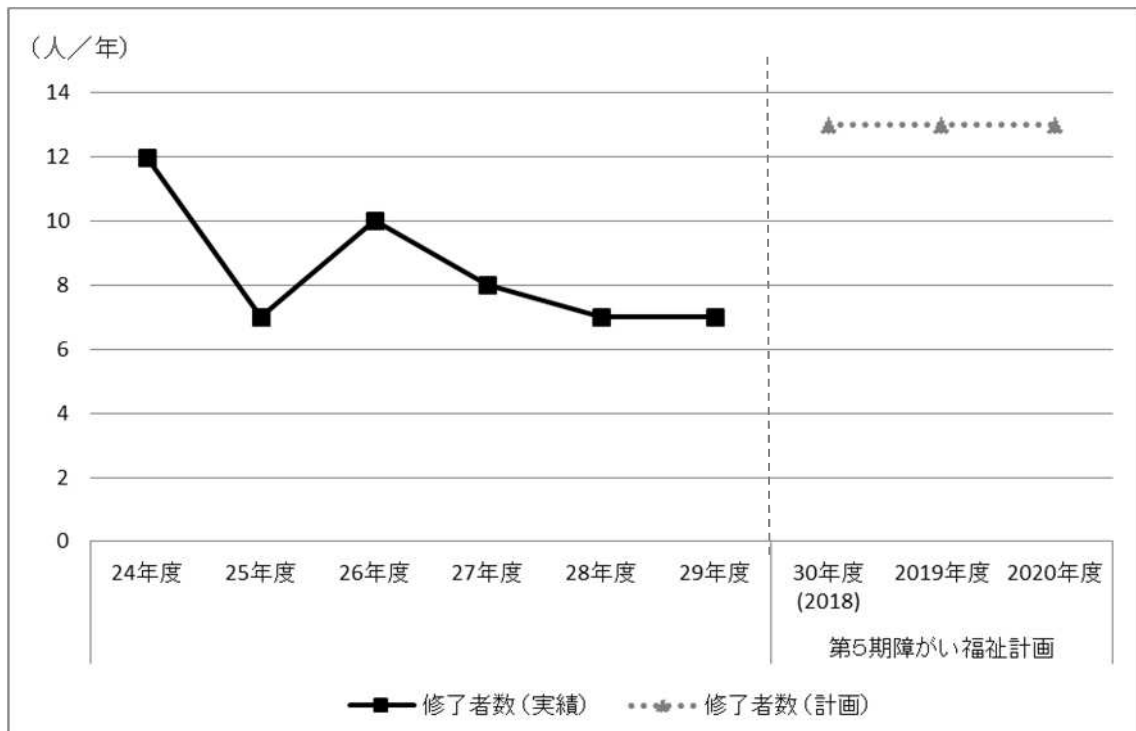
高次脳機能障がいサポーター研修修了者数

NPO法人足立さくら会が実施しているこの事業は、失語症を含む高次脳機能障がいの理解を高め、意思疎通支援を行うことができる人材を育成することを目的として実施しています。高次脳機能障がい者の中には、見た目ではわからない、コミュニケーション、読む、書く、計算するなど障がい及んでいる場合があります。家族を含む周囲の人が、障がいを理解することの難しい障がいです。

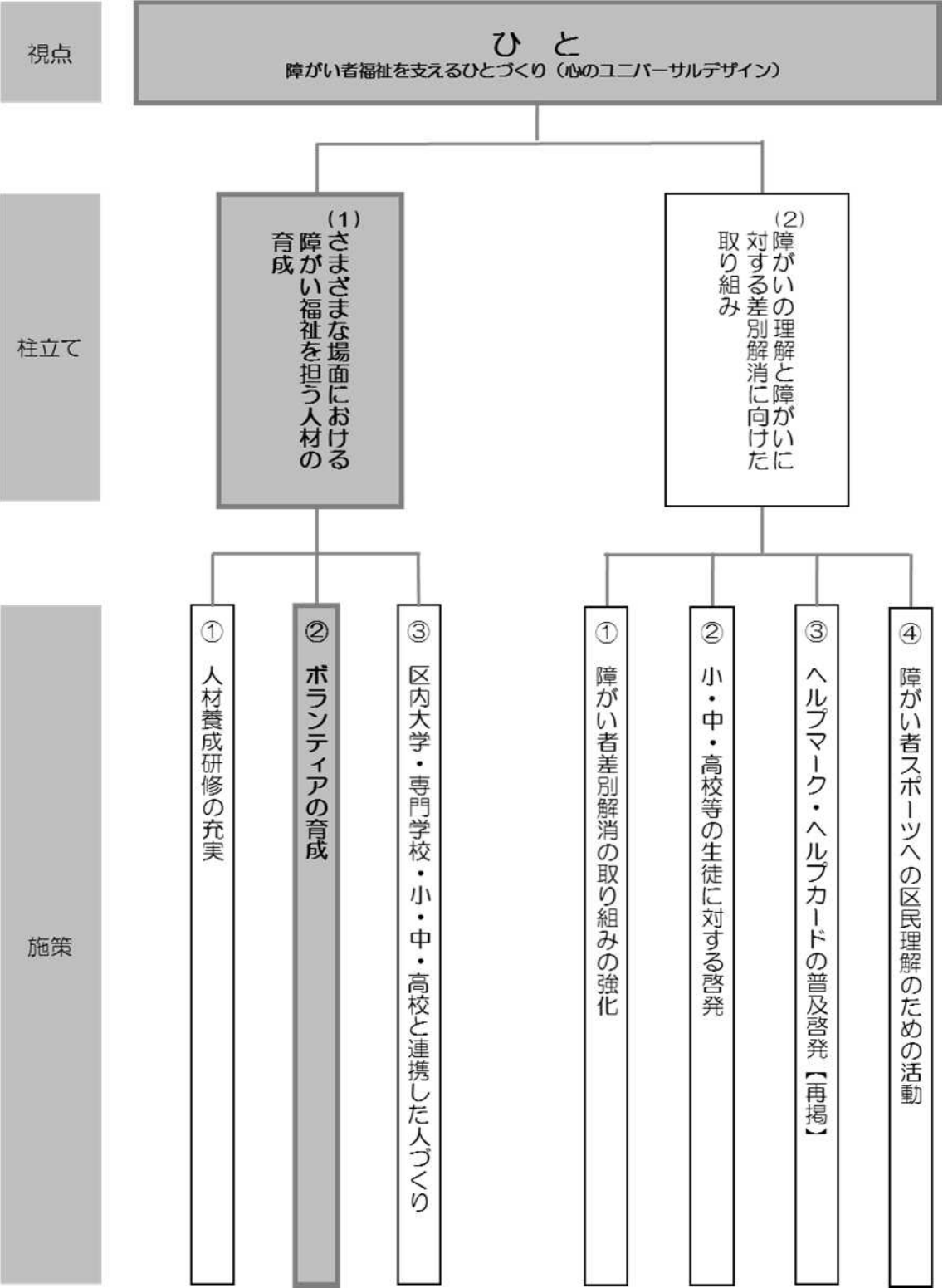
この研修の中で、失語症者や高次脳機能障がい者とのコミュニケーションスキル、家族の思い、障がいの特徴、実際の接し方等を学びます。多くの方が、失語症及び高次脳機能障がいを理解できることが必要であり、どんな場面でも適切な対応ができるよう、障がいに対する支援者を増やしていきたく考え、今後もサポーターを育成していくことをめざします。

		第3期障がい福祉計画			第4期障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (2018)	2019 年度	2020 年度
修了者数(人/年)	計画	計画設定無し			計画設定無し			13	13	13
	実績	12	7	10	8	7	7			

29年度は推計値



視点1 ひと
柱立て(1) さまざまな場面における障がい福祉を担う人材の育成
施策 ボランティアの育成



【施策 ・活動指標ア】

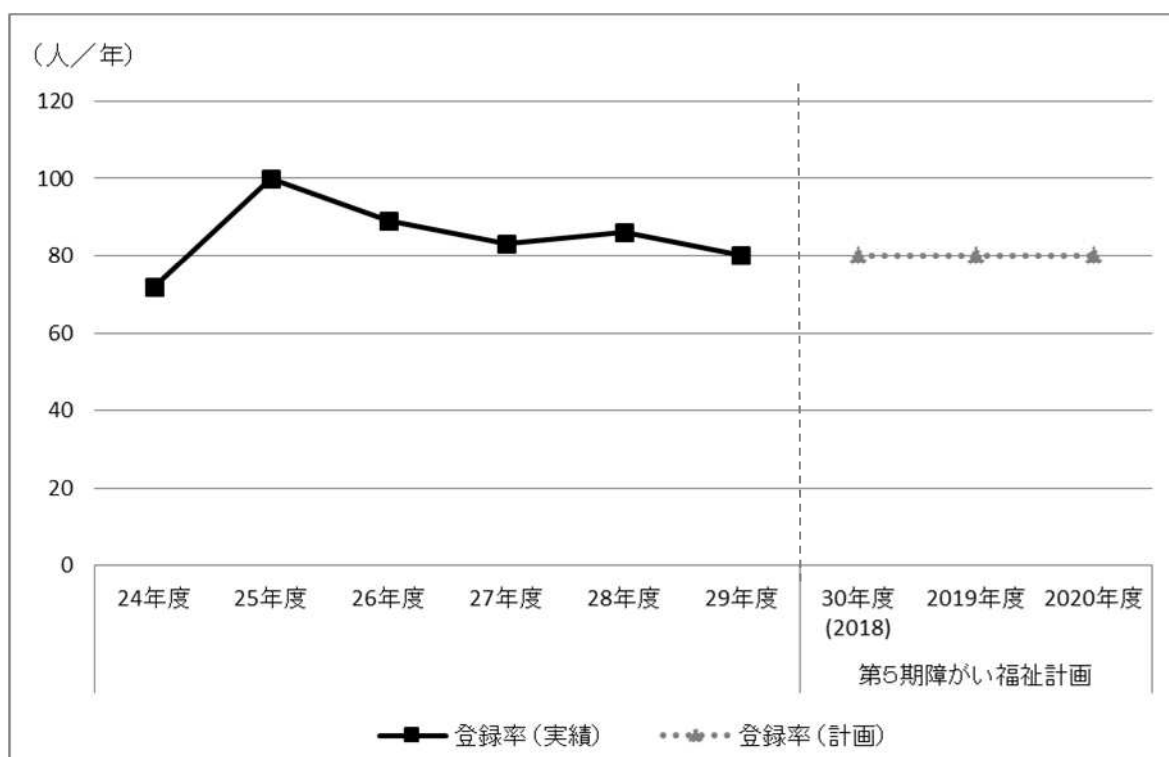
ここあだちカレッジ受講者のボランティア団体登録割合

足立区社会福祉協議会が実施している「ここあだちカレッジ」は、地域のために何かを始めたいという足立区在住・在勤の方向けの福祉総合講座です。足立区社会福祉協議会が実施する事業の協力者や、ボランティア活動等、次のステップに繋がるような内容としています。

これまでの受講修了者の約8割がボランティア登録や、サロン活動等、何らかの活動に繋がっているため、これを維持していくことをめざします。

		第3期障がい福祉計画			第4期障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (2018)	2019 年度	2020 年度
登録率(%)	計画	計画設定無し			計画設定無し			80	80	80
	実績	72	100	89	83	86	80			

29年度は推計値



【施策 ・活動指標イ】

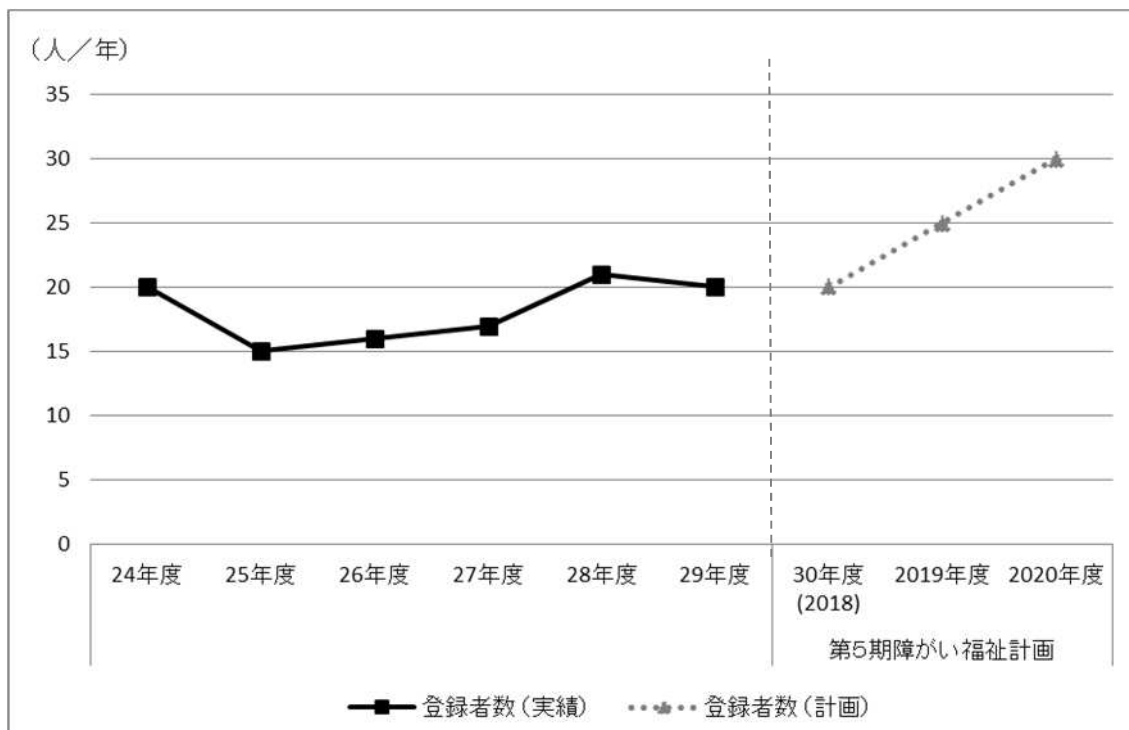
精神障がい者ピアサポーター登録者数

精神障がい者ピアサポーターとは、精神科病棟に入院している患者のところに
 に出向き、退院後の地域での生活を話すことで、長期入院患者の地域移行を促
 進する役割を担う、実際に地域で生活している精神障がいの当事者のことを言
 います。この人材を育成するため、ピアサポーター養成講座修了者を対象に定
 例会の開催と活動の場を提供していきます。

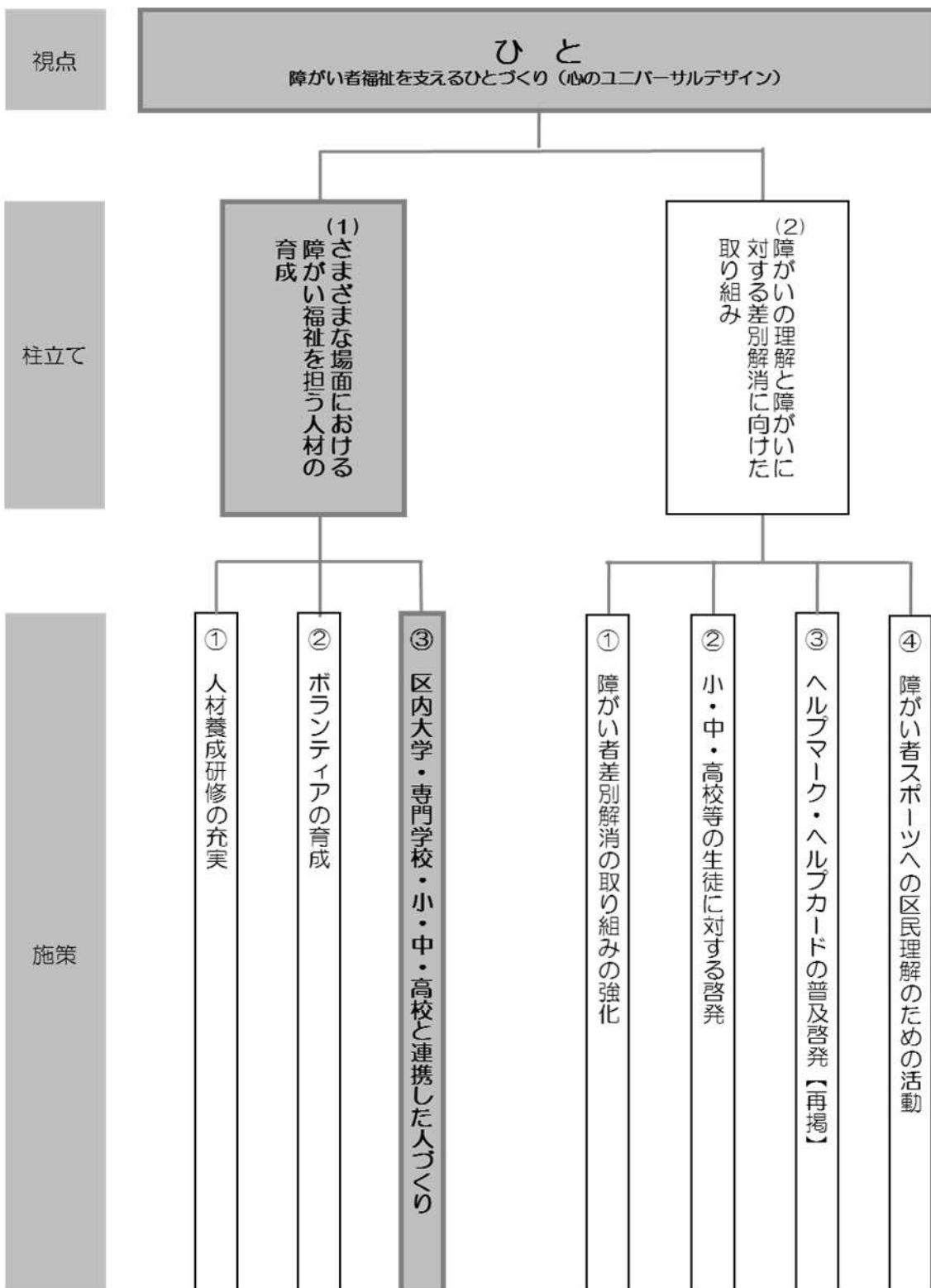
精神障がい者ピアサポーターの活動の場をより広げながらピアサポーターを
 養成し、登録者を増やしていくことをめざします。

		第3期障がい福祉計画			第4期障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (2018)	2019 年度	2020 年度
登録者数(人/年)	計画	計画設定無し			計画設定無し			20	25	30
	実績	20	15	16	17	21	20			

29年度は推計値



視点1 ひと
柱立て(1) さまざまな場面における障がい福祉を担う人材の育成
施策 区内大学・専門学校・小・中・高校と連携した人づくり



【施策 ・活動指標ア】

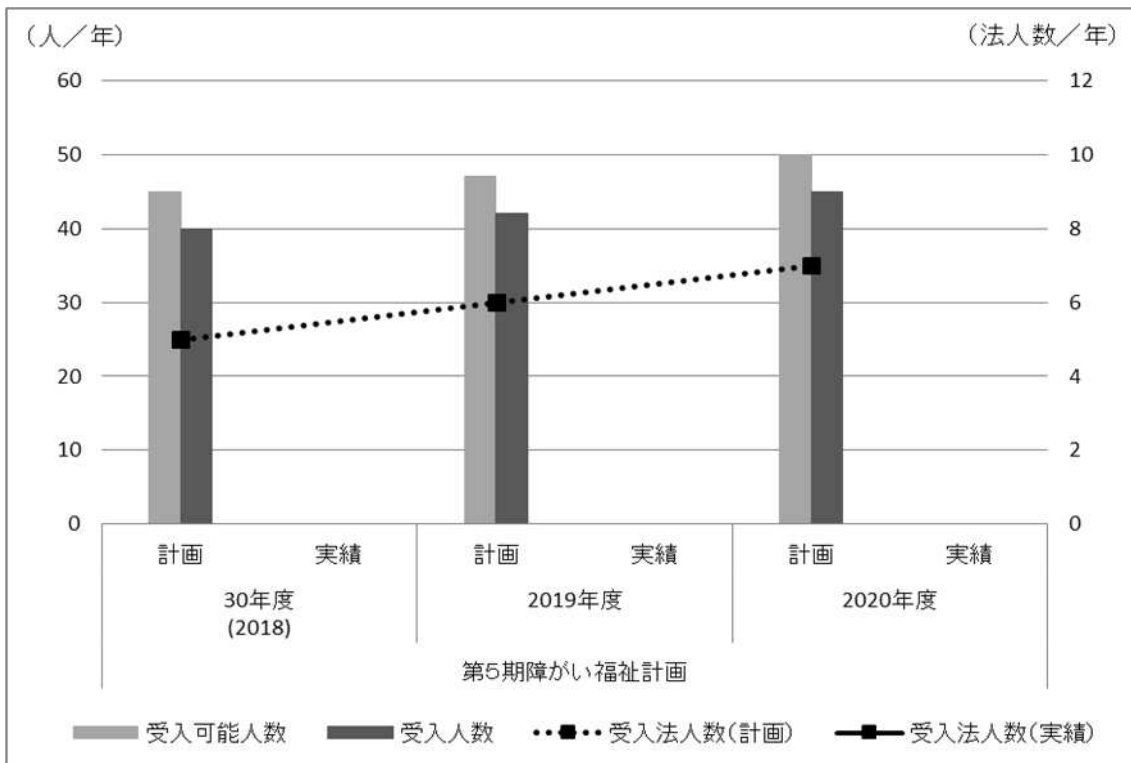
障がい者施設でのインターンシップ受け入れ可能人数と受入数

障がい者の日中活動を支える通所施設でのインターンシップ（施設実習を含む）を受け入れることは、施設の人材確保と学生の就労の場の提供の両面で重要です。

受入可能であっても、実績の無い障がい者施設もあることから、今後は積極的に新規受入施設の増を図るべく働きかけを行い、受入人数の増加をめざします。

		第5期障がい福祉計画		
		30年度 (2018)	2019 年度	2020 年度
受入法人数 (法人/年)	計画	5	6	7
	実績			
受入可能人数 (人/年)	計画	45	47	50
	実績			
受入人数 (人/年)	計画	40	42	45
	実績			

29年度は推計値



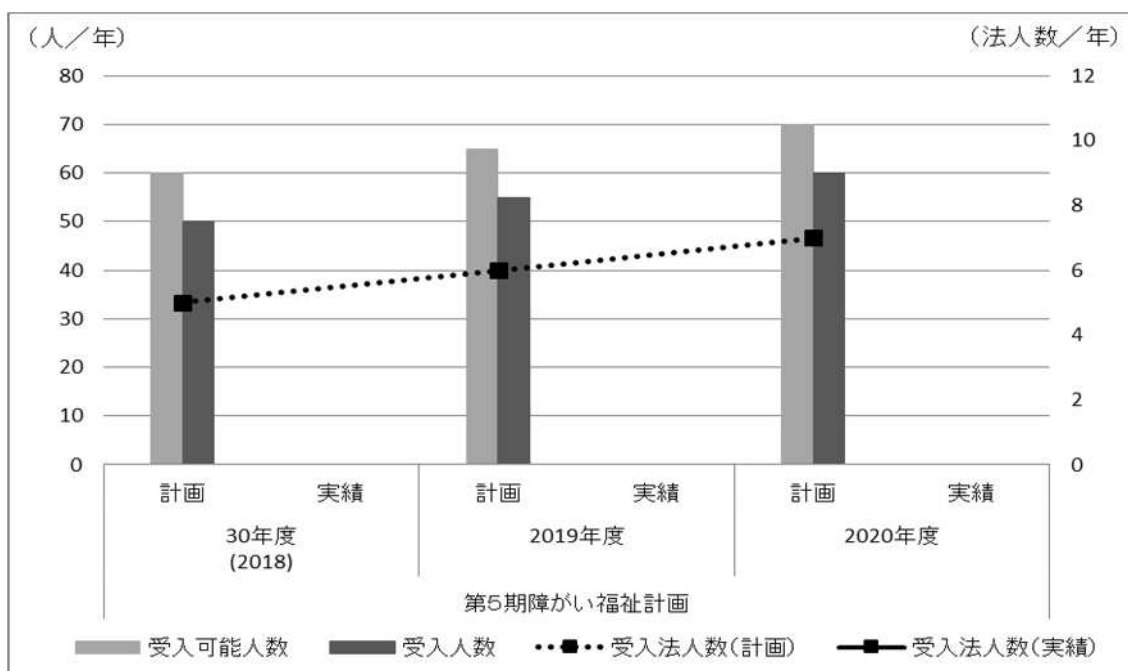
【施策 ・活動指標イ】

障がい者施設での職場体験授業の受け入れ可能人数と受け入れ人数

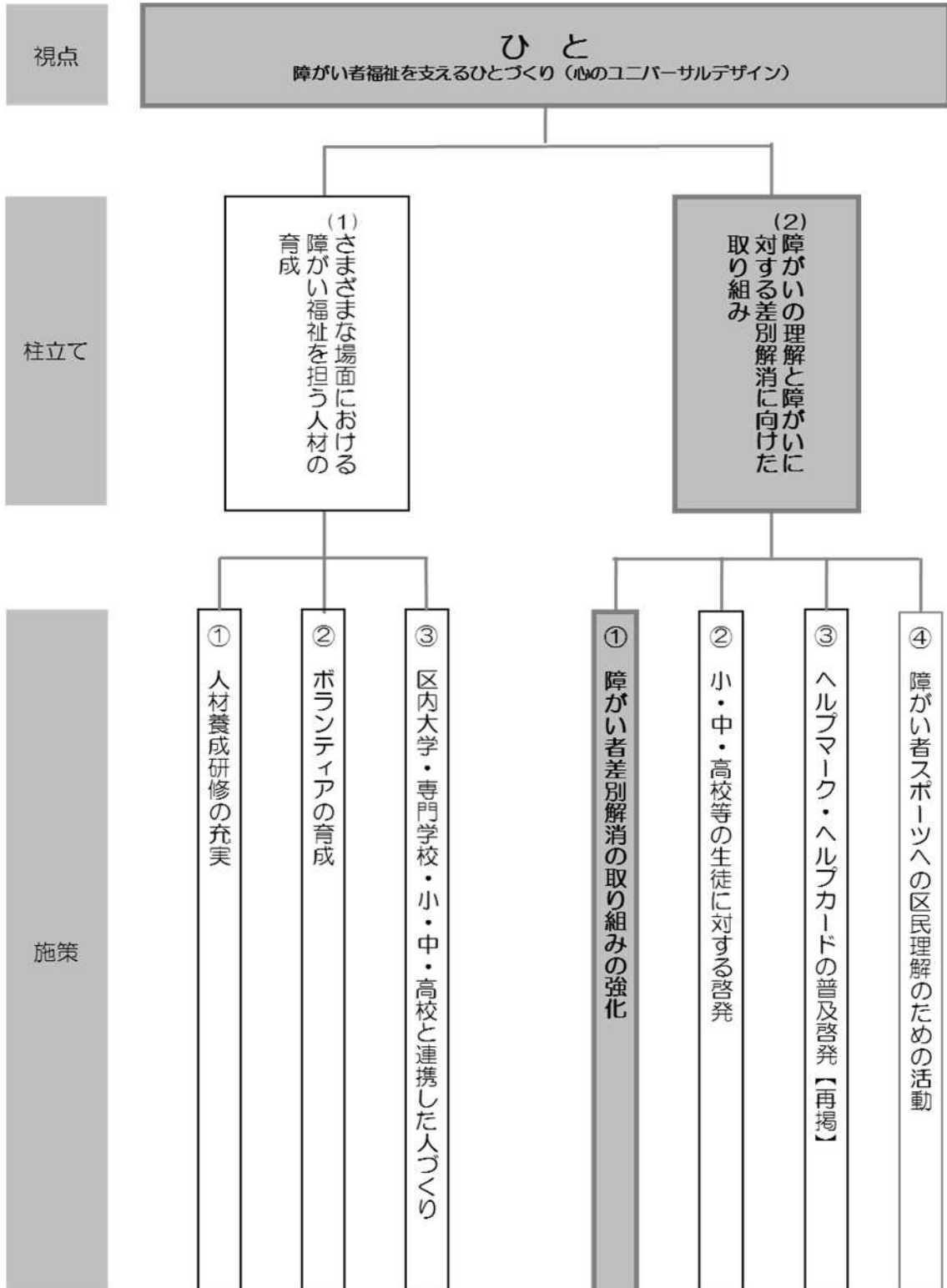
多くの中学校で近年積極的に行われている職場体験授業の場として障がい者施設を活用し、生徒と障がい者、施設で働く職員とが交流することで、生徒の障がい理解を深めることができます。

受入可能であっても、実績の無い障がい者施設もあることから、今後は積極的に新規受入施設の増を図るべく働きかけを行い、受入人数の増加をめざします。

		第5期障がい福祉計画		
		30年度 (2018)	2019 年度	2020 年度
受入法人数 (法人/年)	計画	5	6	7
	実績			
受入可能人数 (人/年)	計画	60	65	70
	実績			
受入人数 (人/年)	計画	50	55	60
	実績			



視点1 ひと
柱立て(2) 障がいの理解と障がいに対する差別解消に向けた取り組み
施策 障がい者差別解消の取り組みの強化



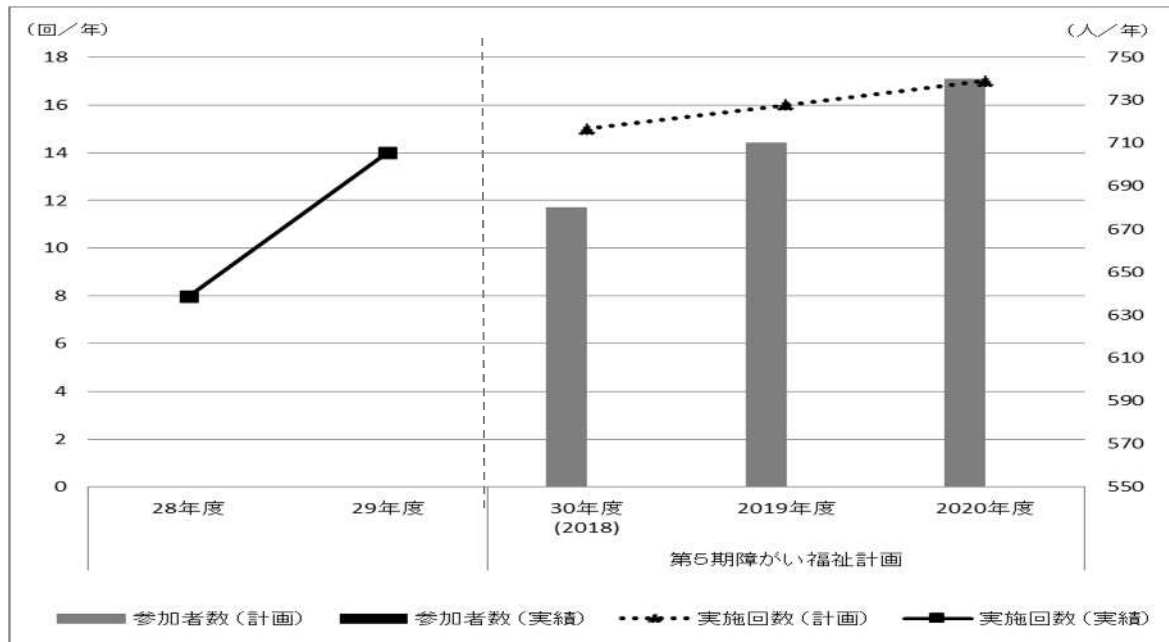
【施策 ・活動指標ア】

障がい者差別解消関連研修実施回数・参加者数

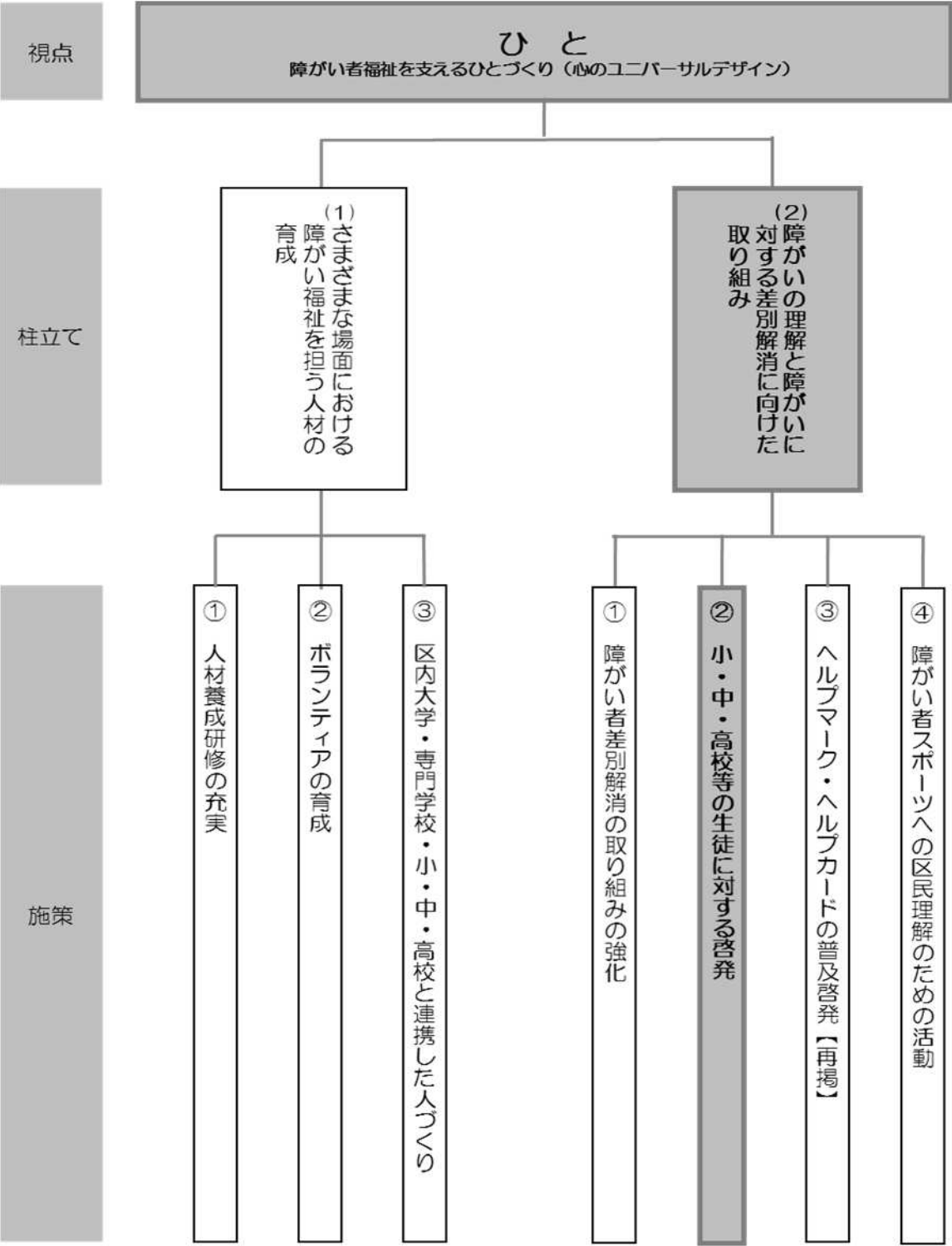
障がい者差別の解消には、継続して啓発を行うことが重要です。障がい福祉課が主催した研修（全職員に対する研修 新任職員に対する研修 障がい者を雇用する事業者向け研修（ハローワーク足立と共催））と職員が講師を務めた障がい者差別解消を含む研修（民生・児童委員障がい者部会研修会 ボランティア団体勉強会 足立区医師会研修会等）の数を指標とし、今後も、積極的に障がい差別解消の周知・啓発に取り組んでいきます。

		第5期障がい福祉計画				
		28年度	29年度	30年度 (2018)	2019 年度	2020 年度
実施回数数 (回/年)	計画	計画設定無し		15	16	17
	実績	8	14			
参加者数 (人/年)	計画	計画設定無し		680	710	740
	実績	実績未集計				

29年度は推計値



視点1 ひと
柱立て(2) 障がいの理解と障がいに対する差別解消に向けた取り組み
施策 小・中・高校等の生徒に対する啓発



【施策 ・活動指標ア】

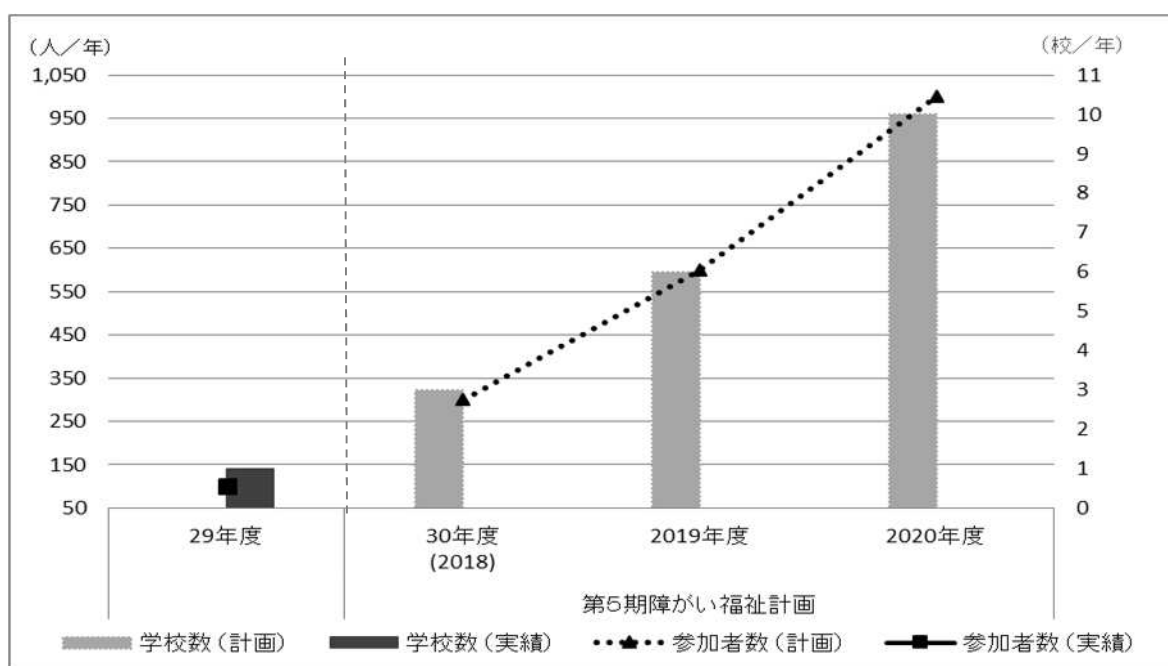
啓発事業等を実施した学校数・参加者数

児童・生徒に対する障がい理解や障がい者差別解消に関する啓発は、共生社会の実現に向けた取り組みの基本です。

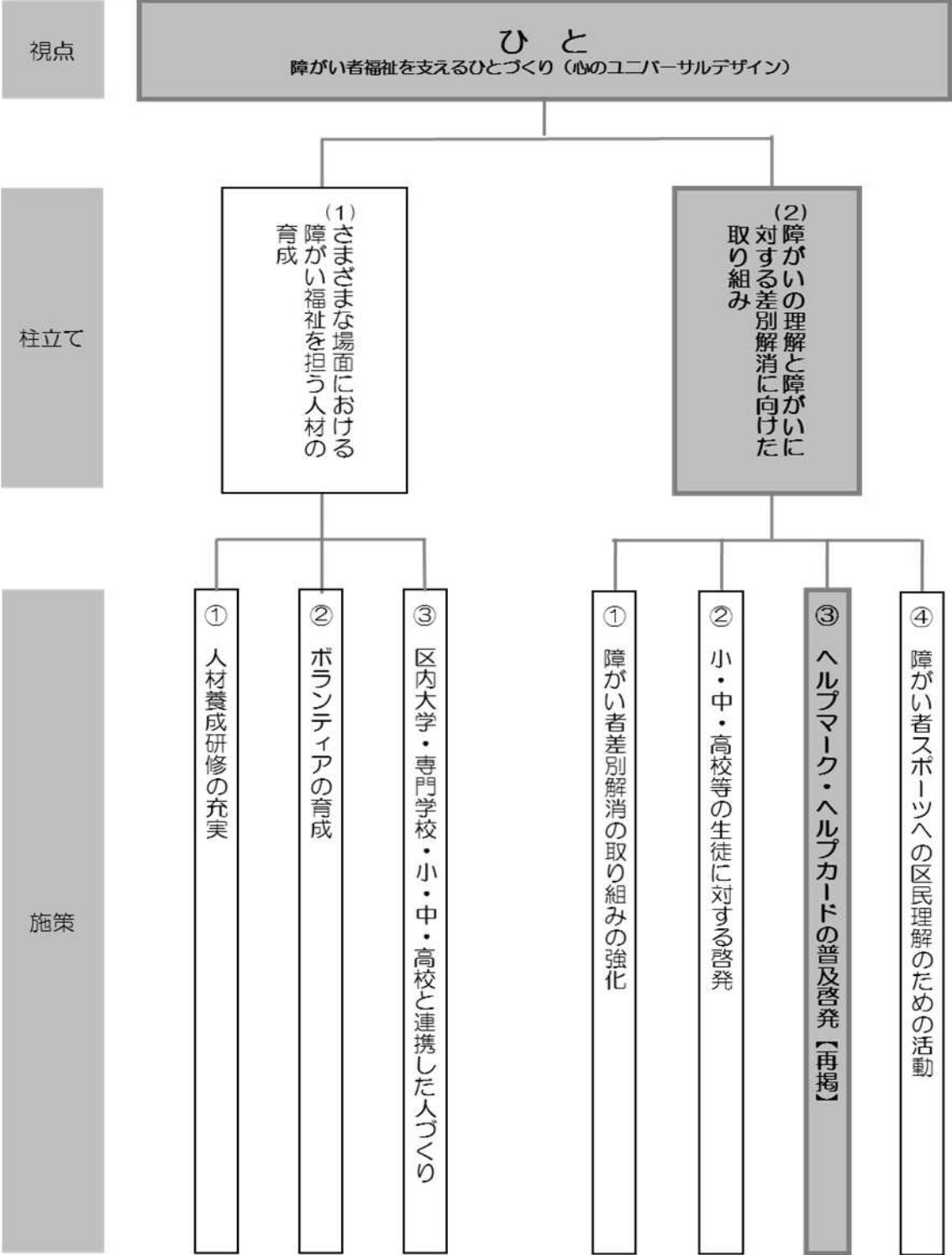
今までは、学校の要請によって実施してきましたが、今後は教育委員会と連携を図り、積極的に各学校と協議しながら啓発活動を展開していきます。

		第5期障がい福祉計画			
		29年度	30年度 (2018)	2019 年度	2020 年度
学校数 (校/年)	計画		3	6	10
	実績	1			
参加者数 (人/年)	計画		300	600	1,000
	実績	100			

29年度は推計値



視点1 ひと
柱立て(2) 障がいの理解と障がいに対する差別解消に向けた取り組み
施策 ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発



【施策 ・活動指標ア】

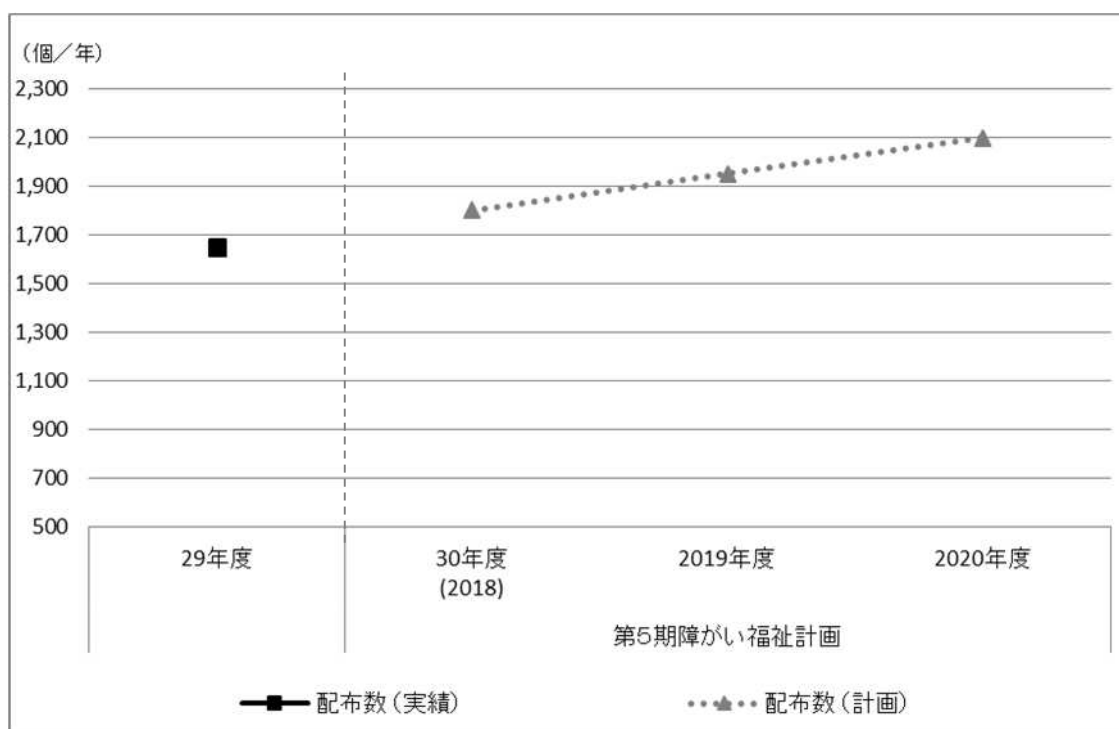
ヘルプマークの配布数【P.115に再掲】

外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマークです。障がい者だけではなく、難病患者、高齢者等にも幅広く配布しています。

平成29年にはJIS(案内用図記号)に認定され、今後全国に広がっていくものと思われるため、ヘルプマークの普及・啓発を今後も進めていきます。

		第5期障がい福祉計画			
		29年度	30年度 (2018)	2019 年度	2020 年度
配布数 (個/年)	計画		1,800	1,950	2,100
	実績	1,650			

29年度は推計値



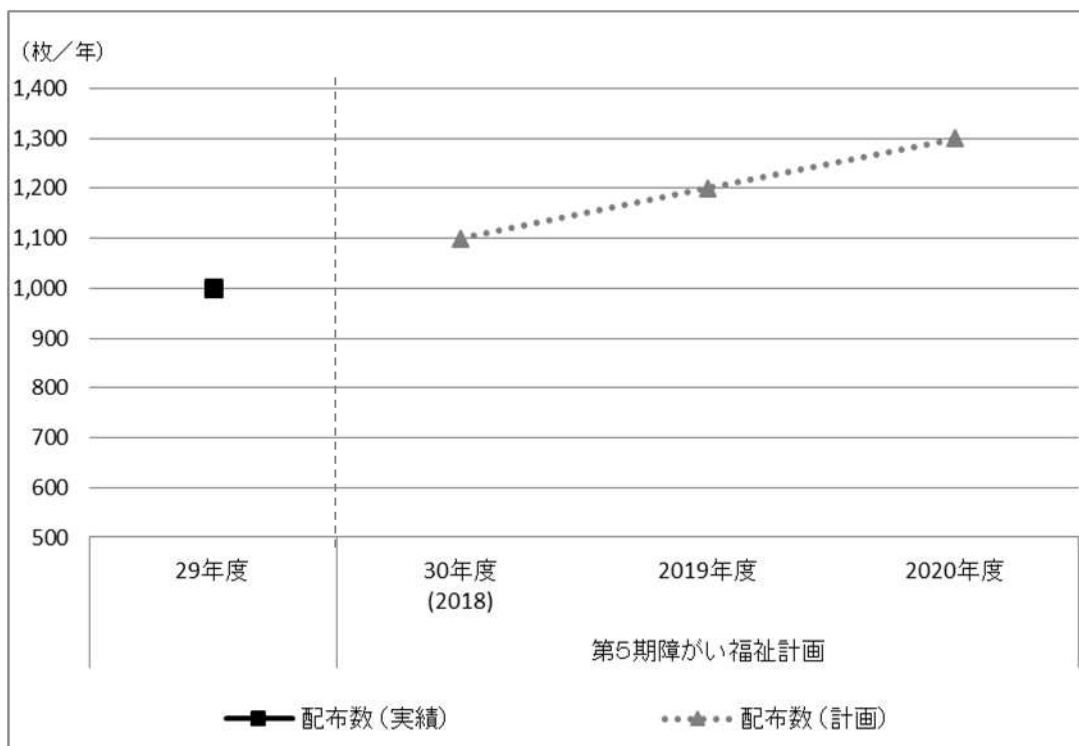
【施策 ・活動指標イ】

ヘルプカードの配布数【P. 116に再掲】

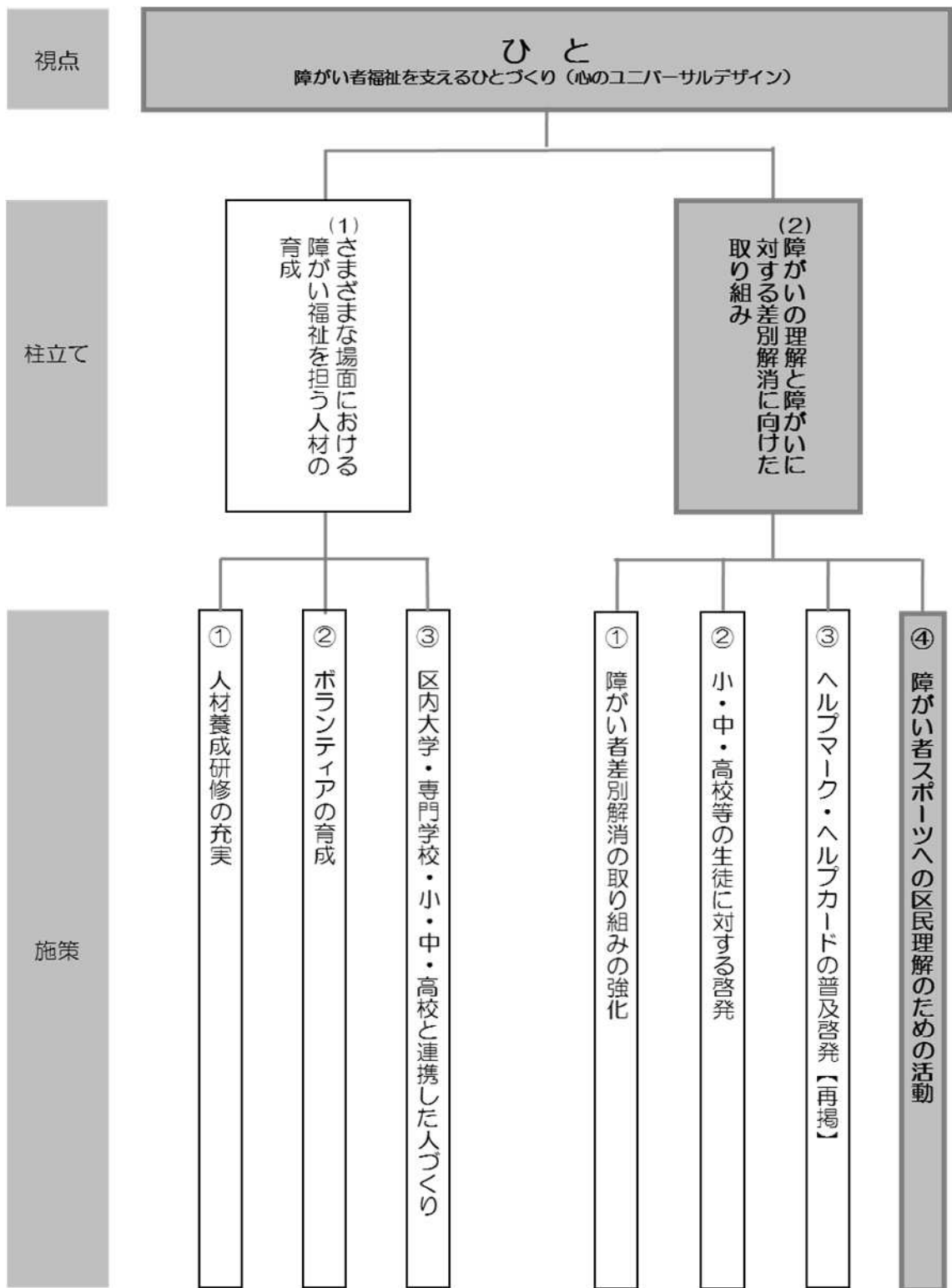
緊急連絡先や必要な支援内容などが記載されたヘルプカードは、障がいのある方などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障がいへの理解や支援を求めるためのものです。特に、聴覚障がい者や内部障がい者、知的障がい者など、一見して障がいがあるとは判別できない方が周囲に支援を求める際に有効であり、今後もヘルプカードの普及・啓発を進めていきます。

		第5期障がい福祉計画			
		29年度	30年度 (2018)	2019 年度	2020 年度
配布数 (枚/年)	計画		1,100	1,200	1,300
	実績	1,000			

29年度は推計値



視点1 ひと
柱立て(2) 障がいの理解と障がいに対する差別解消に向けた取り組み
施策 障がい者スポーツへの区民理解のための活動



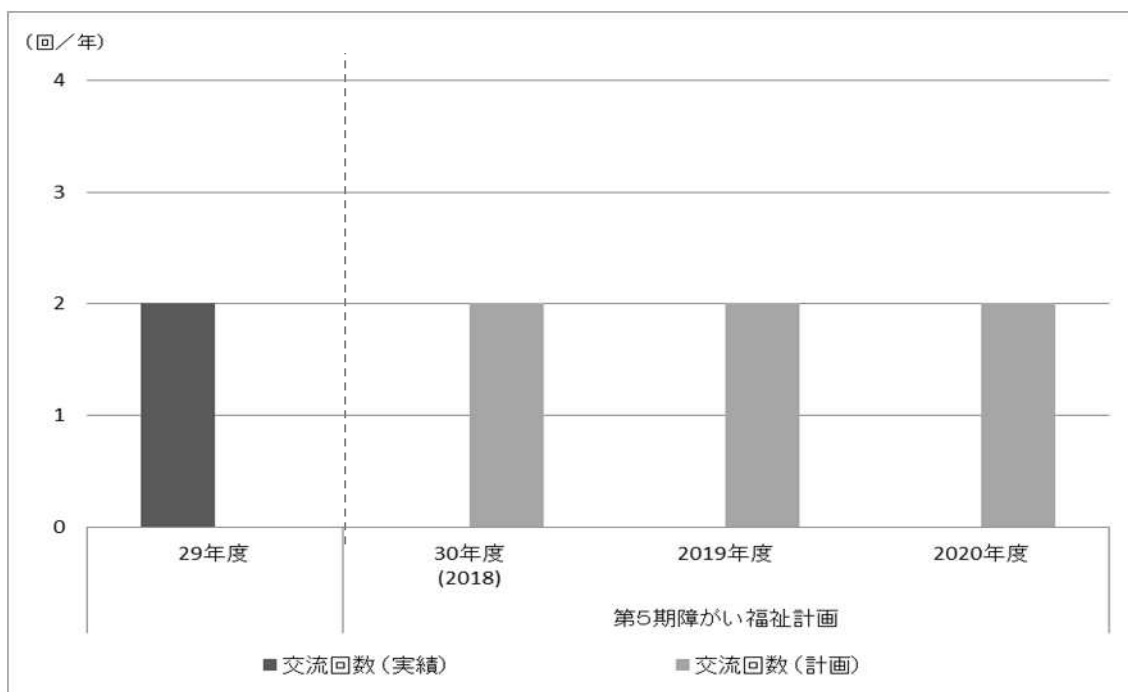
【施策 ・活動指標ア】

小・中学校と特別支援学校との交流回数

知的障がい児を中心とした特別支援学校と、身体障がい児を中心とした特別支援学校がある花畑地域の小学校5校、中学校2校と、特別支援学校2校がオランダのパラリンピアンやパラスポーツ指導者ととともに、障がいの垣根を越えた交流を行います。この交流を通して、障がい等の様々な課題を抱える子どもたちが、スポーツの価値と自身の可能性に気付くことを目的とし、パラリンピック開催まで、継続して定期的を実施する予定です。

		第5期障がい福祉計画			
		29年度	30年度 (2018)	2019 年度	2020 年度
交流回数 (回/年)	計画		2	2	2
	実績	2			

オランダ連携プロジェクト事業より
29年度は推計値



【施策 ・活動指標イ】

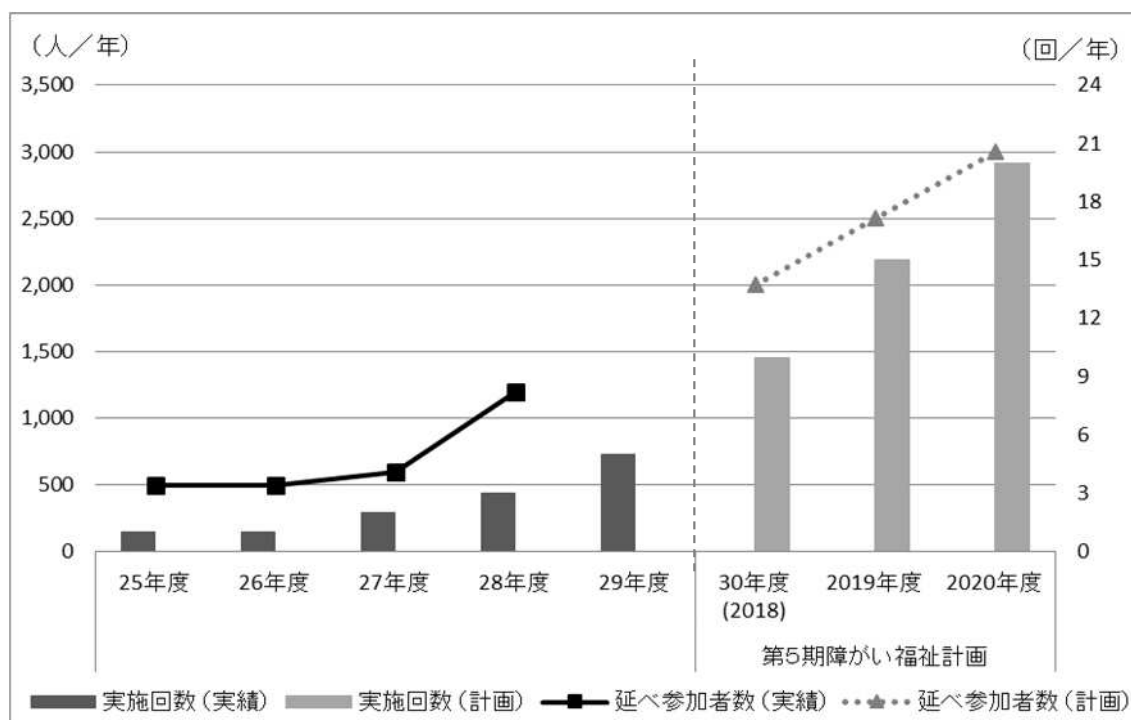
パラスポーツ普及・啓発事業の実施回数

平成30年1月現在で9か所ある総合型地域クラブで区民がパラスポーツを含めたスポーツの価値(楽しさや効果)を理解(体感)するため、この事業を行います。

パラリンピック開催まで、定期的を実施する予定です。

		第3期障がい福祉計画			第4期障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度(2018)	2019年度	2020年度
実施回数 (回/年)	計画	計画設定無し			計画設定無し			10	15	20
	実績		1	1	2	3	5			
延べ参加者数 (人/年)	計画	計画設定無し			計画設定無し			2,000	2,500	3,000
	実績		500	500	600	1,200	1,500			

オランダ連携プロジェクト事業より
29年度は推計値



【施策 ・ 活動指標ウ】

障がい者スポーツ指導員養成講習会修了者数

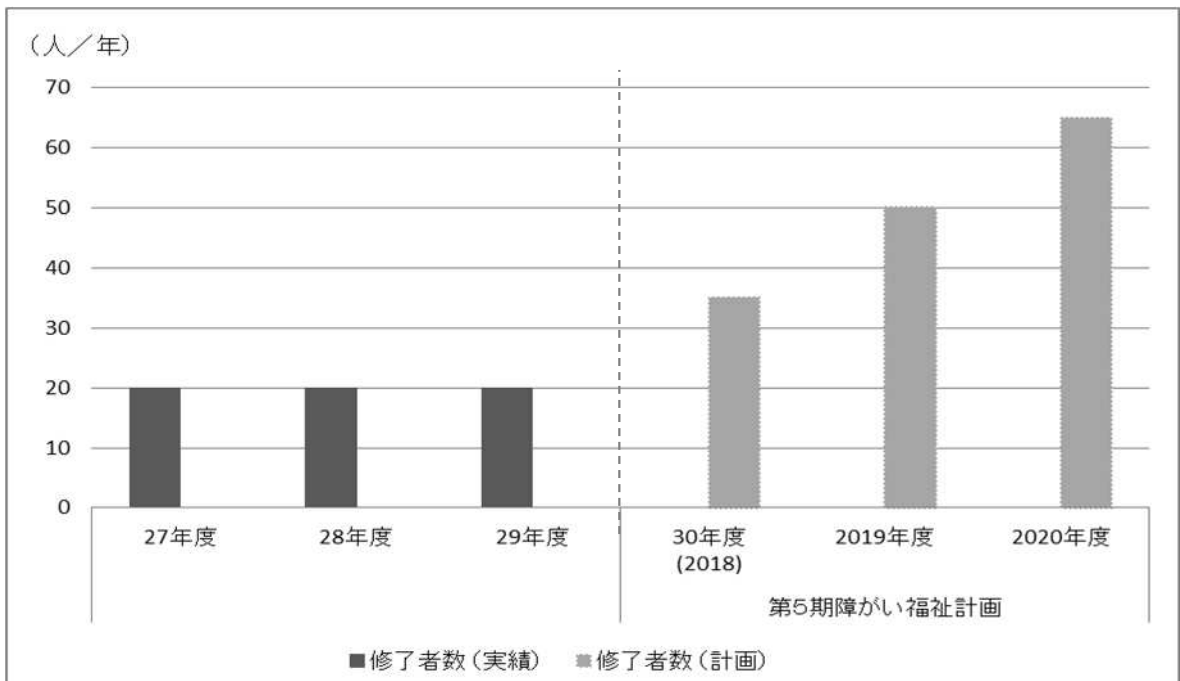
障がいに対する理解促進と障がい者スポーツの普及をはかるため、障がい者スポーツの意義や種目、安全管理等の知識やスキルを持つ、障がい者スポーツ指導員を養成します。

スポーツ推進委員や総合型地域クラブ、スポーツ施設指定管理者など、地域スポーツ振興の担い手に情報提供するとともに、障がい者施設等にも情報発信を行い、参加者の裾野を広げていきます。

また、公益社団法人東京都障害者スポーツ協会及び区の関連部門と協力し、足立区における継続した講習会を開催することで、参加者の増加をめざします。

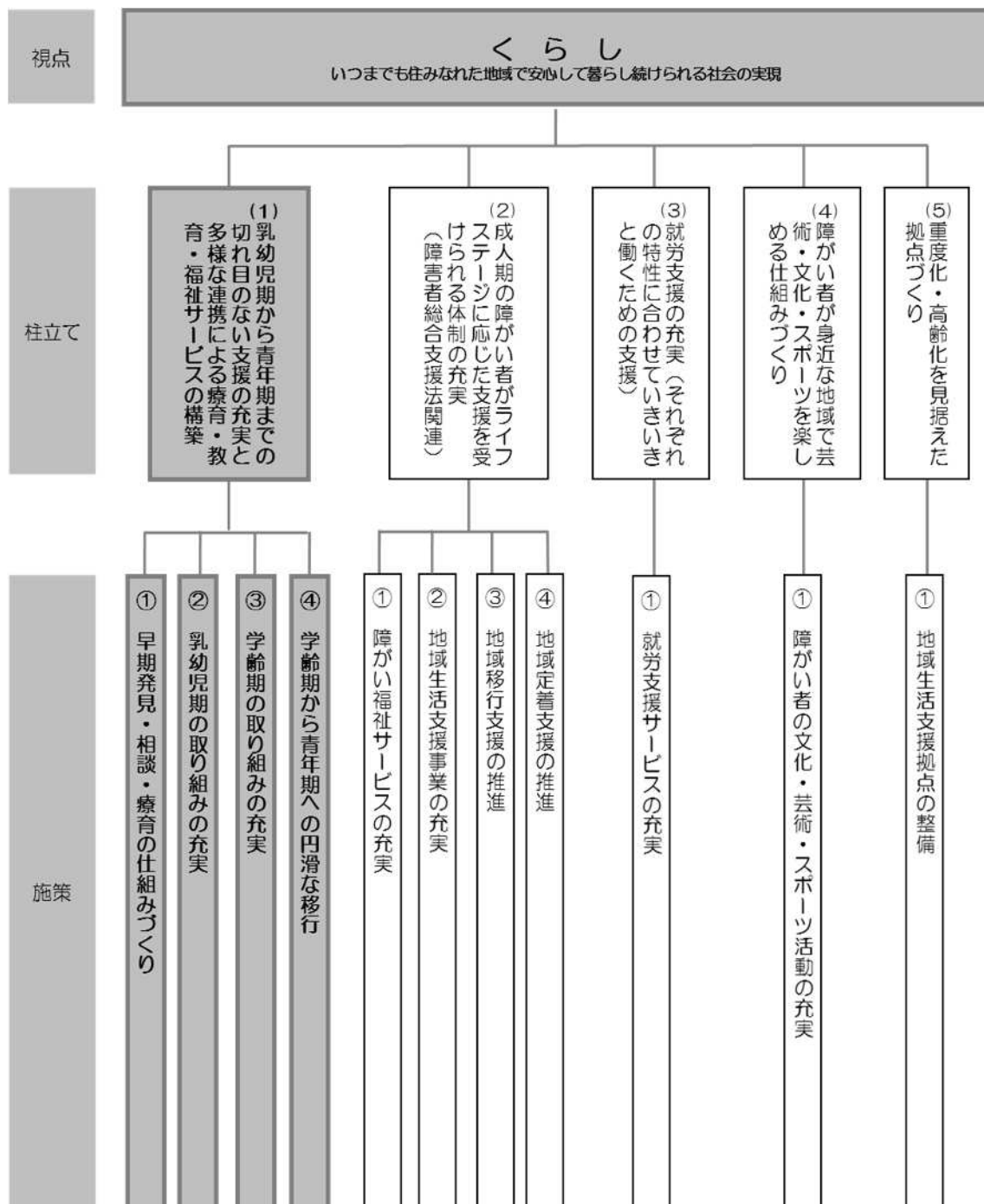
		第4期障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画		
		27年度	28年度	29年度	30年度 (2018)	2019 年度	2020 年度
修了者数 (人/年)	計画	計画設定無し			35	50	65
	実績	20	20	20			

(仮称)文化・読書・スポーツ総合推進計画より
29年度は推計値



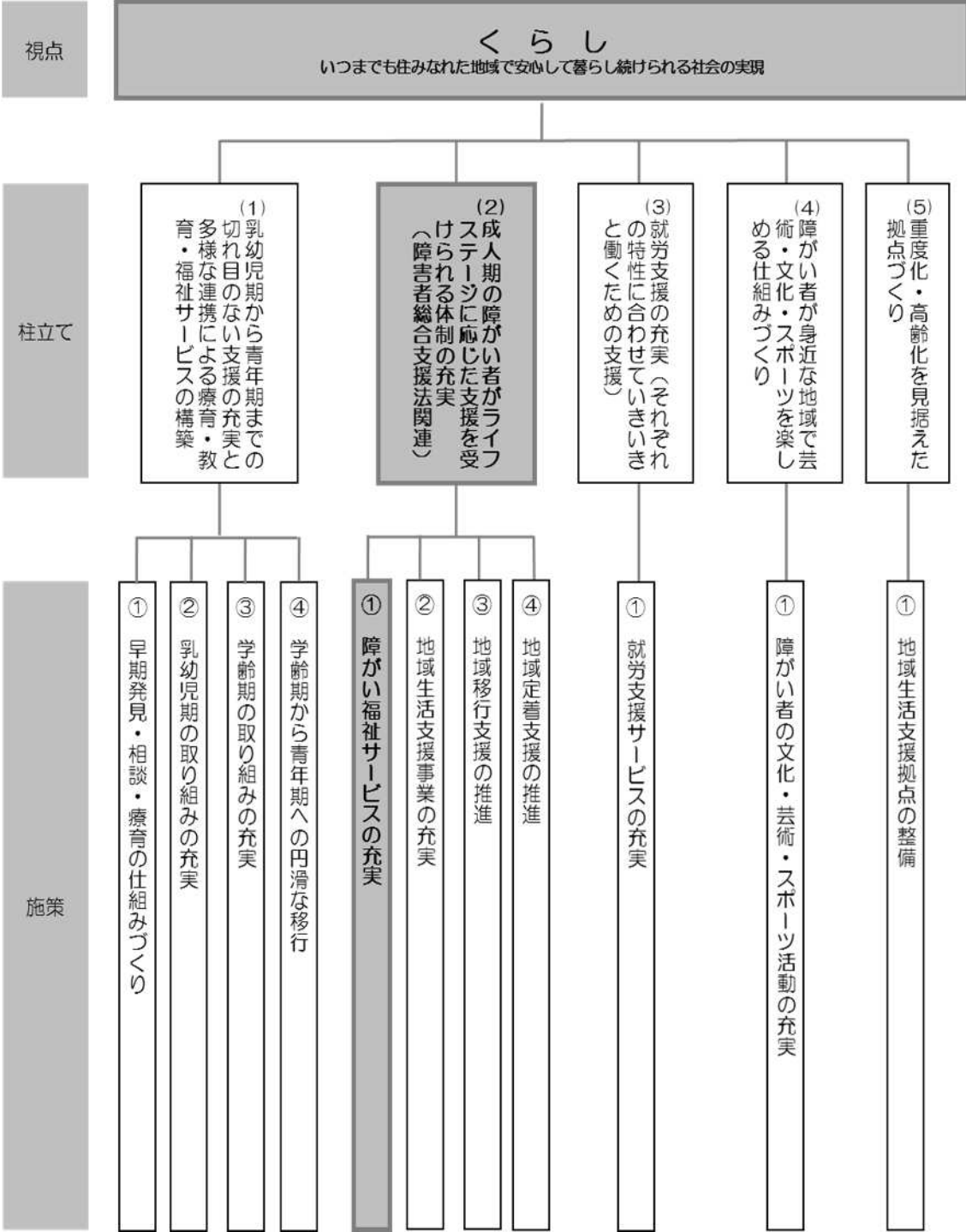
視点2 くらし

柱立て(1) 乳幼児期から青年期までの切れ目のない支援の充実と多様な連携による療育・教育・福祉サービスの構築



「柱立て(1) 乳幼児期から青年期までの切れ目のない支援の充実と多様な連携による療育・教育・福祉サービスの構築」については、全て足立区第1期障がい児福祉計画(P.125~)に記載します。

視点2 くらし
柱立て(2) 成人期の障がい者がライフステージに応じた支援を受けられる体制の充実(障害者総合支援法関連)
施策 障がい福祉サービスの充実



【施策 ・活動指標ア】

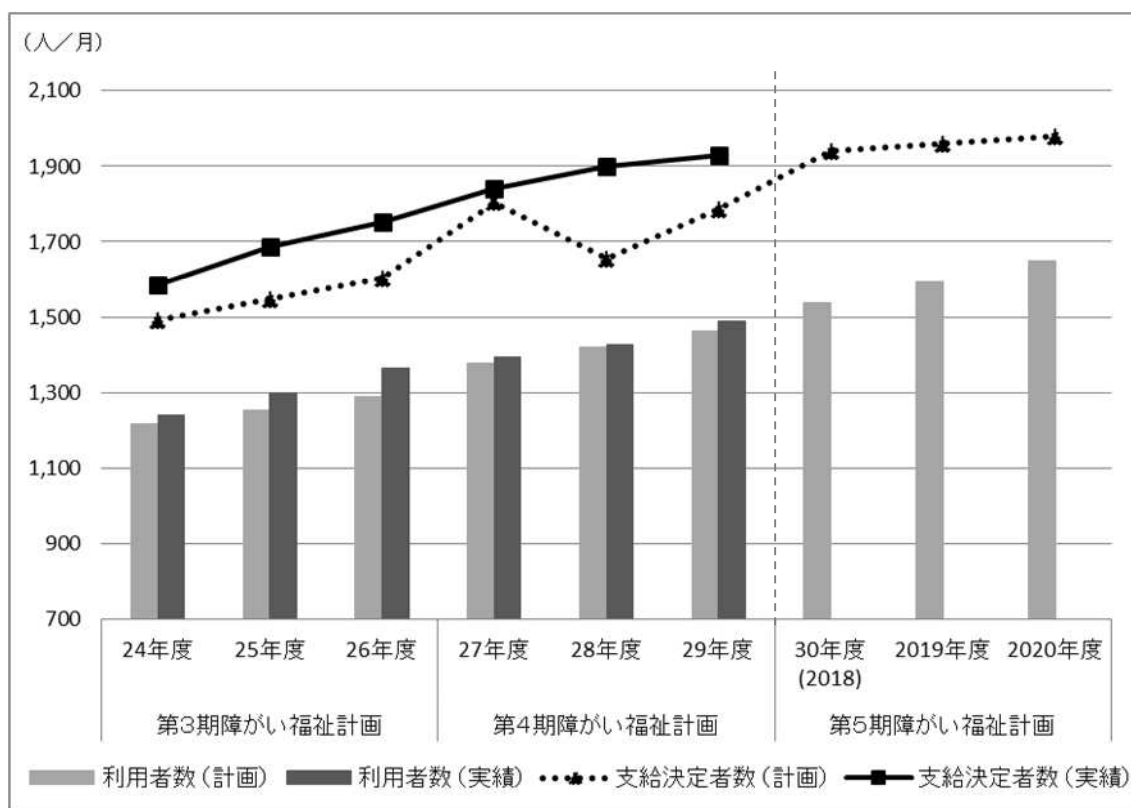
居宅系サービス利用者数・利用時間数

居宅介護（ホームヘルプサービス）、重度訪問介護、重度障害者等包括支援、同行援護（視覚障がい者向けガイドヘルパー）、行動援護（行動障がいのある知的障がい者向けガイドヘルパー）等の利用計画です。

住み慣れた地域で生活し続ける上で重要な事業であり、若干ですが今後も利用者が伸びていくと思われまます。

		第3期障がい福祉計画			第4期障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (2018)	2019 年度	2020 年度
支給決定者数 (人/月)	計画	1,491	1,547	1,602	1,804	1,655	1,786	1,940	1,960	1,980
	実績	1,584	1,688	1,751	1,842	1,899	1,922			
利用者数 (人/月)	計画	1,218	1,254	1,290	1,378	1,419	1,462	1,539	1,595	1,650
	実績	1,241	1,299	1,365	1,393	1,426	1,478			
利用時間数 (時間/月)	計画	50,429	54,080	57,733	51,046	53,598	56,278	53,366	55,308	57,215
	実績	44,237	46,290	48,615	48,270	50,292	51,760			

29年度は推計値



【施策 ・活動指標イ】

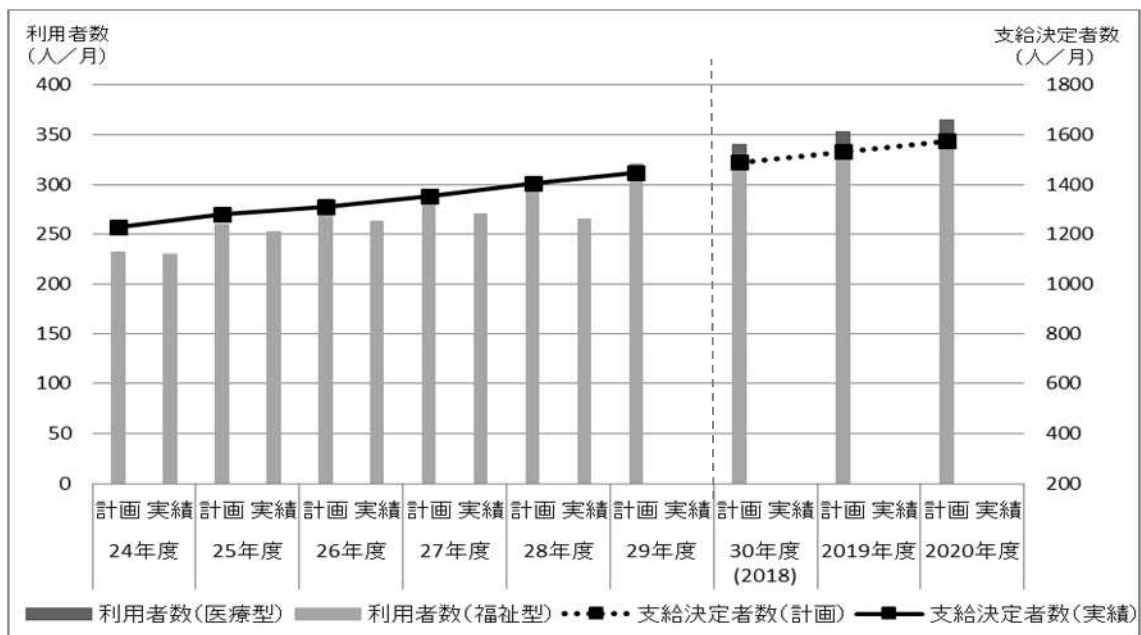
短期入所(ショートステイ)施設利用者数・利用日数

在宅の障がい者(児)が、一時的に家庭での介護を受けることが困難になった場合等に短期間、夜間も含め食事、排せつ、入浴等の介護を施設で受けま
す。保護者等が緊急時を想定して支給決定を受けているため、利用者に比べ、
支給決定者が多い状況です。ほとんどが緊急利用であり、事前に多くの利用枠
を確保する事は困難です。また区内施設だけでは需要を満たすことができず、
区外の施設を利用する場合があります。

介護者の高齢化等に伴い、利用者が徐々に増えていくものと想定しており、
今後も区内外の施設との連携を強化する必要があります。

		第3期障がい福祉計画			第4期障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (2018)	2019 年度	2020 年度
支給決定者数 (人/月)	計画	計画設定無し						1,489	1,532	1,575
	実績	1,228	1,280	1,312	1,353	1,403	1,448			
利用者数 (人/月)	計画	232	260	286	290	306	321	280	290	300
	実績	230	253	263	271	265	270			
利用日数 (日/月)	計画	1,856	1,998	2,139	2,278	2,392	2,512	2,916	3,036	3,147
	実績	1,722	2,028	2,078	2,362	2,442	2,488			
医療型 利用者数 (人/月)	計画							25	25	25
	実績									
医療型 利用日数 (日/月)	計画							144	144	144
	実績									

29年度は推計値



【施策 ・活動指標ウ】

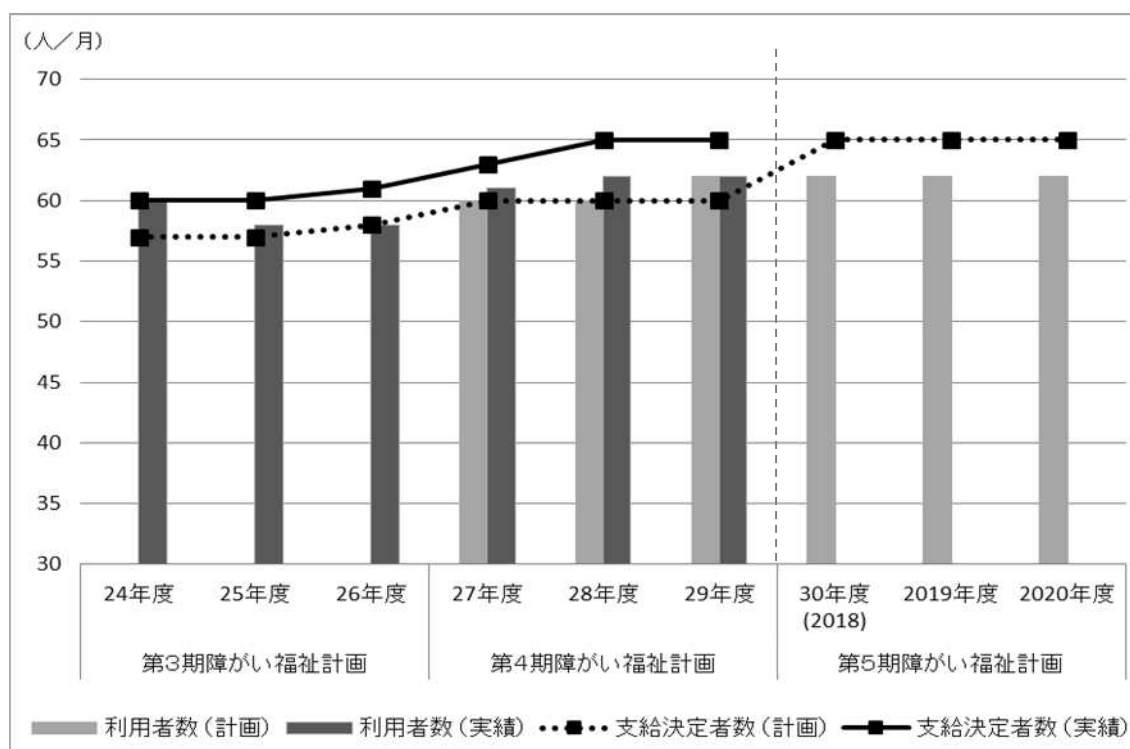
療養介護施設利用者数

常時医療的介護を必要とする重度心身障がい児(者)に対して、専門の医療機関に入所し、機能訓練、看護、介護を行います。

受入可能な施設(専門病院)数の関係から、ほぼ一定の利用者数となると思われます。

		第3期障がい福祉計画			第4期障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度(2018)	2019年度	2020年度
支給決定者数(人/年)	計画	57	57	58	60	60	60	65	65	65
	実績	60	60	61	63	65	65			
利用者数(人/年)	計画	計画設定無し			60	60	62	62	62	62
	実績	60	58	58	61	62	62			

29年度は推計値



【施策 ・ 活動指標工】

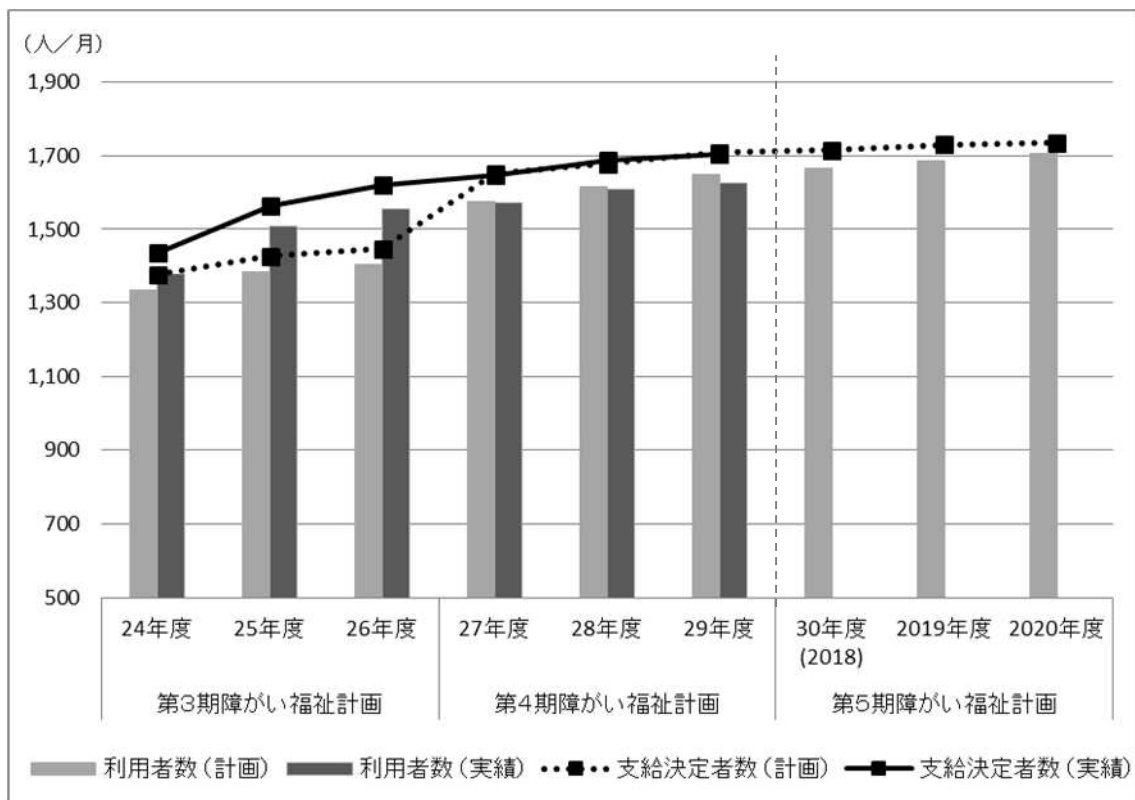
生活介護施設利用者数・利用日数

日常生活上の援助が必要な障がい者に、排せつ・食事等の介護、日常生活上の支援、生産活動、身体機能または生活能力の向上のために必要な援助を行います。

特別支援学校卒業生が毎年希望することから、今後も利用者が伸びていくこととなります。今後も足立区障がい者通所施設整備方針(平成27年度～2024年度)に基づき、区内施設の整備に努めていきます。

		第3期障がい福祉計画			第4期障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (2018)	2019 年度	2020 年度
支給決定者数 (人/月)	計画	1,377	1,427	1,447	1,652	1,678	1,709	1,715	1,730	1,735
	実績	1,437	1,564	1,620	1,648	1,687	1,705			
利用者数 (人/月)	計画	1,335	1,384	1,403	1,575	1,615	1,650	1,665	1,685	1,705
	実績	1,377	1,510	1,557	1,573	1,610	1,625			
利用日数 (日/月)	計画	23,896	24,773	25,113	29,234	30,456	31,020	31,928	32,594	33,265
	実績	23,817	28,388	31,395	31,916	32,382	32,683			

29年度は推計値



【施策 ・活動指標】

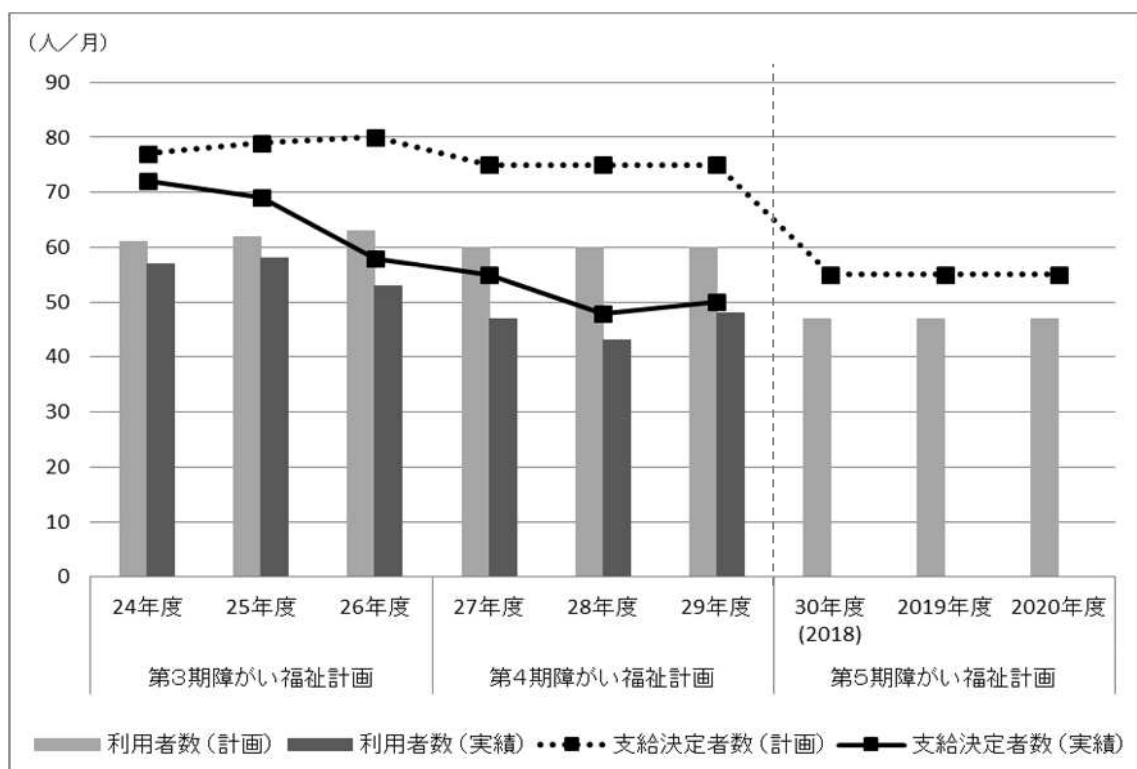
自立訓練（機能訓練）施設利用者数・利用日数

中途障がい者を中心に身体障がい者等が、自立した日常生活または社会生活を送ることができるよう一定期間、身体機能や生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。

区内の施設は1か所であり、脳卒中等の疾病や交通事故等の外傷による障がいのため訓練を必要とする障がい者の利用を想定しています。

		第3期障がい福祉計画			第4期障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (2018)	2019 年度	2020 年度
支給決定者数 (人/月)	計画	77	79	80	75	75	75	55	55	55
	実績	72	69	58	55	48	50			
利用者数 (人/月)	計画	61	62	63	60	60	60	47	47	47
	実績	57	58	53	47	43	48			
利用日数 (日/月)	計画	378	384	390	330	330	330	364	364	364
	実績	335	293	354	312	333	372			

29年度は推計値



【施策 ・活動指標力】

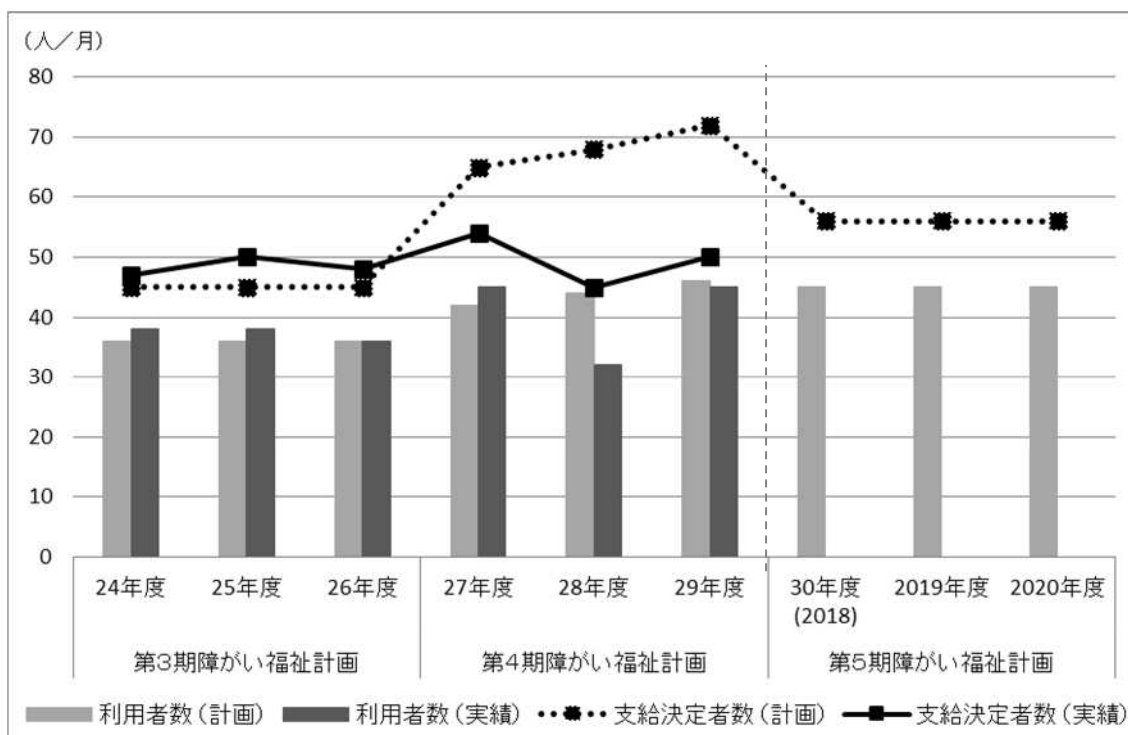
自立訓練（生活訓練）施設利用者数・利用日数

知的または精神障がい者が、自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

区内施設は1か所であり、施設に通所し訓練が必要な障がい者の一定程度の利用希望があると想定しています。

		第3期障がい福祉計画			第4期障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (2018)	2019 年度	2020 年度
支給決定者数 (人/月)	計画	45	45	45	65	68	72	56	56	56
	実績	47	50	48	54	45	50			
利用者数 (人/月)	計画	36	36	36	42	44	46	45	45	45
	実績	38	38	36	45	32	45			
利用日数 (日/月)	計画	565	565	565	685	717	750	672	672	672
	実績	580	598	587	672	542	672			

29年度は推計値



【施策 ・活動指標キ】

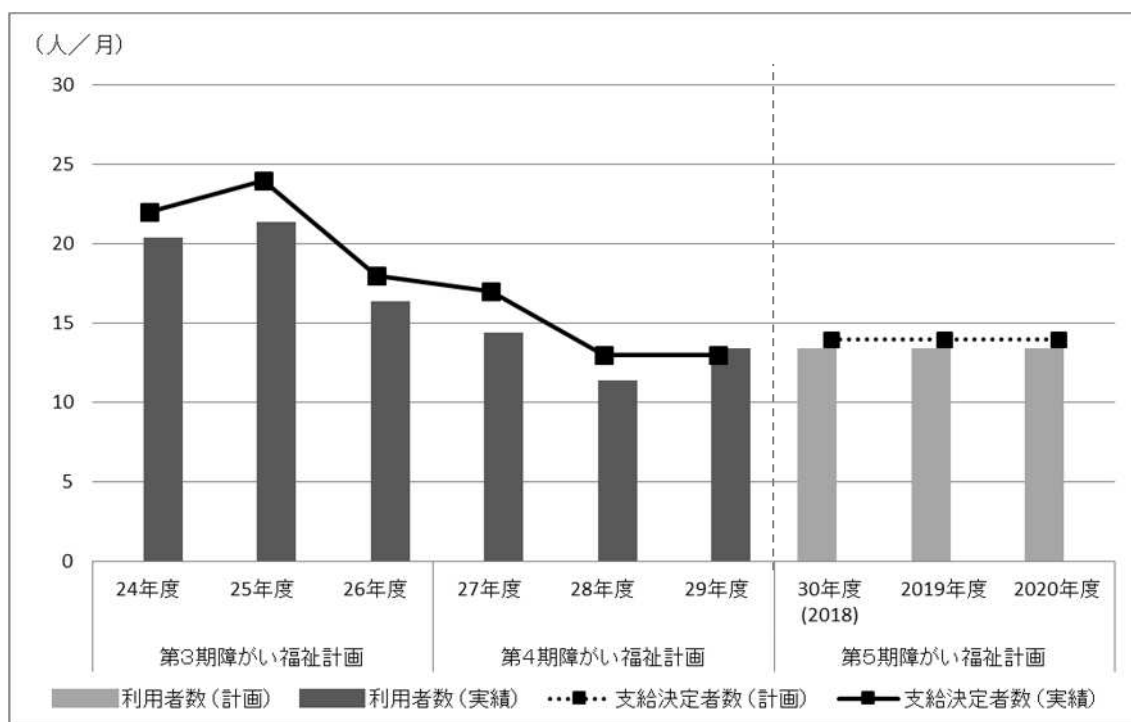
宿泊型自立訓練施設利用者数・利用日数

知的または精神障がい者が、入所施設の居室等を利用し、日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談、助言等、必要な支援を行います。

区内には1か所あり、施設に入所しながら自立訓練を必要とする障がい者が一定程度存在すると想定しています。

		第3期障がい福祉計画			第4期障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (2018)	2019 年度	2020 年度
支給決定者数 (人/年)	計画	計画設定無し			計画設定無し			14	14	14
	実績	22	24	18	17	13	13			
利用者数 (人/年)	計画	計画設定無し			計画設定無し			13	13	13
	実績	20	21	16	14	11	12			
利用日数 (日/月)	計画	計画設定無し			計画設定無し			348	348	348
	実績	583	570	422	406	295	321			

29年度は推計値



【施策 ・活動指標ク】

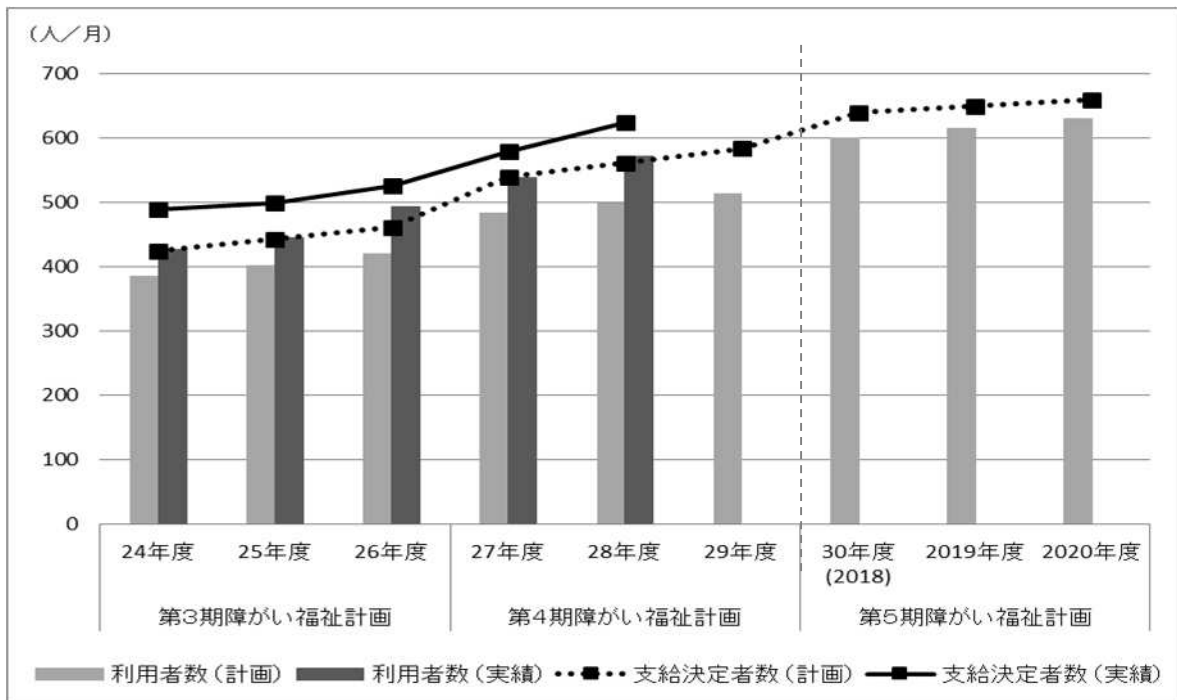
共同生活援助(グループホーム)利用者数・区内定員数

共同生活を営む障がい者に対して、主に夜間、住居内で専門職員等が、生活等に関する相談、食事、排せつ又は入浴の介護、その他の日常生活上の支援を行います。区内には多くの事業所があり、ほぼ需要を満たしています。

地域移行を進める上でも本事業は重要な役割を果たします。今後は、重度障がい者向けの共同生活援助施設(グループホーム)の拡充に伴う需要の増が予想され、利用が増加していくと予想しました。利用者数には区外のグループホーム利用者数も含んでいるため、利用者数が区内定員数を上回っています。

		第3期障がい福祉計画			第4期障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (2018)	2019 年度	2020 年度
支給決定者数 (人/月)	計画	425	443	462	540	562	584	640	650	660
	実績	490	499	527	580	624	630			
利用者数 (人/月)	計画	386	403	420	483	498	513	600	615	630
	実績	427	446	494	538	572	585			
区内定員数 (人)	計画	256	276	296	311	326	341	340	346	352
	実績	245	261	279	307	323	338			

29年度は推計値



【施策 ・活動指標ケ】

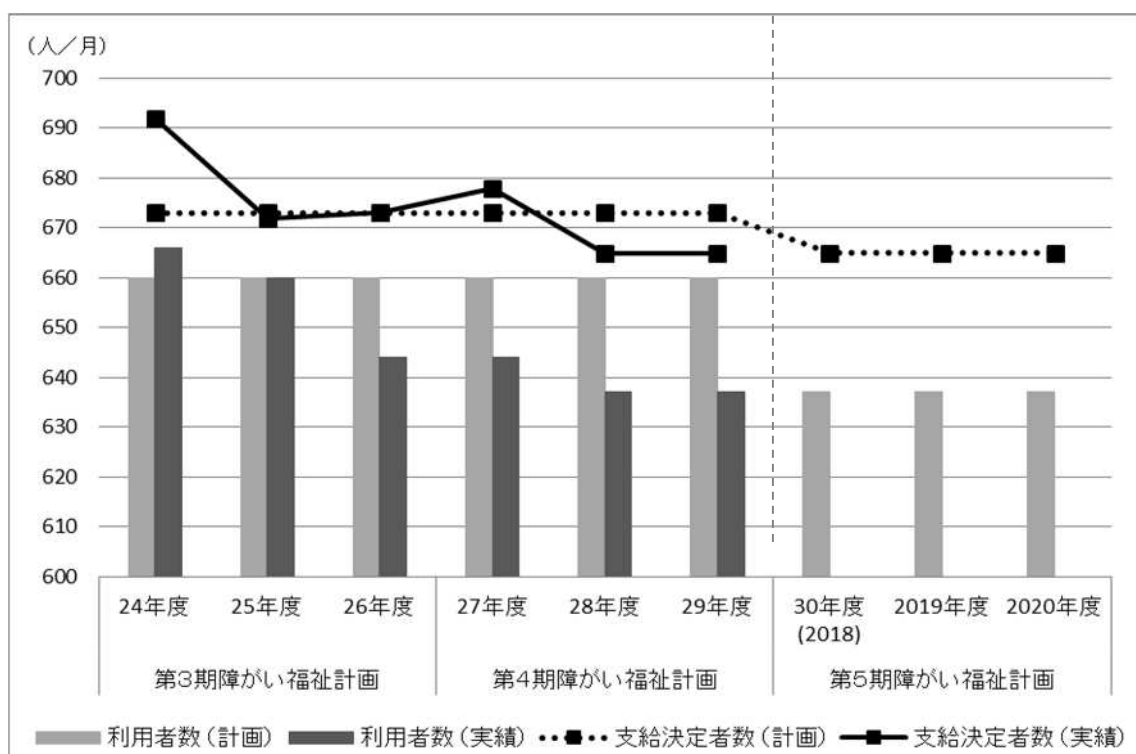
施設入所支援利用者数

様々な理由で居宅での生活が困難になった障がい者に対し、入所型施設において食事、排せつ、入浴、相談等の支援を行います。

国は利用者数の減少を目標としていますが、足立区では、地域移行者がいる一方で、障がい者及び障がい者を支援している家族の高齢化等により、今後も地域生活を継続することが困難な心身障がい者が一定数存在し続けると考え、現状どおりの利用者数で推移すると想定しました。

		第3期障がい福祉計画			第4期障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (2018)	2019 年度	2020 年度
支給決定者数 (人/月)	計画	673	673	673	673	673	673	665	665	665
	実績	692	672	673	678	665	665			
利用者数 (人/月)	計画	660	660	660	660	660	660	637	637	637
	実績	666	660	644	644	637	637			

29年度は推計値



【施策 ・活動指標コ】

指定特定・指定障がい児相談支援事業所数

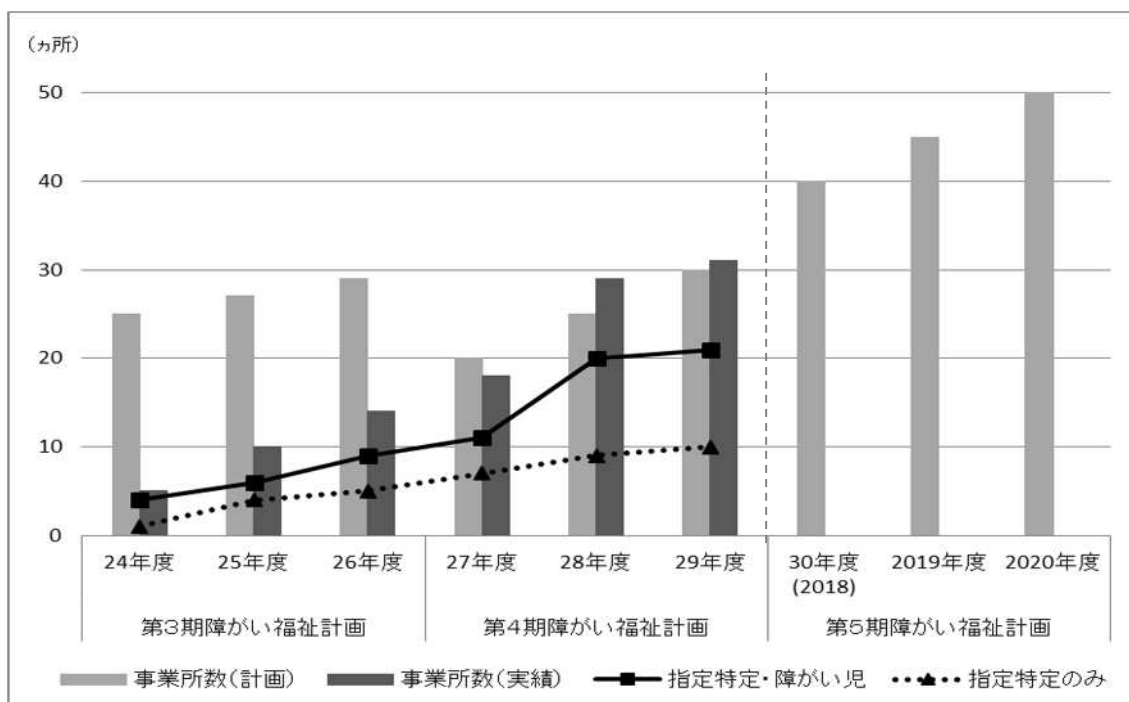
障がい者(児)の自立した生活を支えるために、生活の中で解決すべき課題や目標、支援の方法を具体的な支援計画として立案する事業所の数です。

相談支援専門員の育成に伴い、少しずつ事業所と相談支援専門員が増加しており、今後もこの傾向が続くと考えています。

【第1期障がい児福祉計画(P.142)にも掲載】

		第3期障がい福祉計画			第4期障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (2018)	2019 年度	2020 年度
事業所数 (カ所)	計画	25	27	29	20	25	30	40	45	50
	実績	5	10	14	18	29	31			

29年度は推計値



【施策 ・活動指標サ】

重症心身障がい児(者)在宅レスパイト事業利用者数・利用時間数

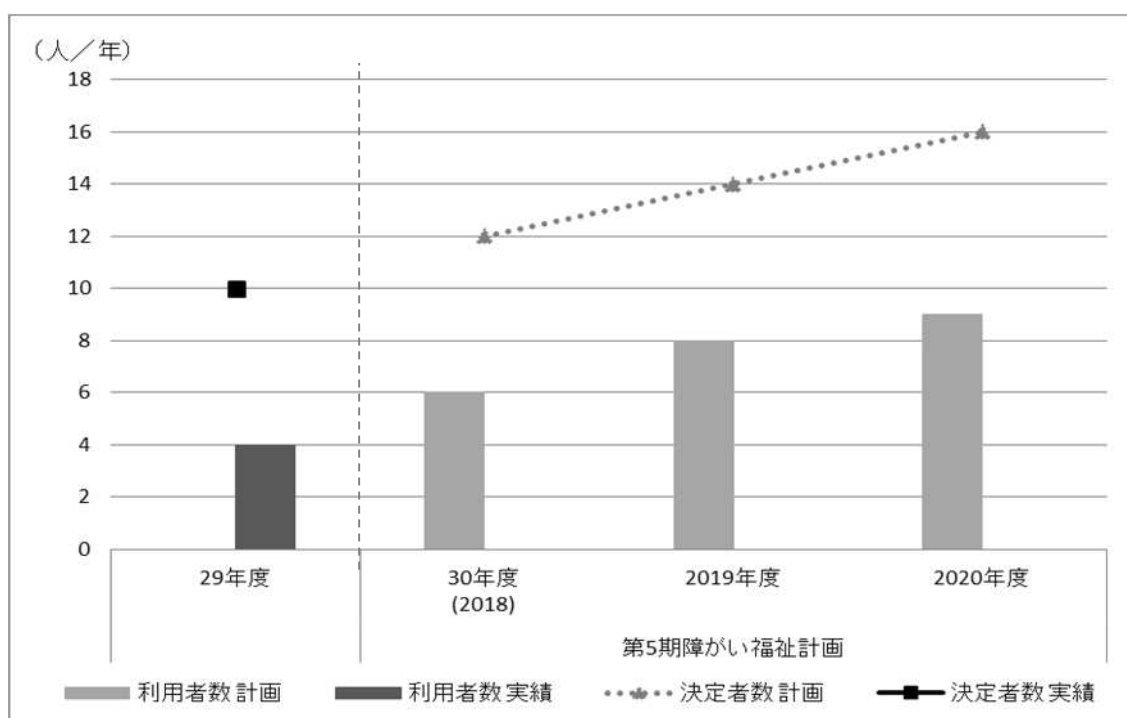
在宅の重症心身障がい児(者)に対して、訪問看護事業者の看護師が自宅に出向き、一定時間家族の代わりに医療的ケアを伴う介護を行うことで、家族の休息時間を確保します。

平成29年度上半期の終盤から開始した新規事業のため、平年化すれば利用者の増加が見込まれます。また、対象者の拡大については継続して検討していきます。

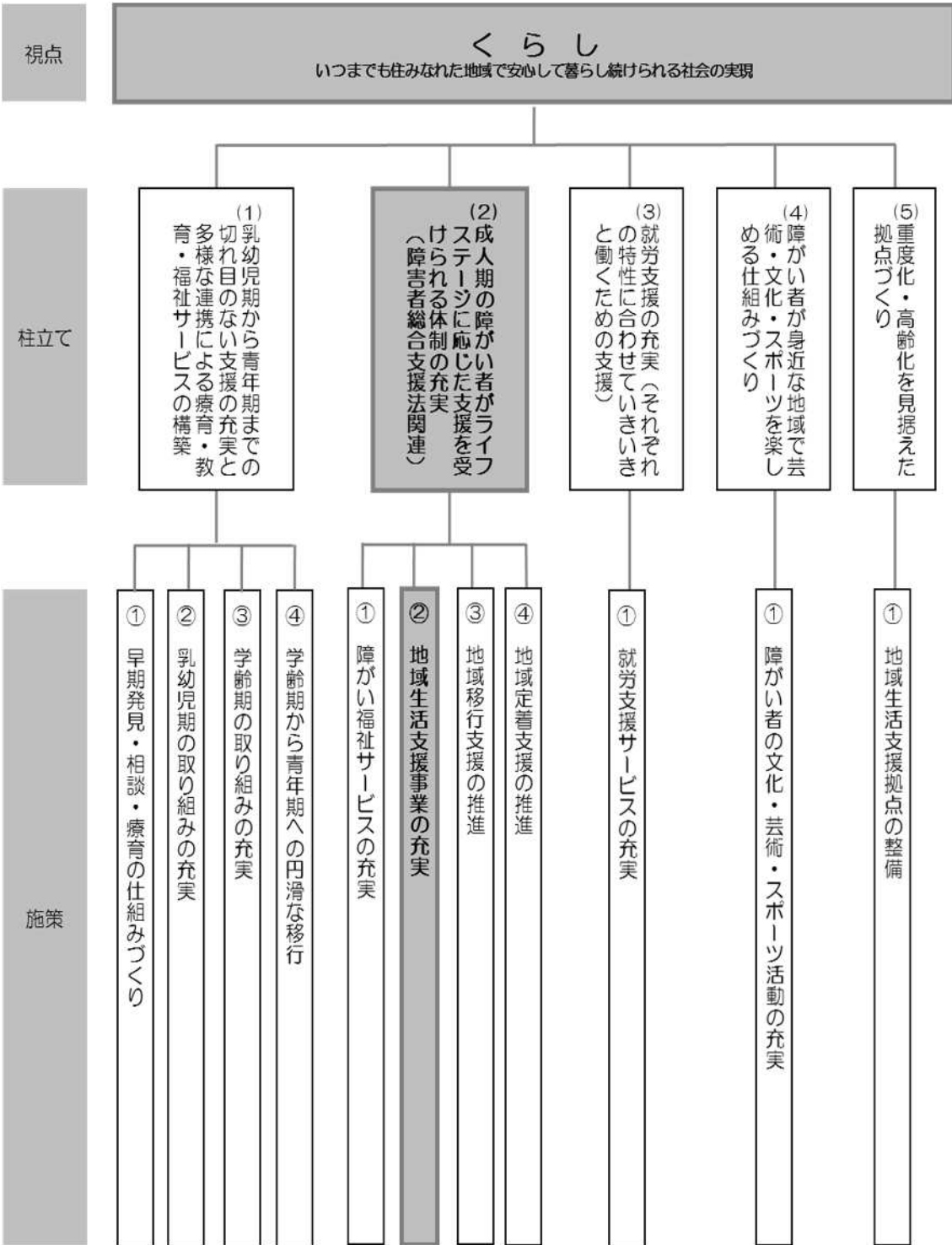
【第1期障がい児福祉計画(P.143)にも掲載】

		第5期障がい福祉計画			
		29年度	30年度 (2018)	2019 年度	2020 年度
決定者数 (人/年)	計画		12	14	16
	実績	10			
利用者数 (人/年)	計画		6	8	9
	実績	4			
利用時間数 (時間/年)	計画		54	63	72
	実績	36			
委託事業所数 (カ所)	計画		2	2	3
	実績	2			

29年度は推計値



視点2 くらし
柱立て(2) 成人期の障がい者がライフステージに応じた支援を受けられる体制の充実(障害者総合支援法関連)
施策 地域生活支援事業の充実



【施策 ・活動指標ア】

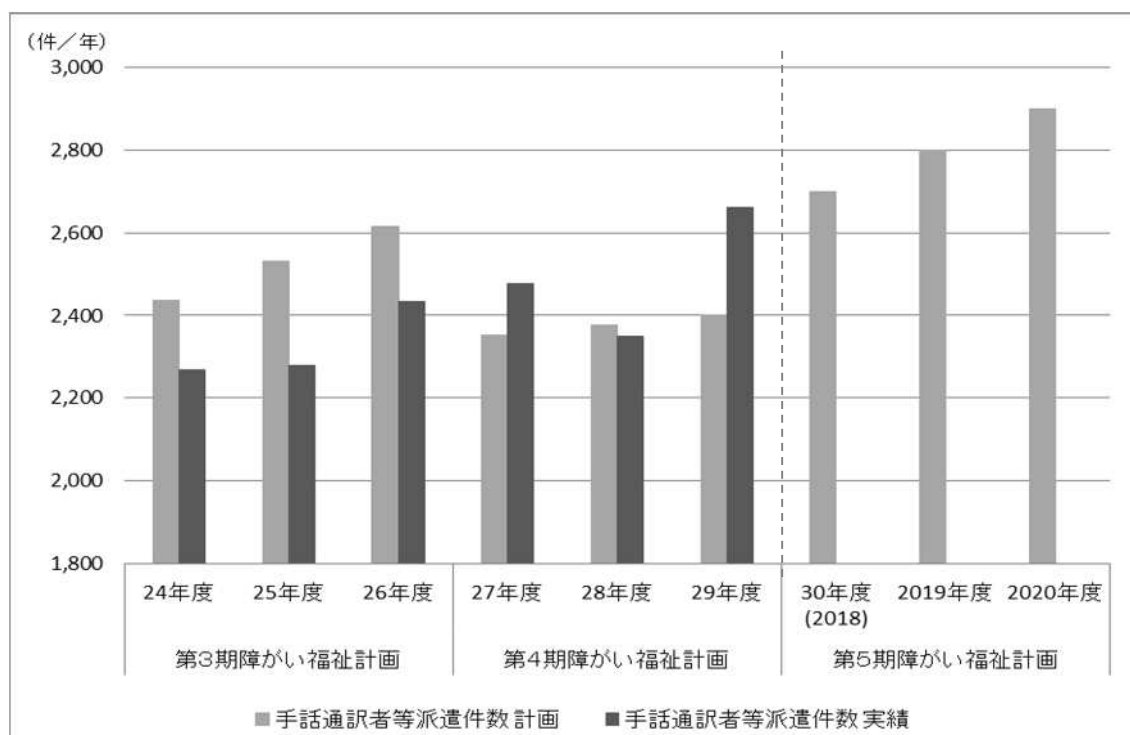
手話通訳者等の派遣件数（意思疎通支援）

聴覚障がい者のコミュニケーション手段として手話通訳者や要約筆記者、また盲ろう者に対する蝕手話通訳者は必要不可欠です。手話通訳者の養成は足立区で実施しています（☞P.39参照）が、要約筆記者と蝕手話通訳者は主に東京都が養成しています。

今後も、障がい者の社会参加の増加とともに、意志疎通支援事業の利用者が増えていくと見込まれるため、人材育成にも力を入れていきます。

		第3期障がい福祉計画			第4期障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (2018)	2019 年度	2020 年度
手話通訳者等 派遣件数(件/年)	計画	2,436	2,532	2,616	2,352	2,376	2,400	2,700	2,800	2,900
	実績	2,270	2,279	2,435	2,478	2,351	2,662			
内訳	手話通訳者 派遣件数(件/年)	実績	2,159	2,107	2,276	2,372	2,210	2,481		
	要約筆記者 派遣件数(件/年)	実績	85	123	116	77	97	131		
	広域要約筆記者 派遣件数(件/年)	実績	26	49	43	29	44	50		

29年度は推計値



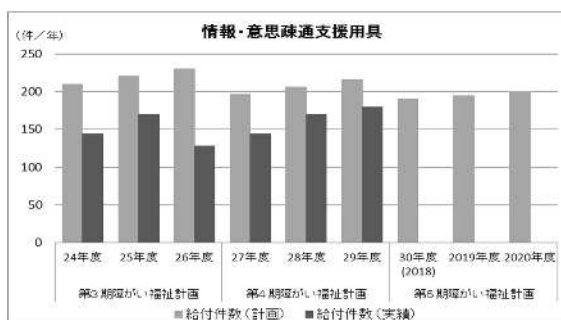
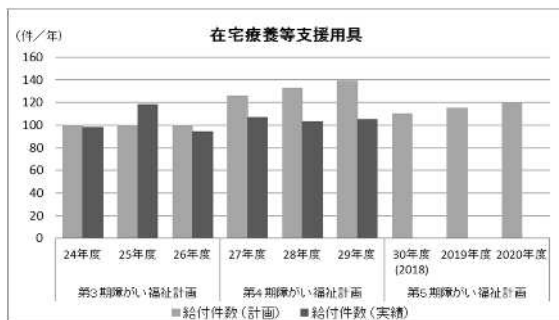
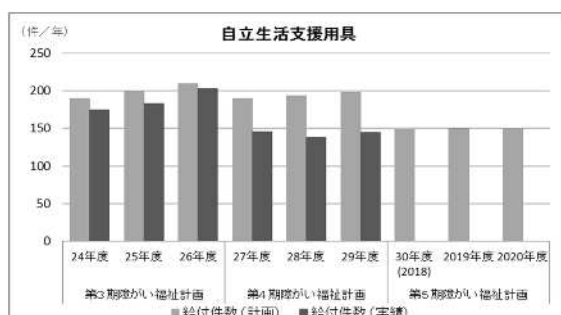
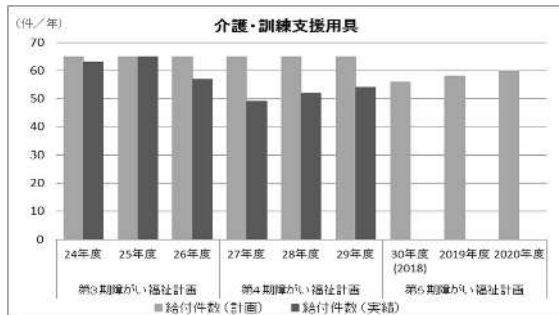
【施策 ・ 活動指標イ】

日常生活用具給付件数

在宅の障がい者(児)や難病患者に対して、日常生活の利便をはかるために、用具を給付します。介護保険への移行等により用具の種類によって増減に差があるものの、全体としては緩やかに増加していくと予想しています。なお、計画値は介護保険制度への移行等、過去の実績値を踏まえ、下方修正しています。

		第3期障がい福祉計画			第4期障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (2018)	2019 年度	2020 年度
介護・訓練支援用具 (件/年)	計画	65	65	65	65	65	65	56	58	60
	実績	63	65	57	49	52	54			
自立生活支援用具 (件/年)	計画	190	200	210	190	194	198	148	149	150
	実績	175	183	203	146	138	145			
在宅療養等支援用具 (件/年)	計画	100	100	100	126	133	139	110	115	120
	実績	98	118	94	107	103	105			
情報・意思疎通支援用具 (件/年)	計画	210	220	230	196	206	216	190	195	200
	実績	144	170	128	144	170	180			
排泄管理支援用具 (件/年)	計画	計画設定無し			計画設定無し			14,280	14,494	14,639
	実績	10,705	10,979	12,601	12,112	13,630	14,000			

29年度は推計値



【施策 ・活動指標ウ】

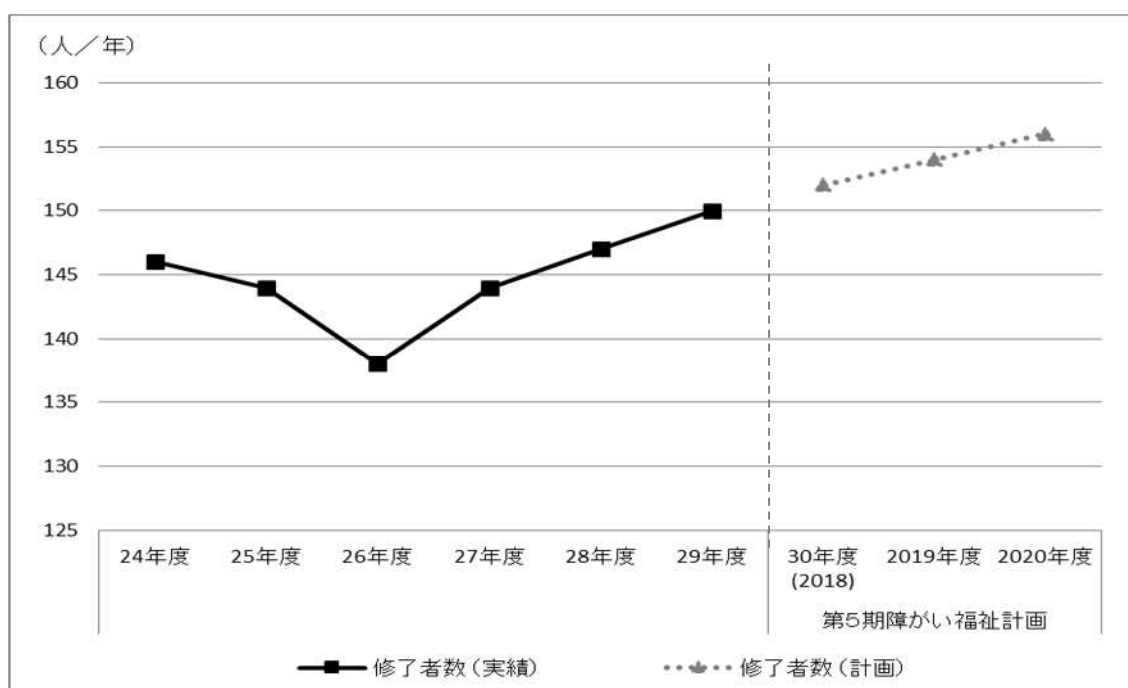
手話奉仕員・通訳者養成研修修了者数【再掲】

平成23年の障害者基本法の改正で手話が意思疎通のための言語である事が明記されました。聴覚障がい者のコミュニケーション手段として手話は必要不可欠であり、手話通訳者の養成は重要です。この指標は、足立区が実施している手話講習会(初級・中級・上級)の合計の修了者です。手話講習会を経て、試験に合格すると手話通訳者としての登録が可能となりますが、通訳としての高い能力が求められます。

今後も、着実に養成を進めて行くことをめざします。

		第3期障がい福祉計画			第4期障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (2018)	2019 年度	2020 年度
修了者数 (人/年)	計画	計画設定無し			計画設定無し			152	154	156
	実績	146	144	138	144	147	150			
新規登録者数 (人/年)	計画	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	実績	6	2	6	2	3	2			

29年度は推計値



【施策 ・活動指標工】

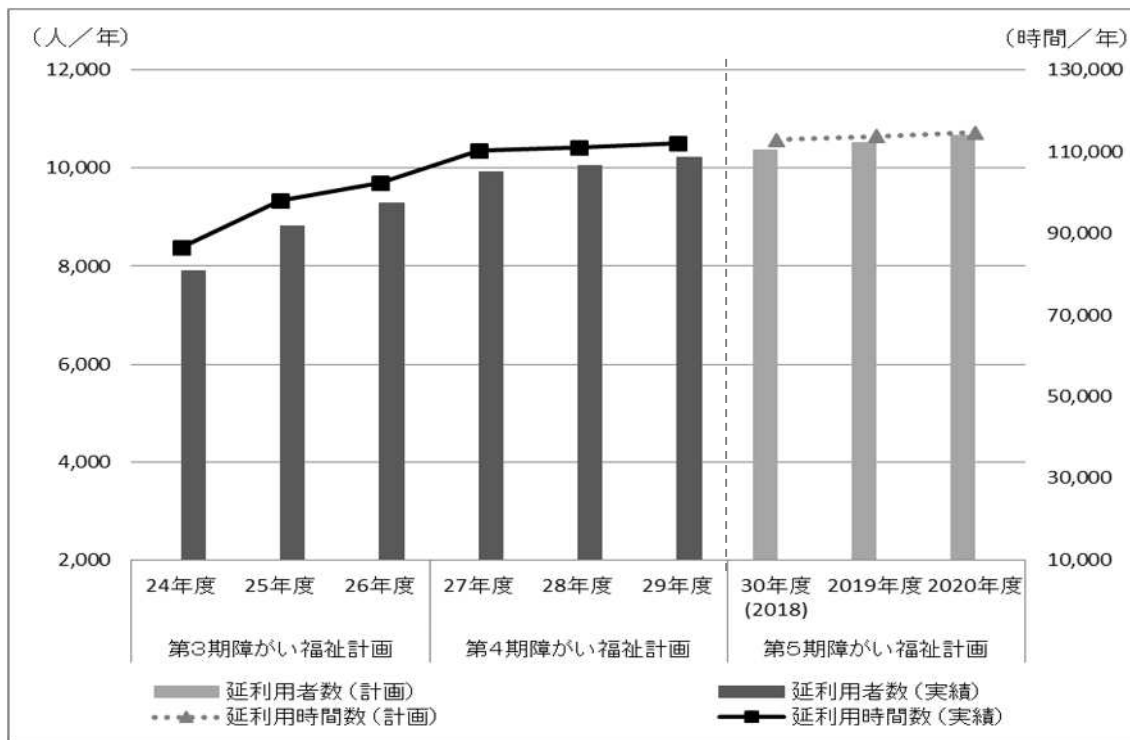
移動支援事業利用者数・利用時間数

障がい者の外出を支援し、社会参加を手助けするガイドヘルパーを派遣する事業です。

障がい者の、社会参加の機会の拡大に伴い、毎年利用者数が増加しており、今後も同傾向が続くと考えられます。

		第3期障がい福祉計画			第4期障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (2018)	2019 年度	2020 年度
延利用者数 (人/年)	計画	計画設定無し			計画設定無し			10,360	10,510	10,660
	実績	7,895	8,827	9,293	9,918	10,060	10,210			
延利用時間数 (時間/年)	計画	計画設定無し			計画設定無し			112,945	113,825	114,705
	実績	86,557	97,972	102,359	110,308	111,185	112,065			

29年度は推計値



【施策 ・ 活動指標才】

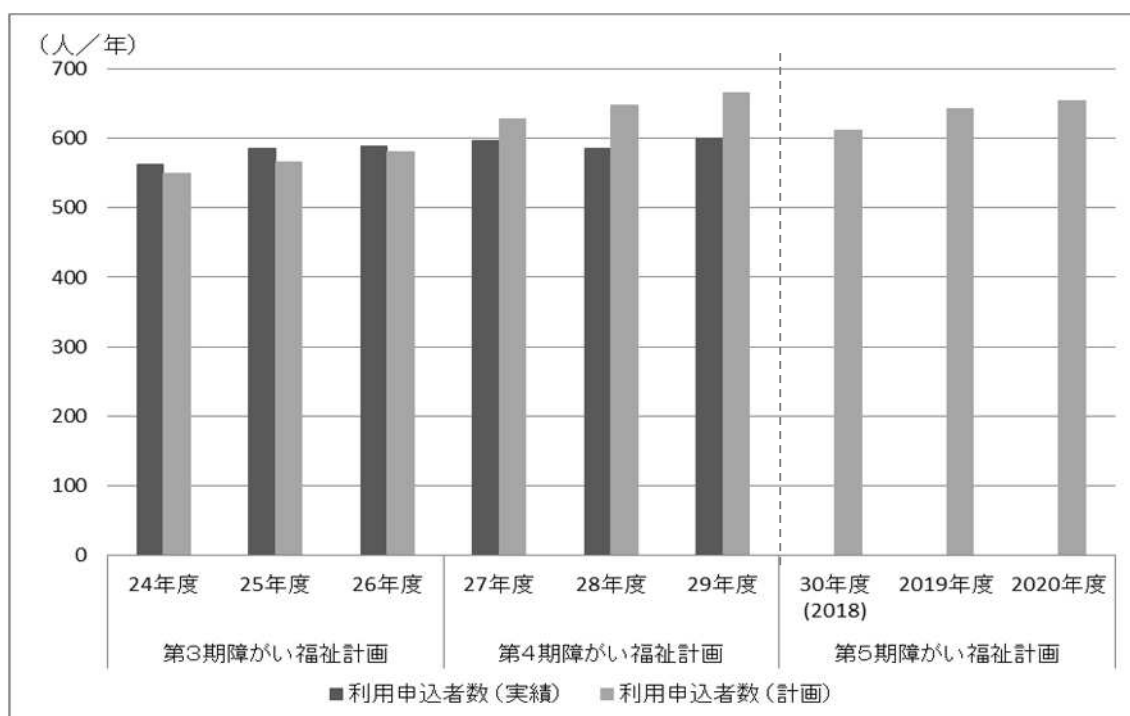
障がい者通所施設通所バス利用者数

公共交通機関の利用が困難な重度心身障がい者を対象に、居住地から通所施設間の移動手段としてバスを運行しています。

重度心身障がい者施設の開設にあわせ、利用者が増加すると予想しています。

		第3期障がい福祉計画			第4期障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (2018)	2019 年度	2020 年度
利用申込者数 (人/年)	計画	550	565	580	628	647	666	612	642	654
	実績	563	586	588	597	586	600			
延利用者数 (人/年)	実績	6,741	6,970	7,170	7,147	8,600	8,760			
延利用時間数 (時間/年)	実績	141,152	174,630	176,058	171,356	174,010	178,200			

29年度は推計値



【施策 ・活動指標力】

地域活動支援センター利用者数・登録者数

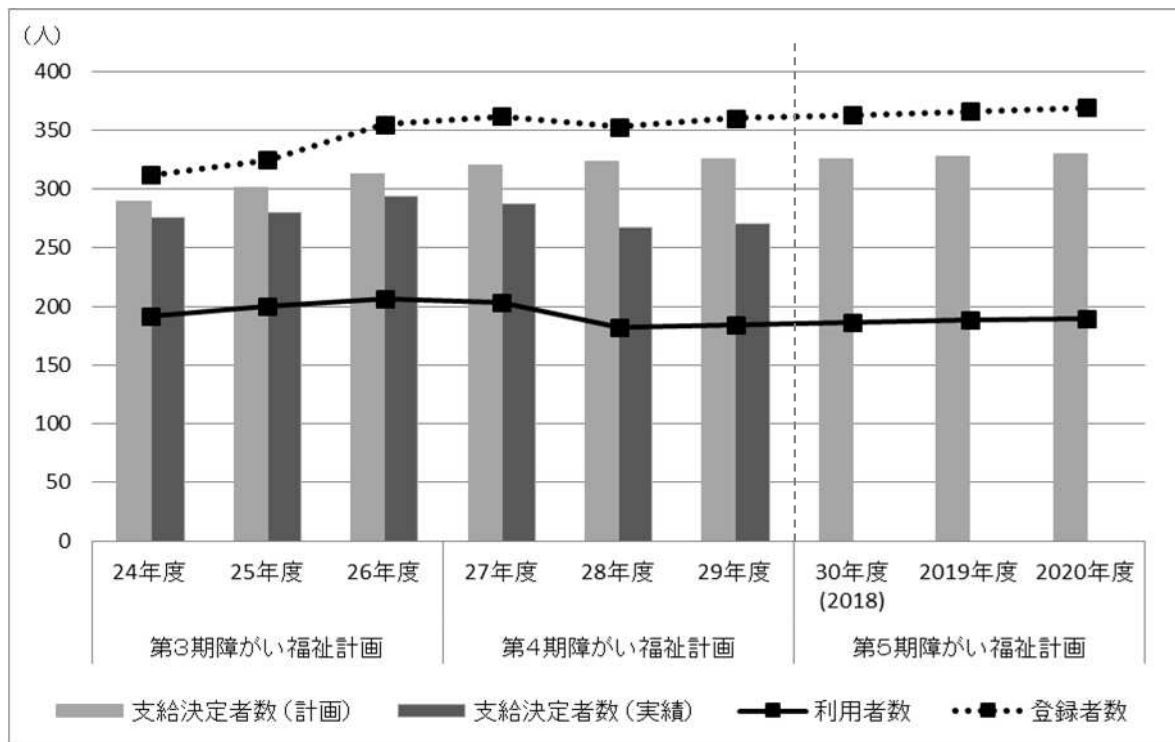
創作的活動や生産活動の機会を提供し、地域との交流等を行う施設に通所する事業です。区内8か所の事業所で実施しています。

一部の障がい者にとって、重要な日中活動の場であり、今後も一定程度の利用者がいると考えています。

		第3期障がい福祉計画			第4期障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (2018)	2019 年度	2020 年度
支給決定者数 ¹ (人/月)	計画	290	301	313	320	323	326	326	328	330
	実績	276	280	294	287	267	270	270	272	274
利用者数 ¹ (人/年)	実績	192	200	207	203	182	184			
登録者数 ² (人/年)	実績	312	325	355	362	353	360			
事業所数 (カ所)	実績	7	8	8	8	8	8			

29年度は推計値

- 1 身体・知的・高次脳機能障がい者対象の地域活動支援センター
- 2 精神障がい者対象の地域活動支援センター（支給決定無し）



【施策 ・活動指標キ】

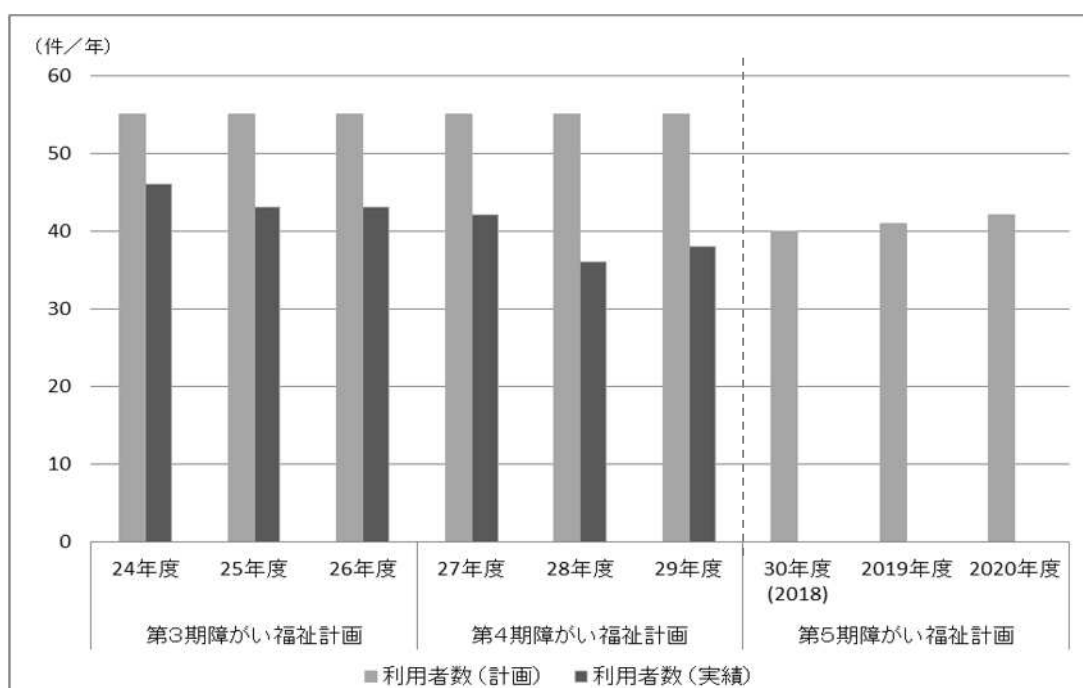
巡回入浴利用者数

介護ヘルパーの入浴介助を受けたり、施設での入浴介助を受けたりすることのできない在宅の重度身体障がい者が入浴するために、自宅の居間等に浴槽を組み立て、入浴サービスを提供する事業です。

身体障がいの程度や浴槽を組み立てるスペース等の制約から、今後も同程度の利用者で推移すると見込まれます。

		第3期障がい福祉計画			第4期障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (2018)	2019 年度	2020 年度
利用者数 (人/年)	計画	55	55	55	55	55	55	40	41	42
	実績	46	43	43	42	36	38			

29年度は推計値



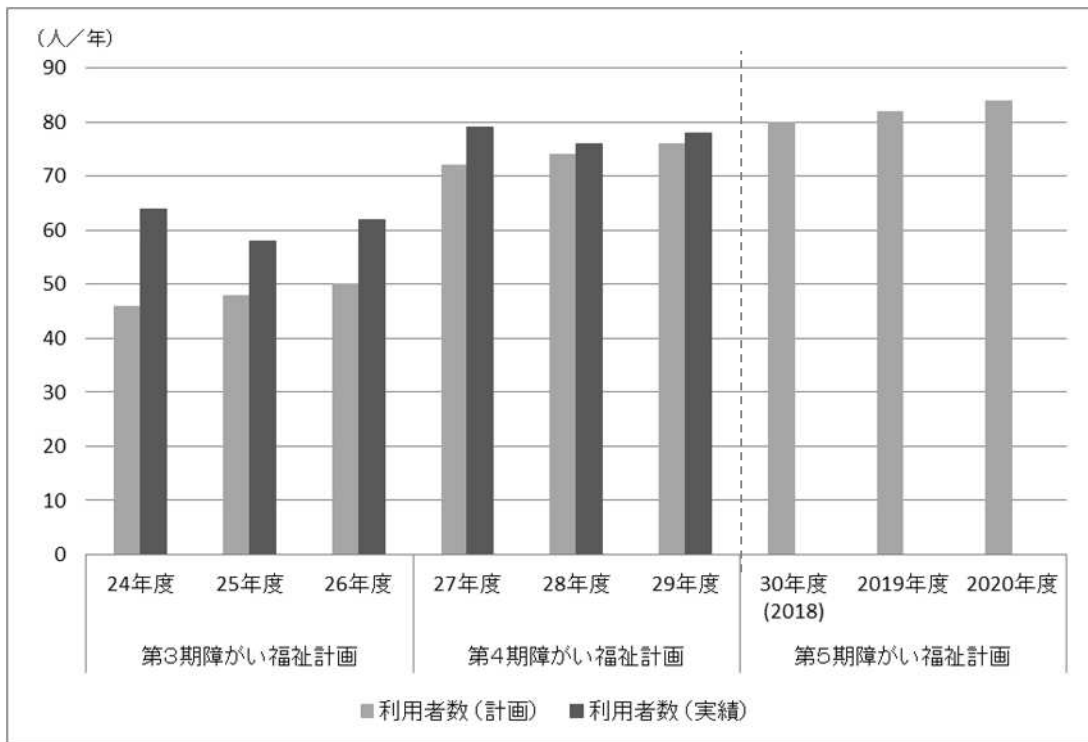
【施策 ・活動指標ク】

日中保護利用者数

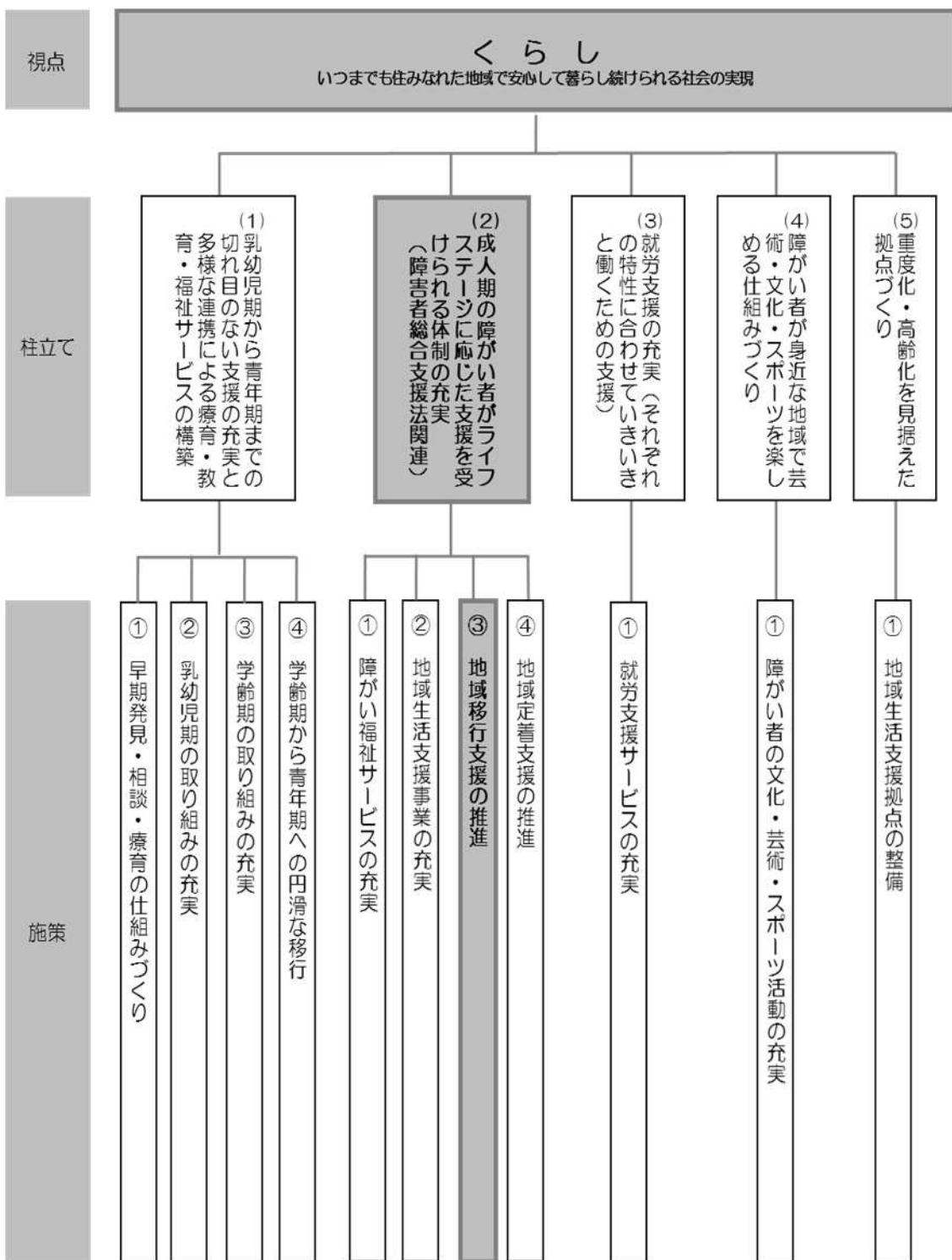
日中、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者(児)に対し、施設等で保護することにより、日常的に介護している家族の一時的な休息時間を確保します。今後もニーズが見込まれるため、微増傾向が続くと予想しています。

		第3期障がい福祉計画			第4期障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (2018)	2019 年度	2020 年度
利用者数 (人/年)	計画	46	48	50	72	74	76	80	82	84
	実績	64	58	62	79	76	78			

29年度は推計値



視点2 くらし
柱立て(2) 成人期の障がい者がライフステージに応じた支援を受けられる体制の充実(障害者総合支援法関連)
施策 地域移行支援の推進



【施策 ・活動指標ア】

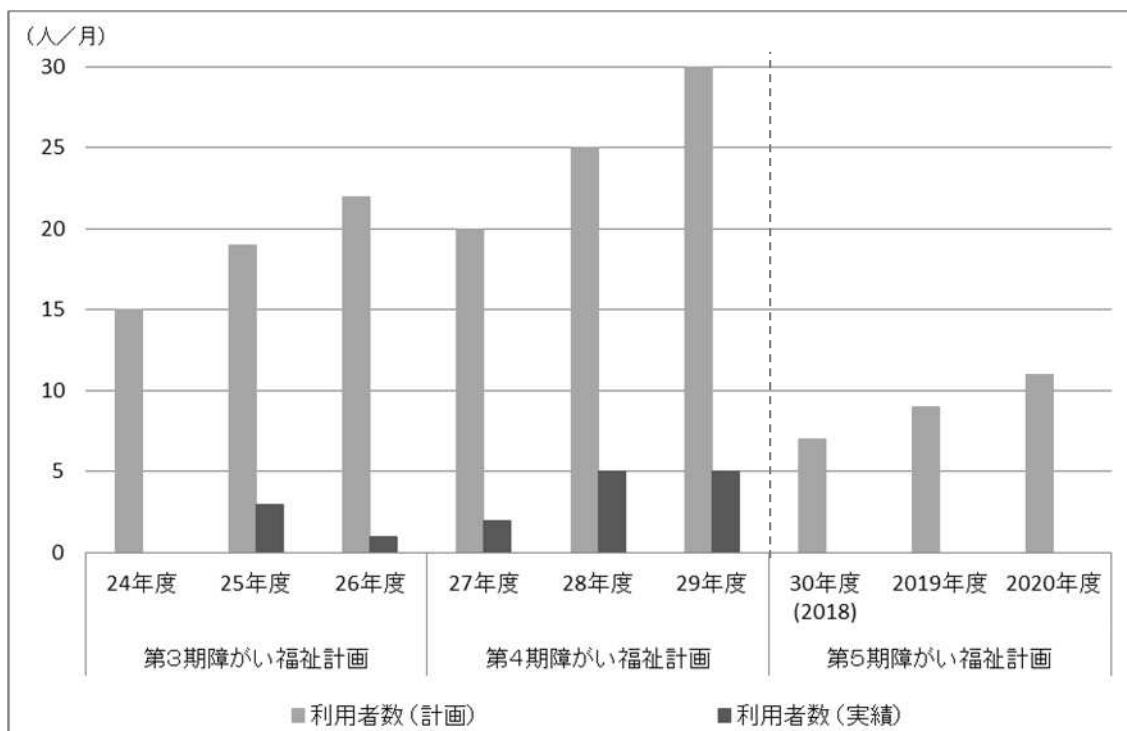
地域移行支援事業利用者数

障がい者支援施設に入所している身体・知的障がい者や、精神科病院等に入院している精神障がい者の地域移行を進めるための事業です。

重要な事業ではあるものの、重度障がい者に対応できるグループホーム等の受け入れ体制等の関係から、計画値を下方修正しました。今後も、重度障がい者を受け入れることのできるグループホーム事業者の誘致等により、利用者の増に努めていきます。

		第3期障がい福祉計画			第4期障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (2018)	2019 年度	2020 年度
利用者数 (人/月)	計画	15	19	22	20	25	30	7	9	11
	実績	0	3	1	2	5	5			

29年度は推計値



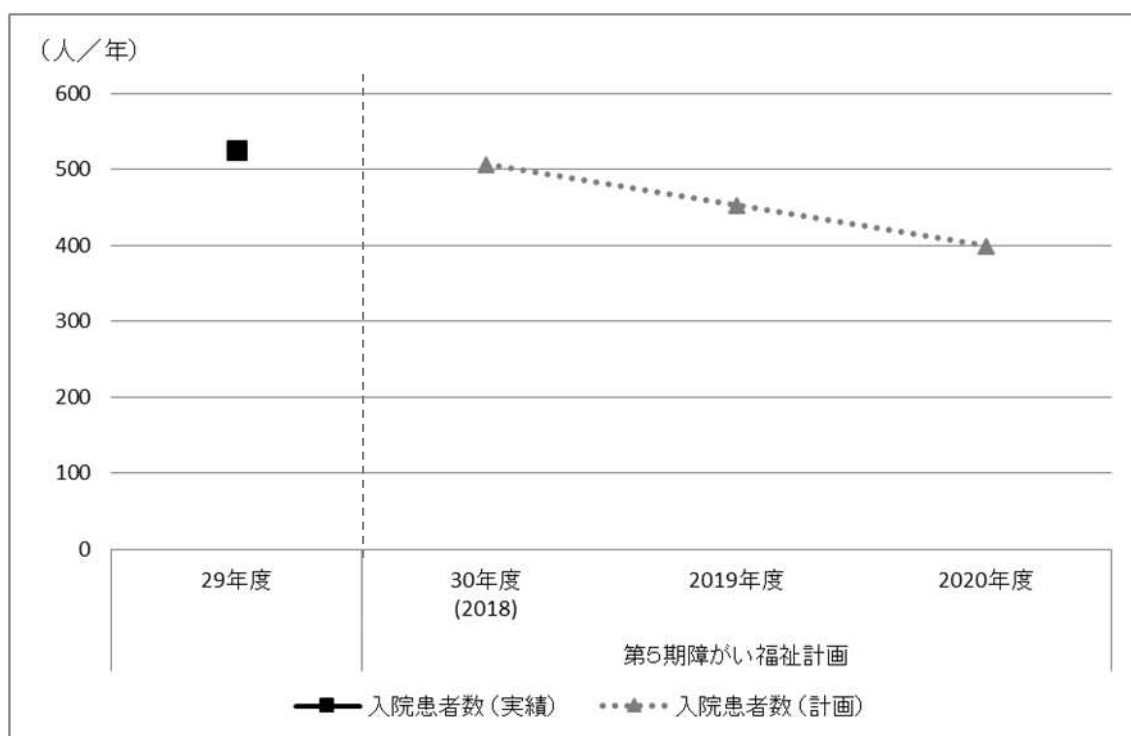
【施策 ・活動指標イ】

精神病棟における1年以上の長期入院患者数【低減目標】

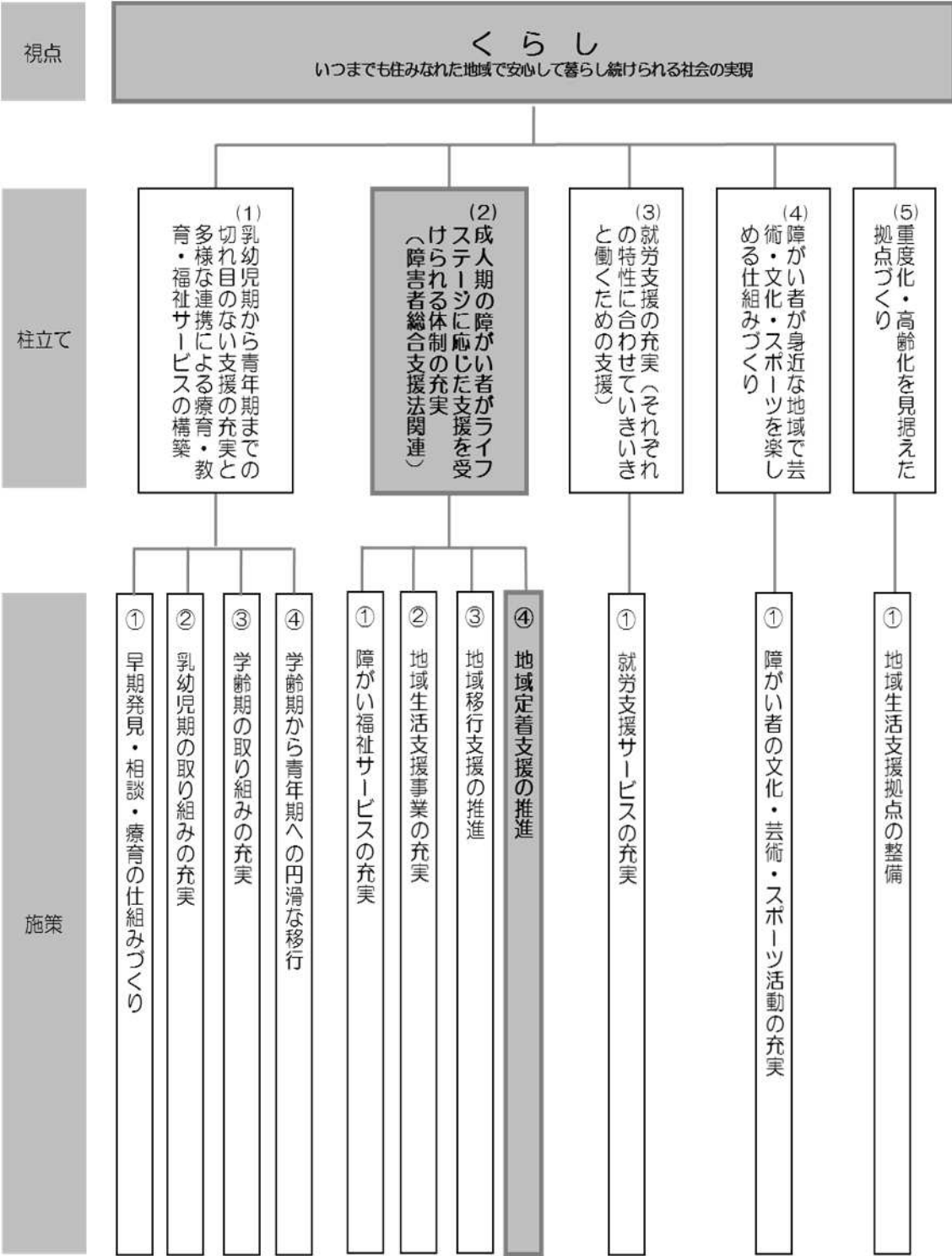
全国の精神病床に1年以上長期入院している足立区民をひとりでも多く地域で生活できるよう支援し、長期入院患者数の低減をめざします。

国の基本指針により都が算出した足立区の長期入院患者に関する基盤整備量から、目標値を設定しました。

		第5期障がい福祉計画			
		29年度	30年度 (2018)	2019 年度	2020 年度
入院患者数 (人/年)	計画		506	453	399
	実績	526			



視点2 くらし
柱立て(2) 成人期の障がい者がライフステージに応じた支援を受けられる体制の充実(障害者総合支援法関連)
施策 地域定着支援の推進



【施策 ・活動指標ア】

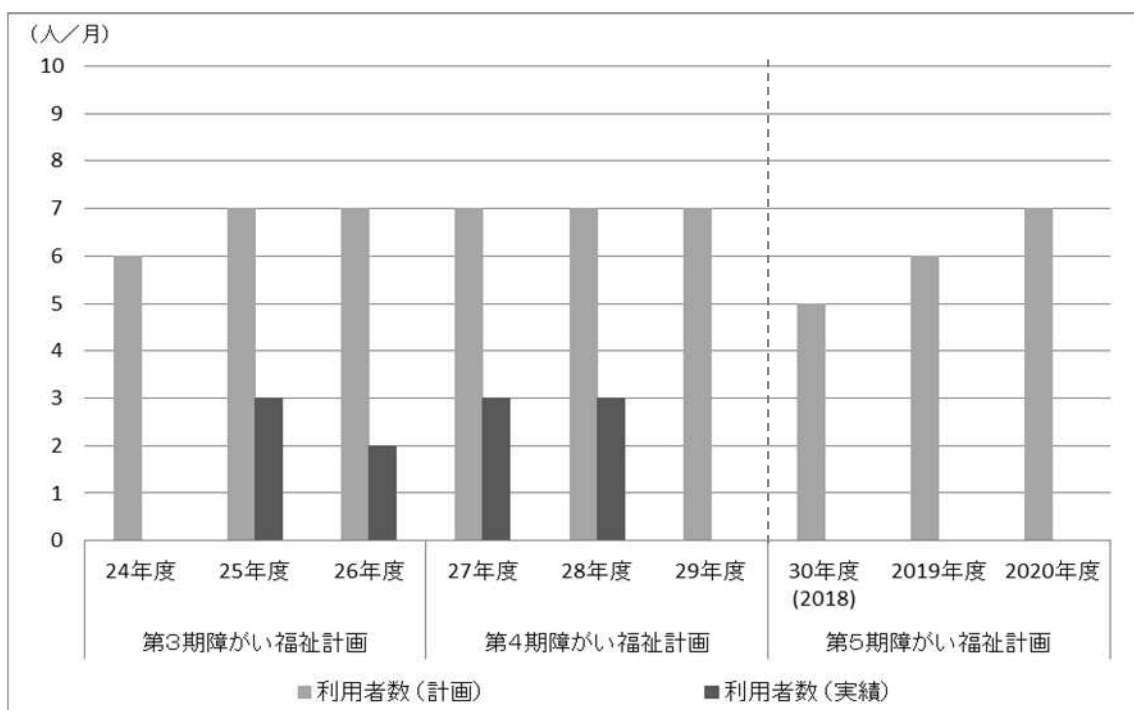
地域定着支援事業利用者数

単身等の障がい者に対し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行い、地域生活の継続をめざします。地域移行支援と連動する事業であり、大きな伸びがありませんでした。

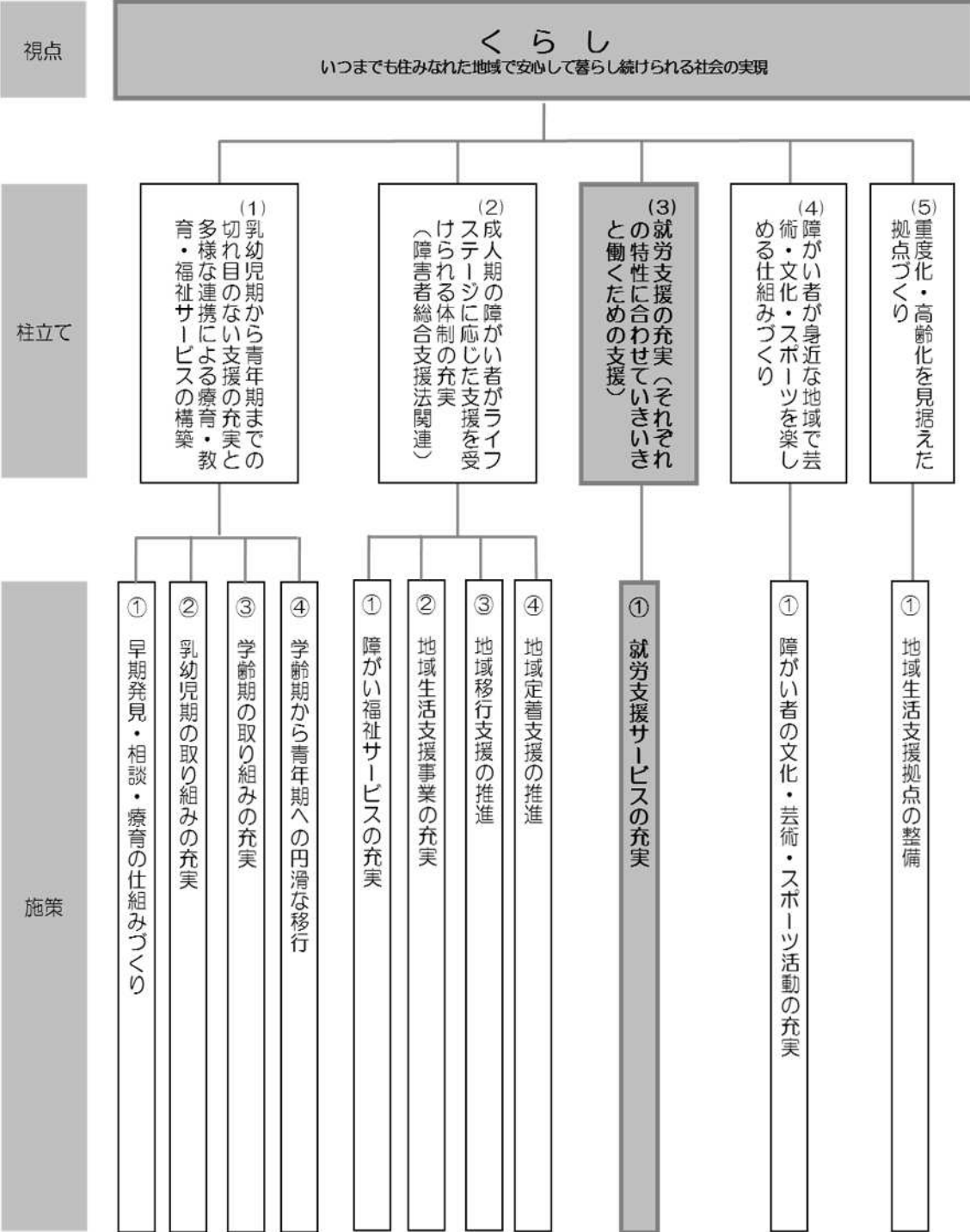
今後、事業の進展に努めていきます。

		第3期障がい福祉計画			第4期障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (2018)	2019 年度	2020 年度
利用者数 (人/月)	計画	6	7	7	7	7	7	5	6	7
	実績	0	3	2	3	3	3			

29年度は推計値



視点2 くらし
柱立て(3) 就労支援の充実
 (それぞれの特性に合わせていきいきと働くための支援)
施策 就労支援サービスの充実



【施策 ・活動指標ア】

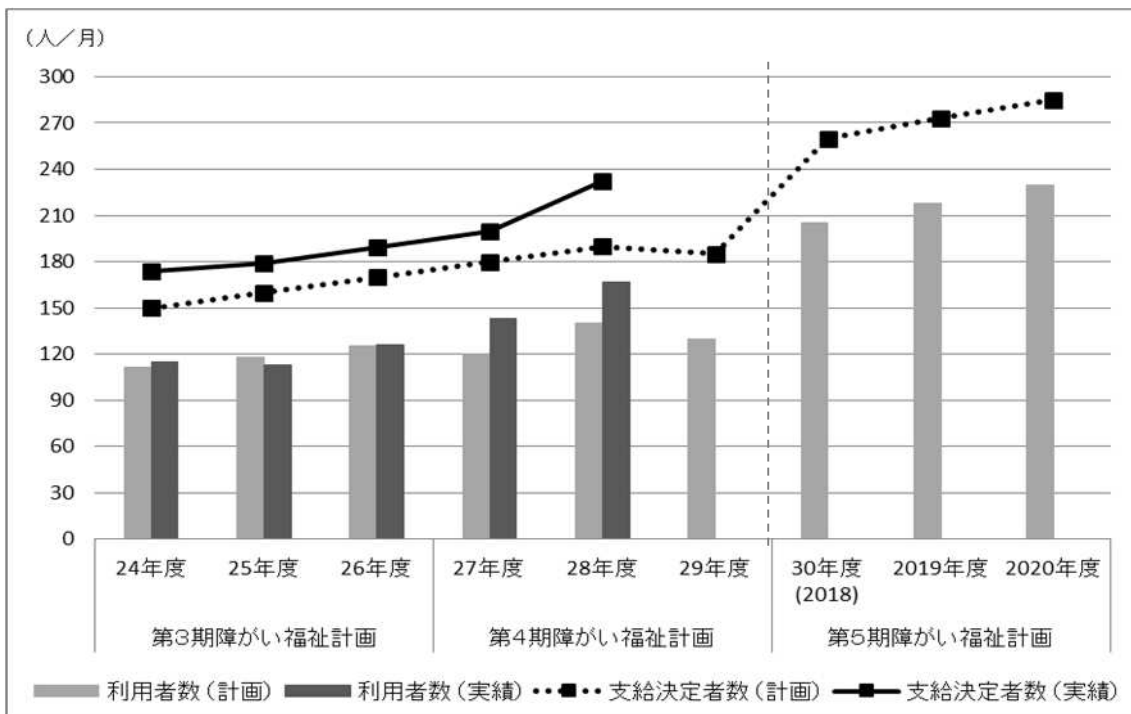
就労移行支援施設利用者数・利用日数

特別支援学校卒業生や在宅の障がい者が最長2年間、就労訓練を行うための施設に通所し、就労をめざします。区内には、多種多様な就労移行支援事業所があり、今後も事業所の増加が見込まれます。

特別支援学校卒業生や在宅の障がい者の就労に向けた訓練施設として定着しており、今後も利用者の増加が見込まれると予想しました。

		第3期障がい福祉計画			第4期障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (2018)	2019 年度	2020 年度
支給決定者数 (人/月)	計画	150	160	170	180	190	185	260	273	285
	実績	174	179	189	200	232	245			
利用者数 (人/月)	計画	111	118	125	120	140	130	205	218	230
	実績	115	113	126	143	167	190			
利用日数 (日/月)	計画	1,853	1,970	2,087	1,680	1,960	1,820	3,423	3,640	3,841
	実績	1,759	1,477	1,977	2,219	2,803	3,173			

29年度は推計値



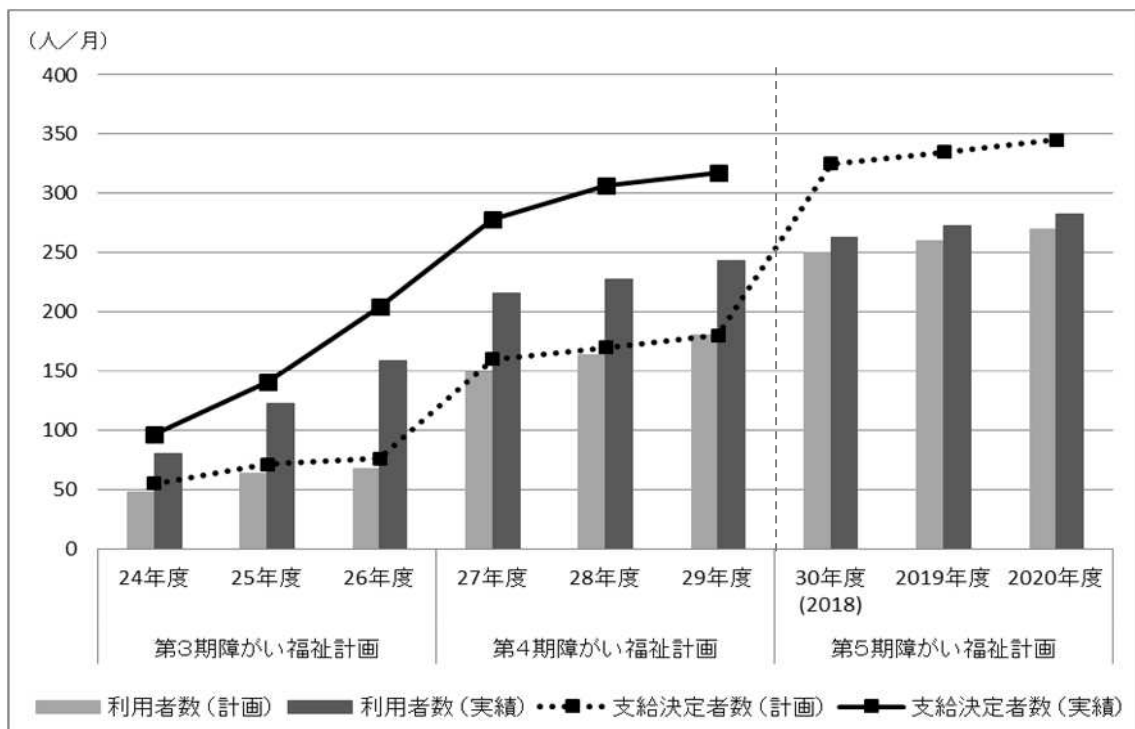
【施策 ・活動指標イ】

就労継続支援A型施設利用者数・利用日数

一般企業への就労が困難な障がい者に対して、雇用契約に基づき働く場を提供し、就労の知識や能力の向上のために必要な訓練を行う施設に通所する事業です。原則として最低賃金の支払いを保障します。第4期計画中に事業所が大きく増え、利用者も増えましたが、今後は国の方針である、就労による売上げだけで通所者の賃金を賄わなければならない、現在区内に10か所ある事業所が増えないと予想されるため、利用者自体の増加率も落ち着くと予想しました。

		第3期障がい福祉計画			第4期障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (2018)	2019 年度	2020 年度
支給決定者数 (人/月)	計画	55	71	76	160	170	180	325	335	345
	実績	96	141	204	278	307	317			
利用者数 (人/月)	計画	48	63	67	149	164	180	250	260	270
	実績	80	122	159	216	228	243			
利用日数 (日/月)	計画	936	1,228	1,306	2,704	2,839	2,981	5,260	5,578	5,792
	実績	1,544	2,341	3,228	4,226	4,560	4,860			

29年度は推計値



【施策 ・活動指標ウ】

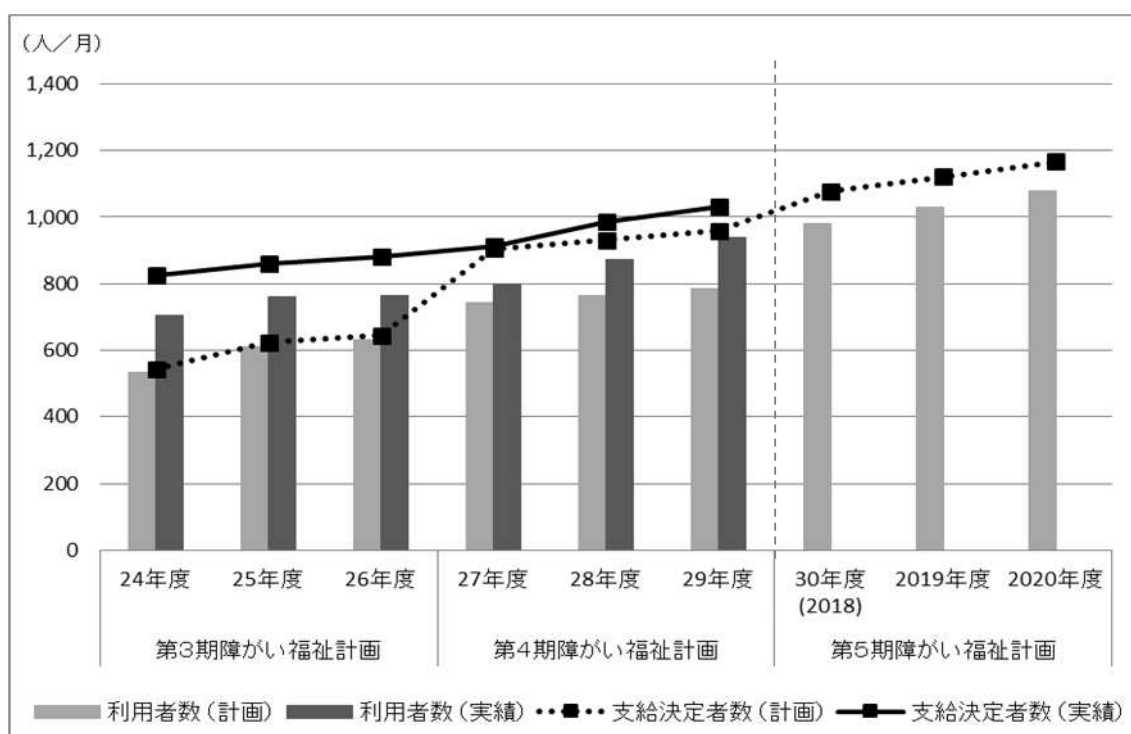
就労継続支援B型施設利用者数・利用日数

一般企業への就労が困難な障がい者に対して、働く場を提供し、就労の知識や能力の向上のために必要な訓練を行う施設に通所する事業です。雇用契約は結びません。区内には多種多様な事業所があり、現在35か所ある事業所が今後増えていくと思われます。

福祉的就労の場として需要が高く、今後も利用者は増加していくと考えられます。

		第3期障がい福祉計画			第4期障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (2018)	2019 年度	2020 年度
支給決定者数 (人/月)	計画	544	624	644	904	931	959	1,078	1,121	1,166
	実績	824	860	881	914	987	1,032			
利用者数 (人/月)	計画	533	611	631	742	764	787	980	1,030	1,080
	実績	705	762	764	798	874	940			
利用日数 (日/月)	計画	7,835	8,920	9,212	11,777	12,130	12,494	14,266	14,993	15,721
	実績	10,479	11,257	12,253	12,976	14,180	14,223			

29年度は推計値



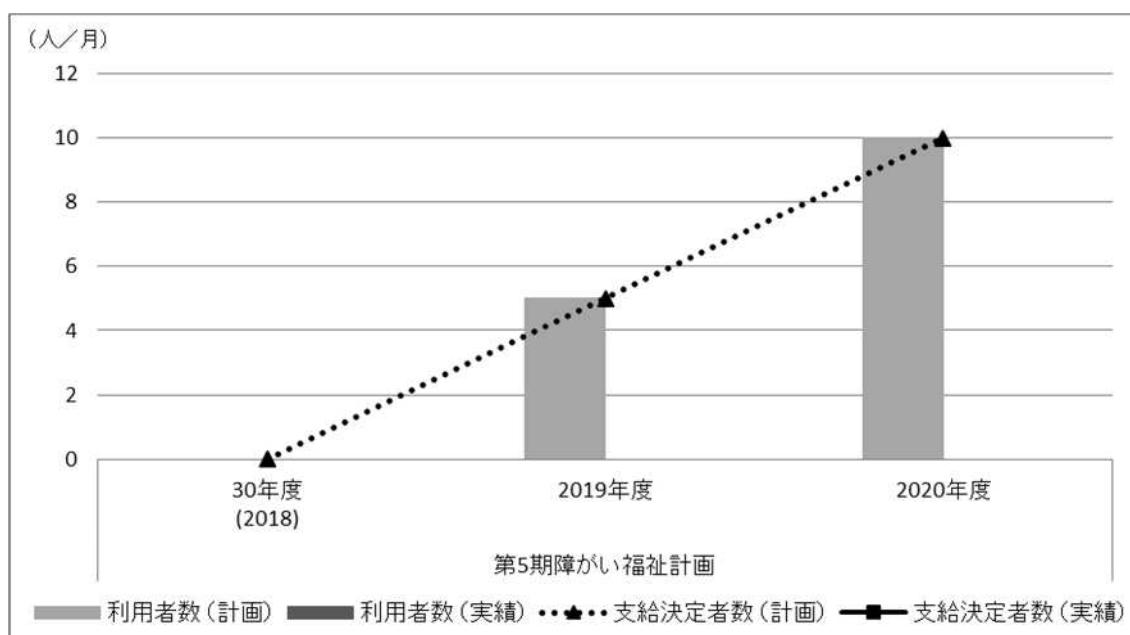
【施策 ・活動指標工】

就労定着支援事業利用数

就労系サービスを利用した後に一般就労した障がい者に対して、安定した就労が続くよう生活面のサポートをします。事業所は本人、家族、本人の勤務先と連絡を取って訪問したり、電話で相談に応じたりします。

平成30年度から始まる新規事業であり、事業所の育成と利用者増をめざします。

		第5期障がい福祉計画		
		30年度 (2018)	2019 年度	2020 年度
支給決定者数 (人/月)	計画	0	5	10
	実績			
利用者数 (人/月)	計画	0	5	10
	実績			



【施策 ・活動指標オ】

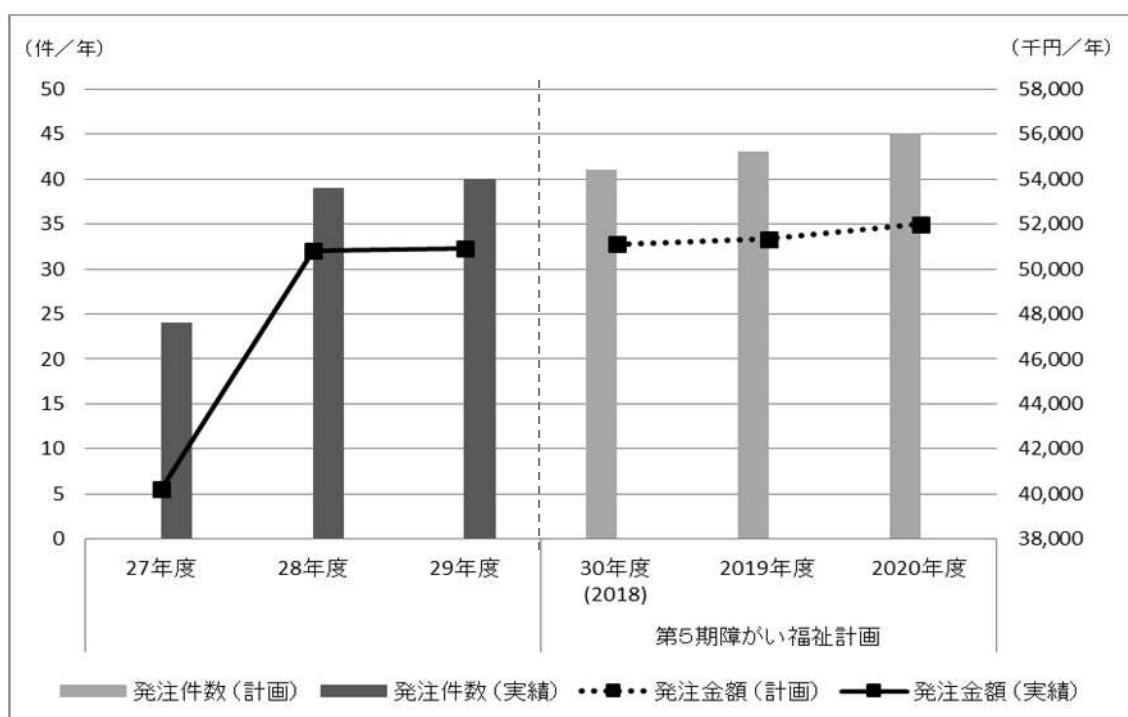
障害者優先調達法に基づく優先調達実績数・実績額

法律に基づき、障がい者就労支援施設等で就労する障がい者の自立促進のため、足立区が購入する物品等を障がい者就労支援施設等に発注するものです。

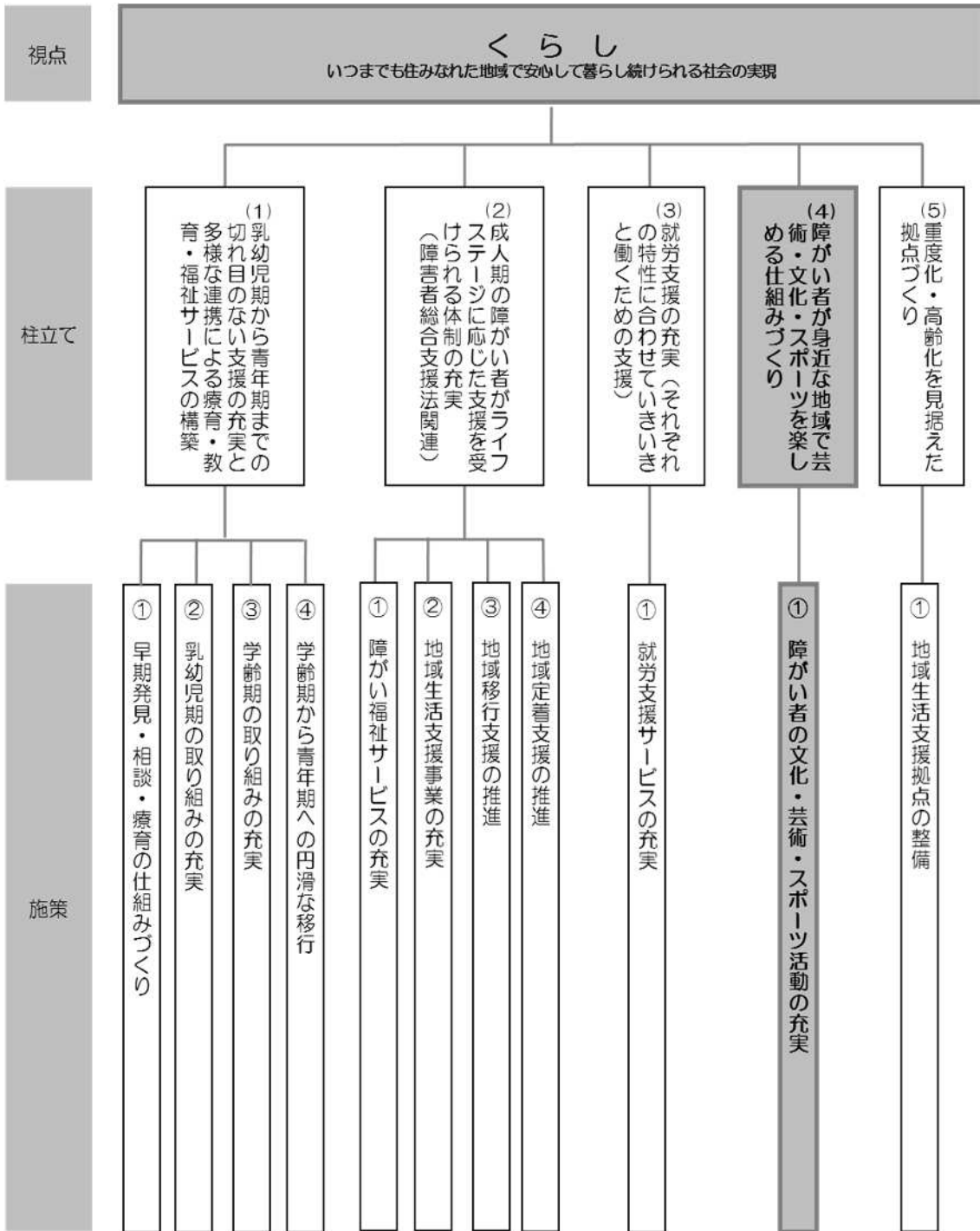
法に基づき、全庁的な実績を伸ばしていくことをめざします。

		第4期障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画		
		27年度	28年度	29年度	30年度 (2018)	2019 年度	2020 年度
発注件数 (件/年)	計画	計画設定無し			41	43	45
	実績	24	39	40			
発注金額 (千円/年)	計画	計画設定無し			51,120	51,340	52,000
	実績	40,229	50,812	50,900			

29年度は推計値



視点2 くらし
柱立て(4) 障がい者が身近な地域で芸術・文化・スポーツを楽しめる仕組みづくり
施策 障がい者の文化・芸術・スポーツ活動の充実



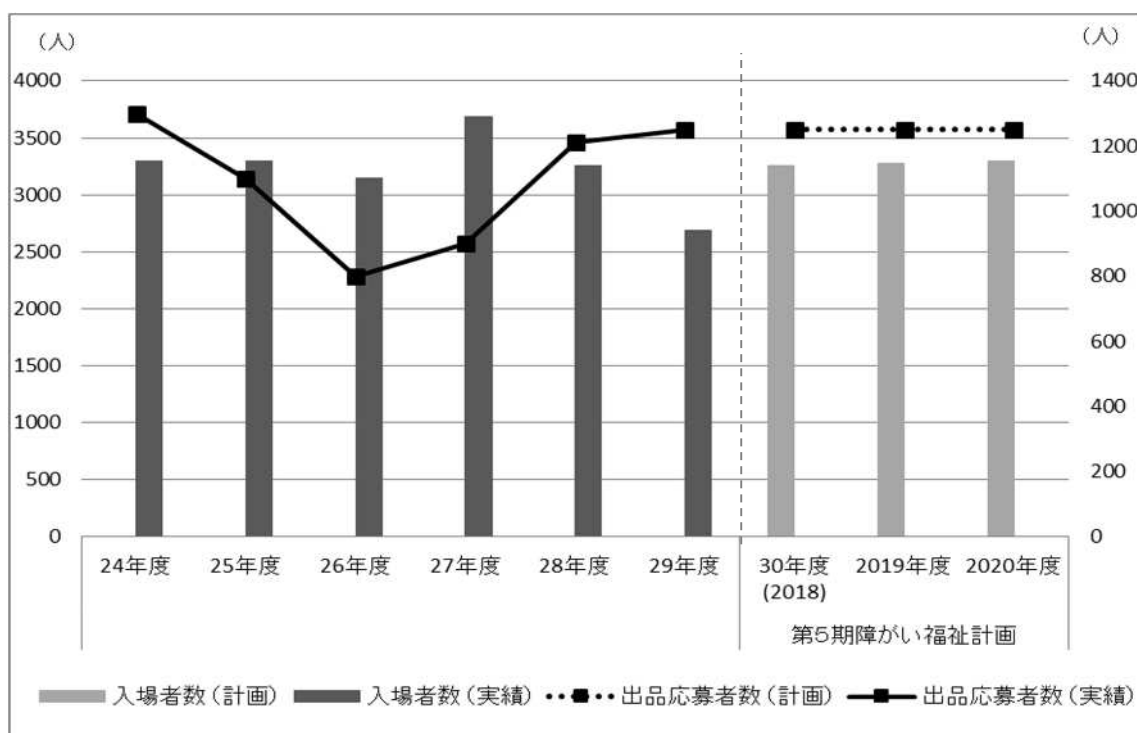
【施策 ・活動指標ア】

障がい者アート展の入場者数・出品応募者数

毎年、障害者基本法第9条に基づく障害者週間である12月3日から12月9日に合わせ実施する事業です。区民に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めていただくとともに、障がい者が社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的としています。

入場者数は、平成28年度とほぼ同等と推計しました。応募者数は、展示スペースに限界がありますが、増加することをめざします。

		第3期障がい福祉計画			第4期障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (2018)	2019 年度	2020 年度
入場者数 (人)	計画	計画設定無し			計画設定無し			3,260	3,280	3,300
	実績	3,300	3,300	3,150	3,680	3,260	2,690			
出品応募者数 (人)	計画	計画設定無し			計画設定無し			1,250	1,250	1,250
	実績	1,300	1,100	800	900	1,210	1,250			



【施策 ・活動指標イ】

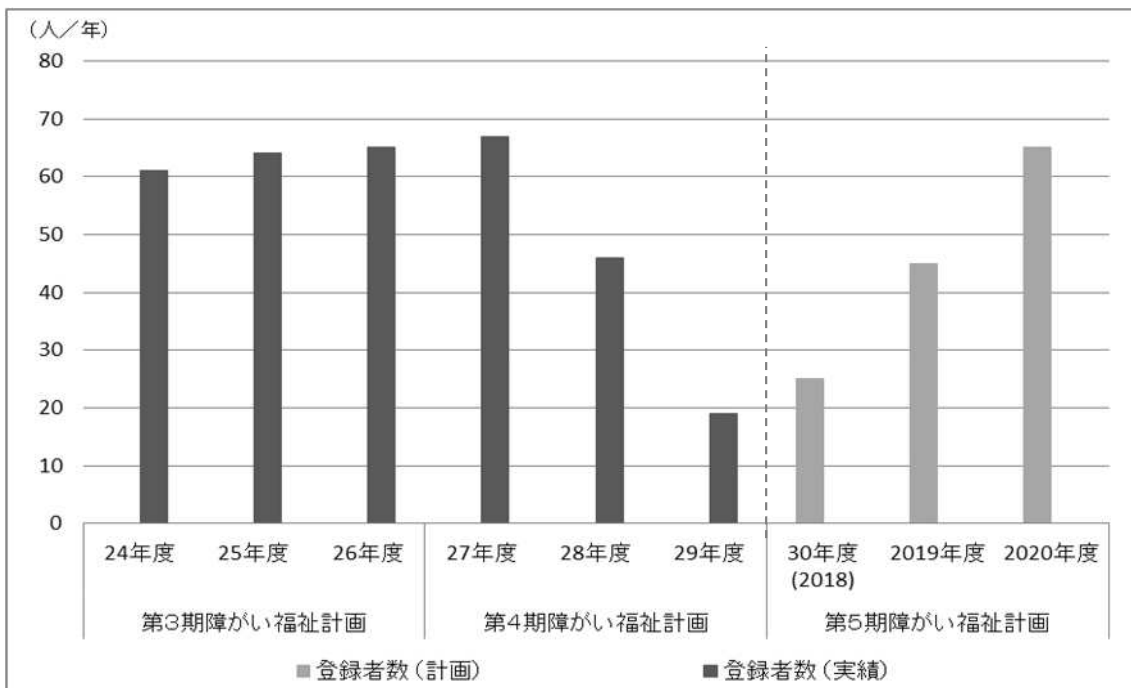
東京都障害者スポーツセンターに登録する区内障がい者数

北区にある障害者スポーツセンターの登録者数です。毎年増加していましたが、平成28年度から始まったセンター改修工事による影響で、28年、29年度で大きく登録者が減少しました。

平成30年度に一部完成、平成31年度にはセンターが全面開館するため、利用者が戻ると予想されます。

		第3期障がい福祉計画			第4期障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (2018)	2019 年度	2020 年度
登録者数 (人/年)	計画	計画設定無し			計画設定無し			25	45	65
	実績	61	64	65	67	46	19			

29年度は推計値



【施策 ・活動指標ウ】

障がい者スポーツ指導員養成講習会修了者数

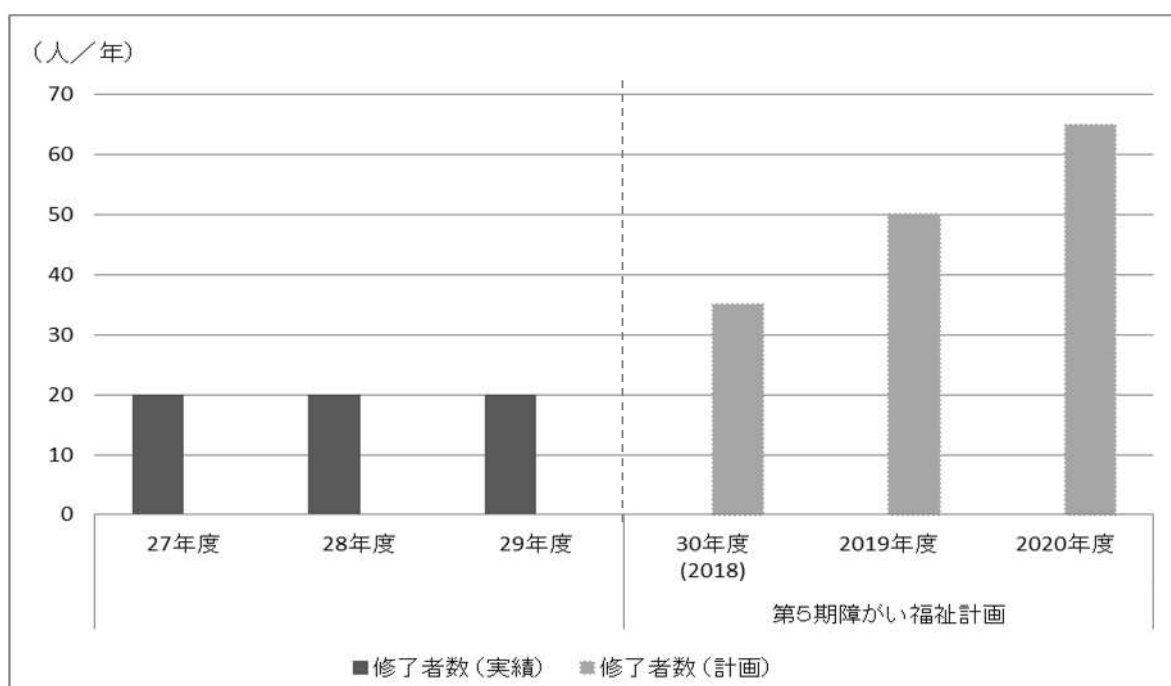
障がいに対する理解促進と障がい者スポーツの普及をはかるため、障がい者スポーツの意義や種目、安全管理等の知識やスキルを持つ、障がい者スポーツ指導員を養成します。

スポーツ推進委員や総合型地域クラブ、スポーツ施設指定管理者など、地域スポーツ振興の担い手に情報提供するとともに、障がい者施設等にも情報発信を行い、参加者の裾野を広げていきます。

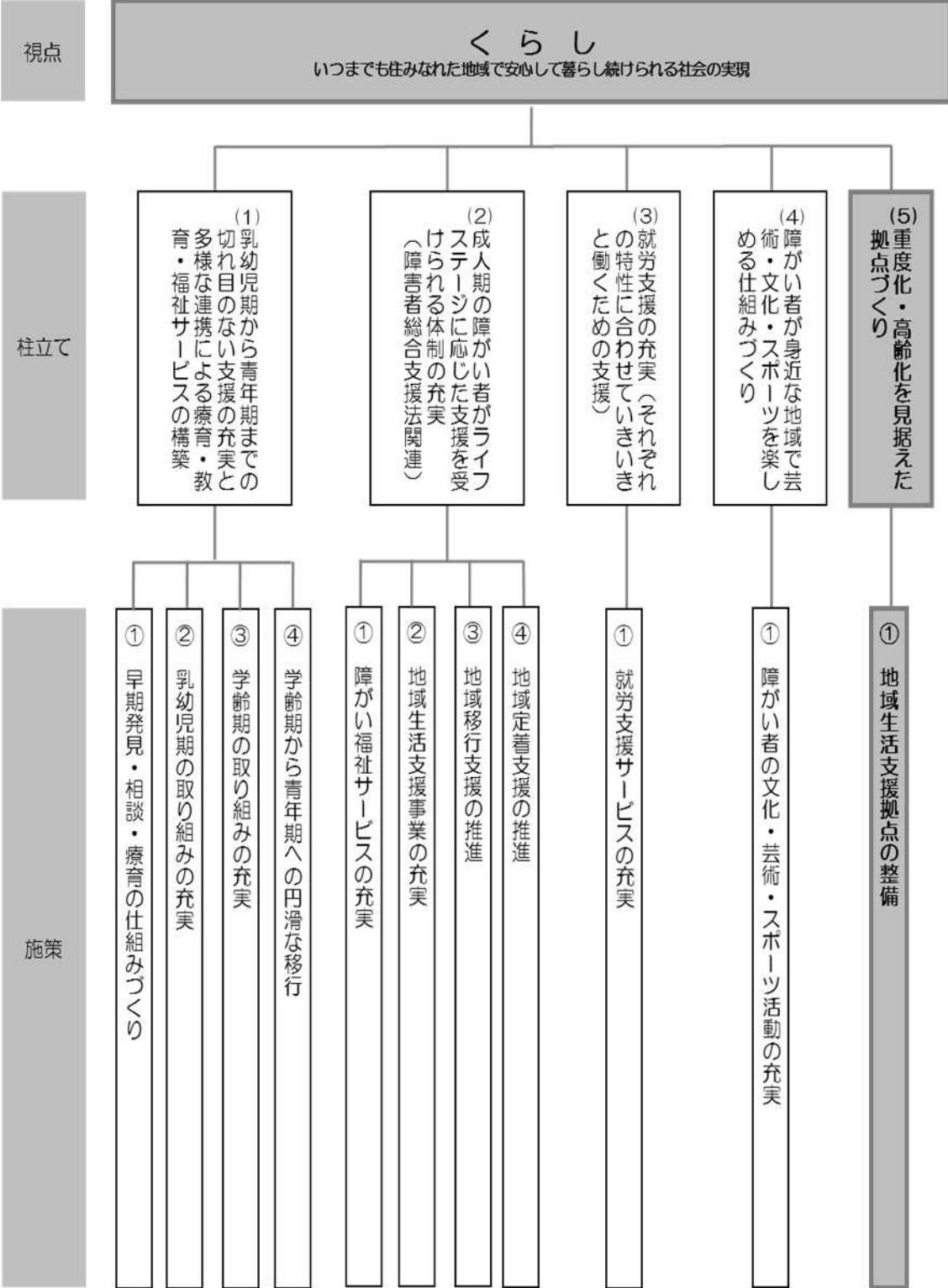
また、公益社団法人東京都障害者スポーツ協会及び区の関係部門と協力し、足立区における継続した講習会を開催することで、参加者の増加をめざします。

		第4期障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画		
		27年度	28年度	29年度	30年度 (2018)	2019 年度	2020 年度
修了者数 (人/年)	計画	計画設定無し			35	50	65
	実績	20	20	20			

29年度は推計値
(仮称)文化・読書・スポーツ総合推進計画より



視点2 くらし
柱立て(5) 重度化・高齢化を見据えた拠点づくり
施策 地域生活支援拠点の整備



【施策 ・活動指標ア】

地域生活支援拠点の整備（法定）

障がい者の高齢化・重度化や保護者の高齢化を見据え、障がい者の地域生活支援を推進する観点から、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、地域支援のための拠点の整備や、地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制等の整備を積極的に推進していくことを目的に事業を実施します。

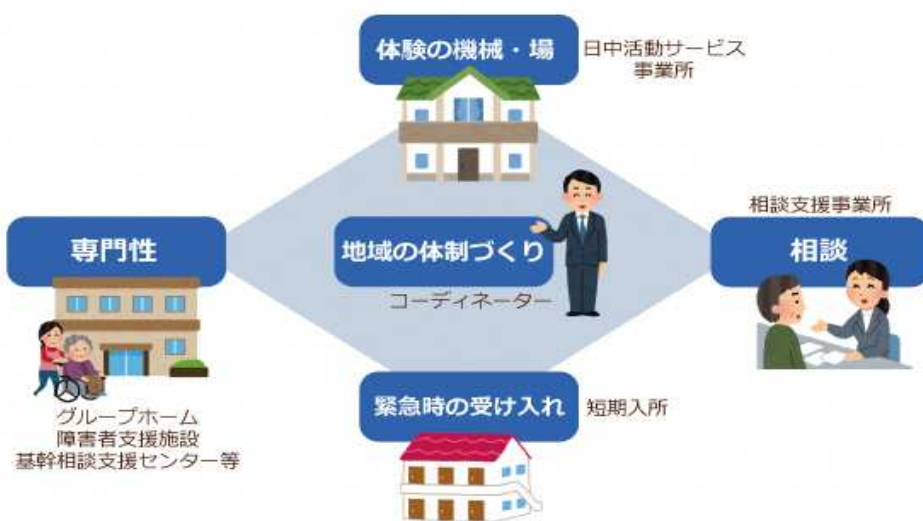
足立区でも2020年度（平成32年度）末までに拠点整備を行うべく、検討を行います。

地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）
多機能拠点整備型



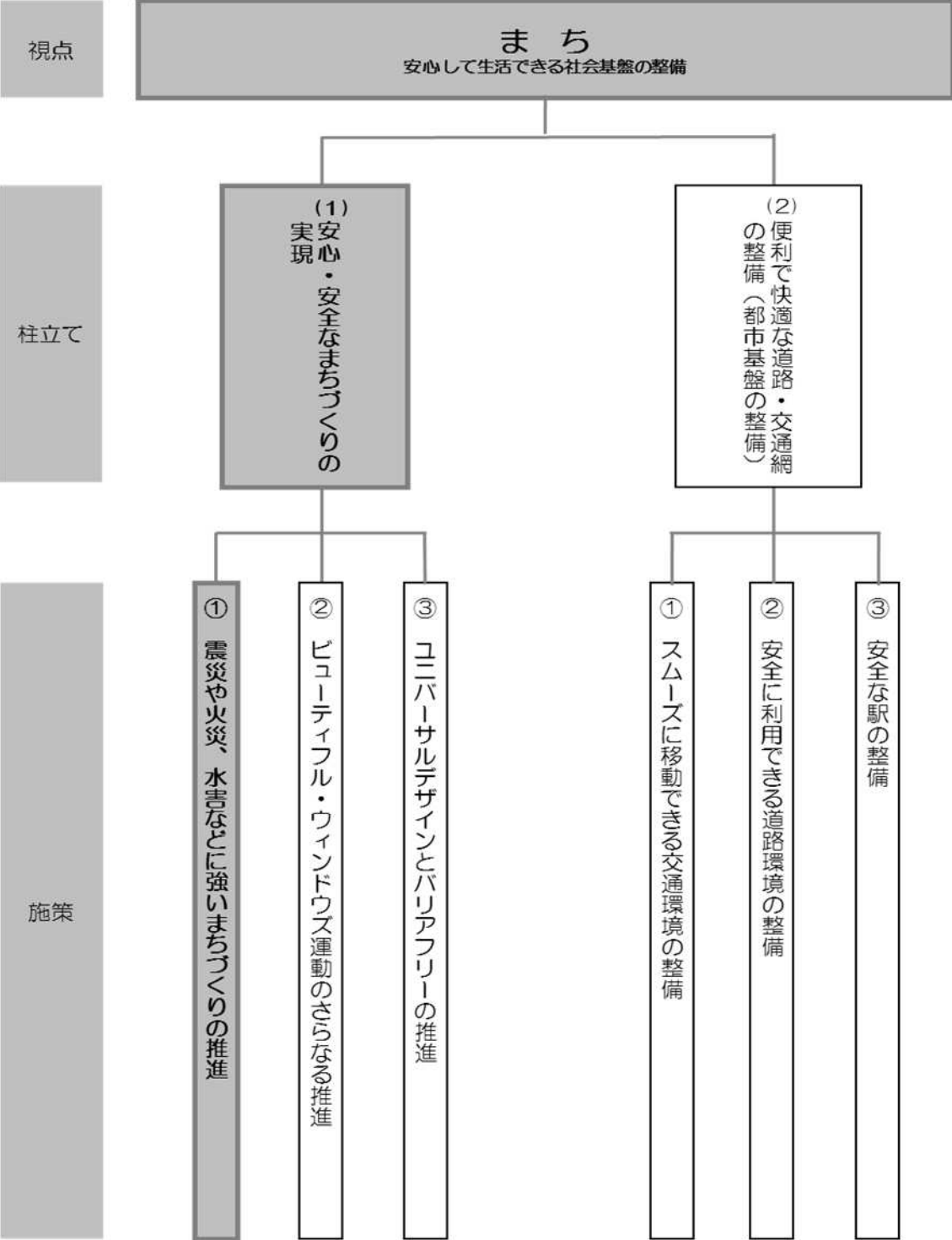
出所：厚生労働省

地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）
面的整備型



出所：厚生労働省

視点3 まち
柱立て(1) 安心・安全なまちづくりの実現
施策 震災や火災、水害などに強いまちづくりの推進



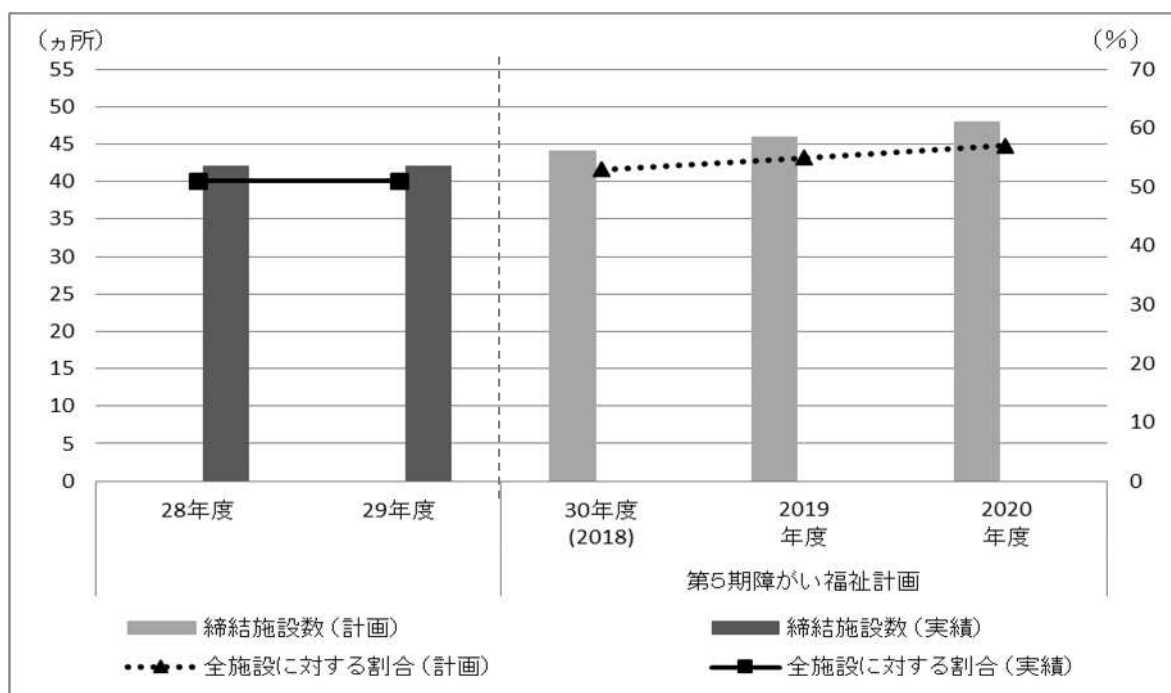
【施策 ・活動指標ア】

福祉避難所として指定している福祉施設数・全施設に対する割合

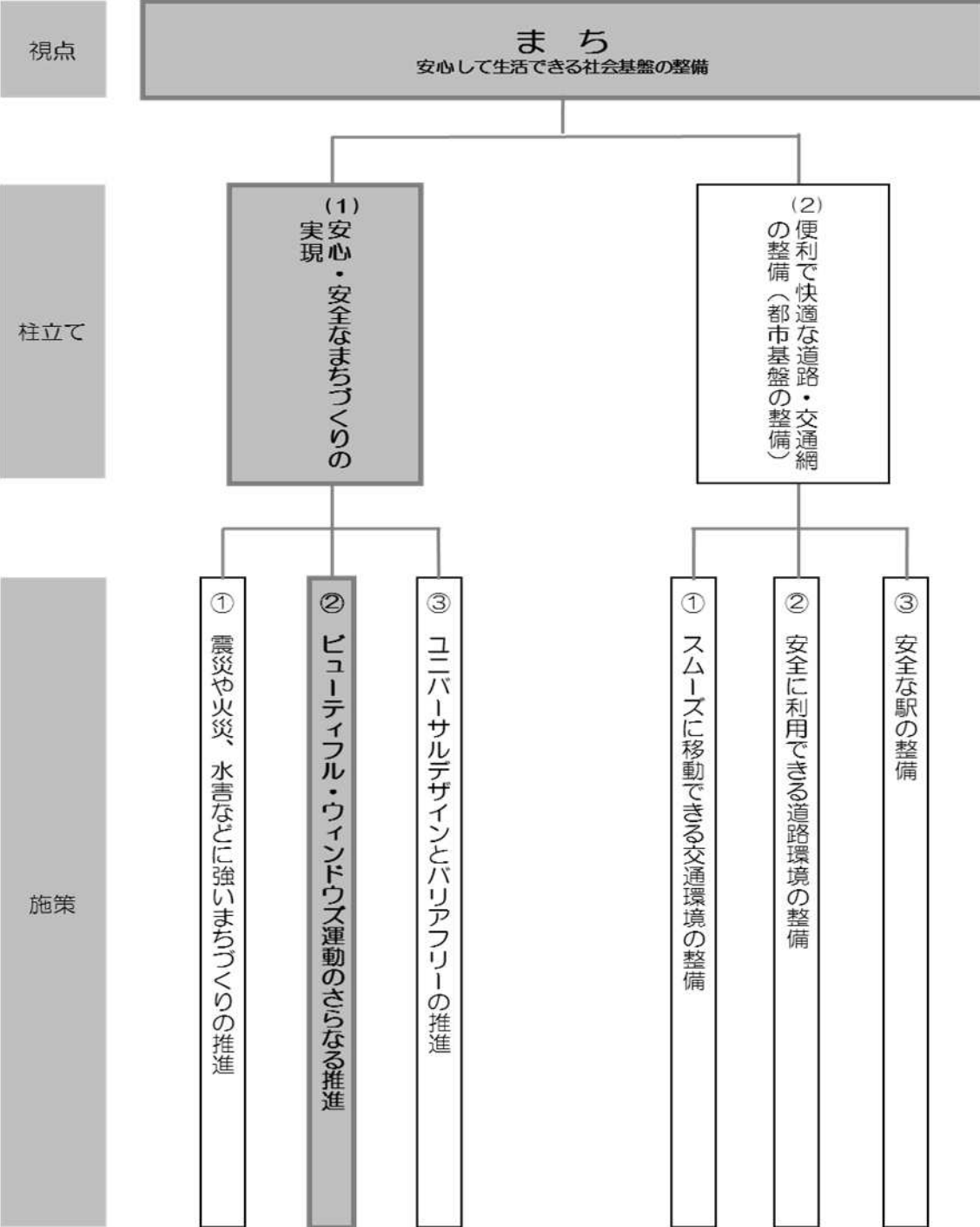
震災や水害等の際、多くの手段を使った情報の早期発信、避難行動要支援者名簿の整備等に加え、第一次避難所での生活が困難な要配慮者の方々のために、区内の介護老人福祉施設、介護老人保健施設、障がい者施設（生活介護施設）の中で、福祉避難所（第二次避難所）の整備が重要です。この指標は、福祉避難所として指定している数と上記福祉施設の合計に対する割合です。

今後も計画的に福祉避難所を増やしていきます。

		第5期障がい福祉計画				
		28年度	29年度	30年度 (2018)	2019 年度	2020 年度
締結施設数 (カ所)	計画			44	46	48
	実績	42	42			
全施設に対する割合 (%)	計画			53	55	57
	実績	51	51			



視点3 まち
柱立て(1) 安心・安全なまちづくりの実現
施策 ビューティフル・ウィンドウズ運動のさらなる推進



【施策 ・活動指標ア】

治安が「良い」と感じる区民の割合

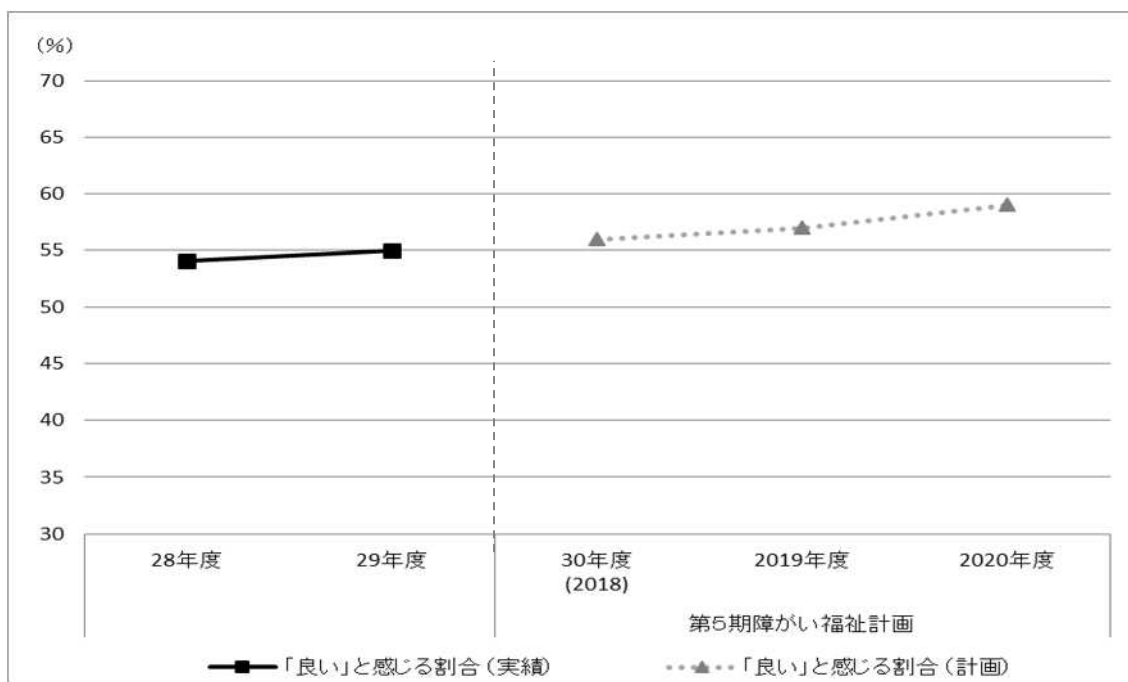
障がいの有無にかかわらず、誰もが実感できる安全なまち足立の実現に向け、地域総ぐるみで取り組んでいます。

今後も、安全・安心なまちの実現に向けて、努力していきます。

【足立区基本計画 施策 - 4】

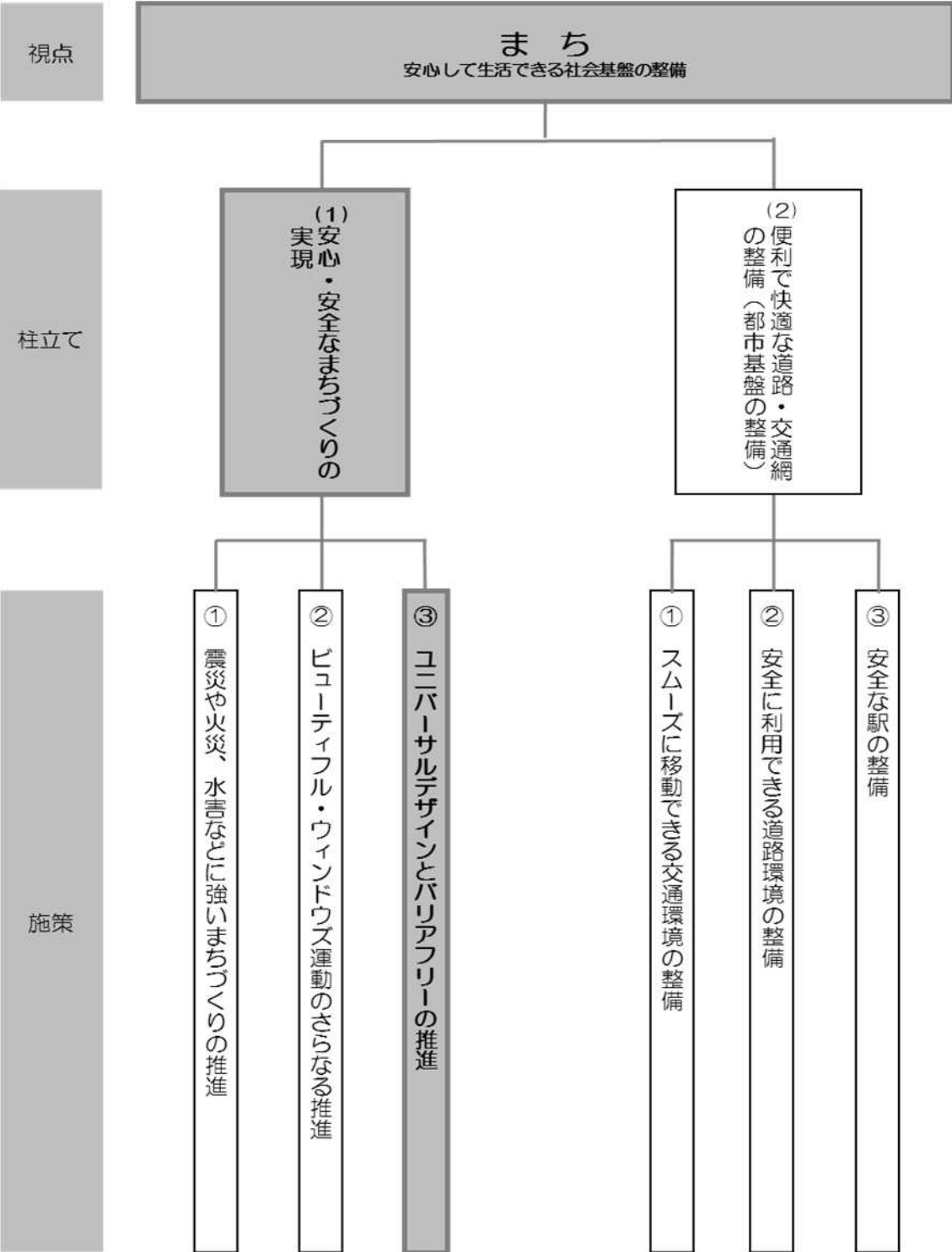
		第5期障がい福祉計画				
		28年度	29年度	30年度 (2018)	2019 年度	2020 年度
「良い」と感じる割合 (%)	計画			56	57	59
	実績	54.1	55			

平成29・30年度及び2019年度は推計値



足立区基本計画から集計

視点3 まち
柱立て(1) 安心・安全なまちづくりの実現
施策 ユニバーサルデザインとバリアフリーの推進

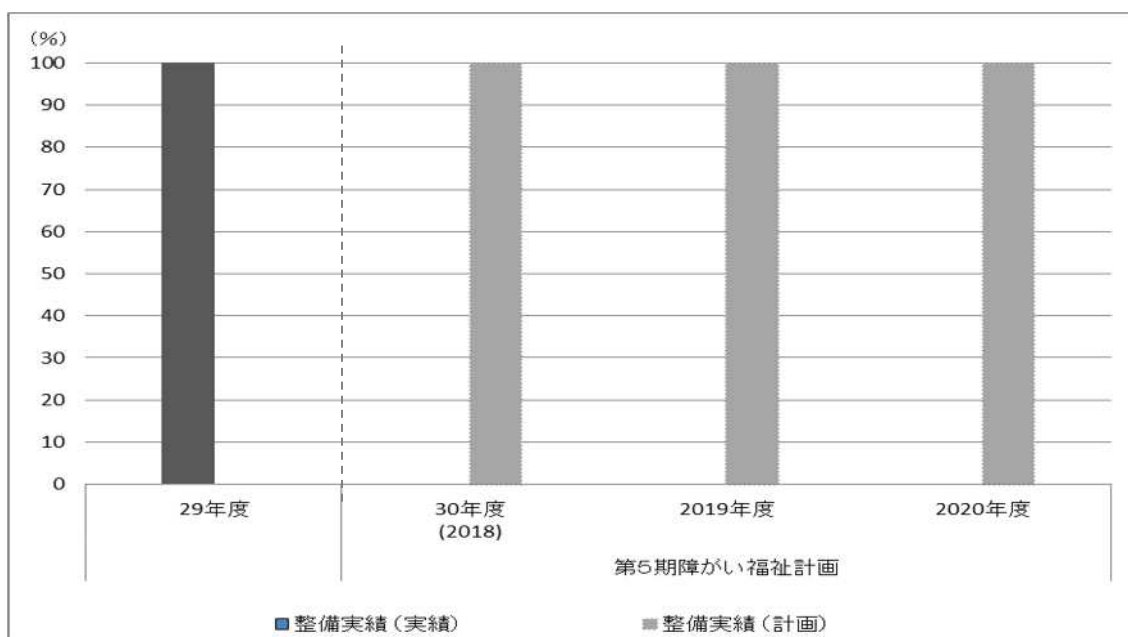


【施策 ・活動指標ア】

ユニバーサルデザインまたはバリアフリーに配慮した公共施設の整備実績

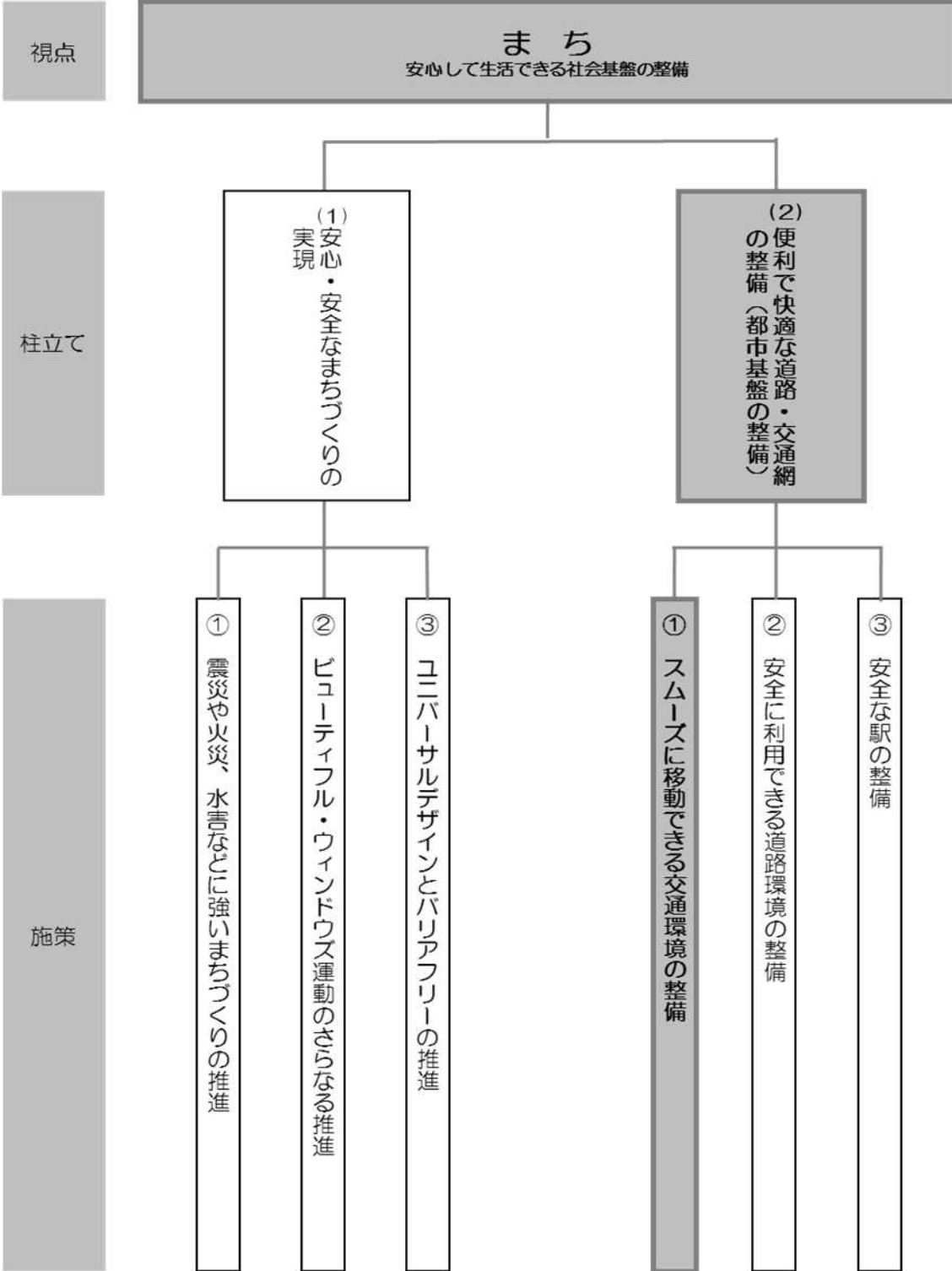
ユニバーサルデザインに配慮した公共施設の新築・改修を行っていきます。
 今後も、足立区ユニバーサルデザイン推進計画に基づき、公共施設の新築・改修時には、ユニバーサルデザインに配慮した施設の整備を100パーセント推進していきます。

		第5期障がい福祉計画			
		29年度	30年度 (2018)	2019 年度	2020 年度
整備実績 (%)	計画		100	100	100
	実績	100			



足立区ユニバーサルデザイン推進計画から集計

視点3 まち
柱立て(2) 便利で快適な道路・交通網の整備(都市基盤の整備)
施策 スムーズに移動できる交通環境の整備



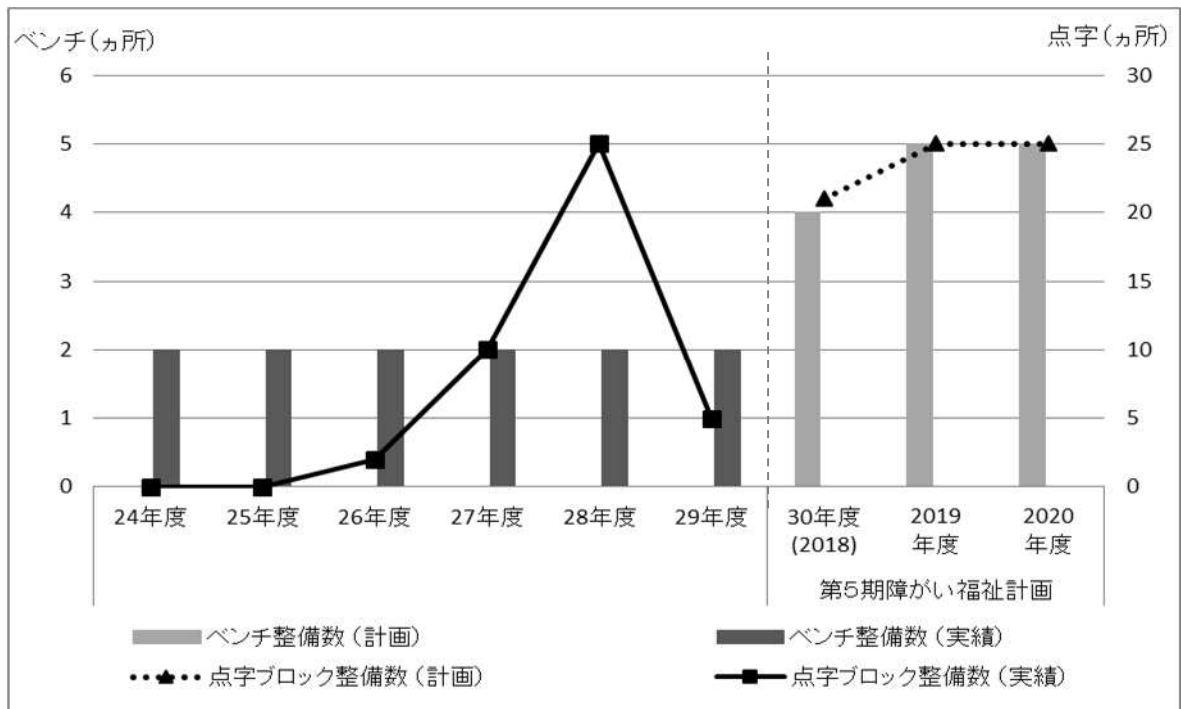
【施策 ・活動指標ア】

障がい者が利用しやすいバス停の整備数

コミュニティバス「はるかぜ」のバス停において、道路占用許可基準を満たし、交通管理者から設置の同意が得られ、地先の土地所有者等から設置の同意が得られて、街路樹や地下埋設等の支障物がない場所で、多くの利用者の滞留が見込める場所や福祉施設または病院等の周辺にあるバス停を優先して毎年整備を実施しています。道路形状や経年劣化等を考慮し、毎年整備するベンチの数と点字ブロック整備数を指標としました。

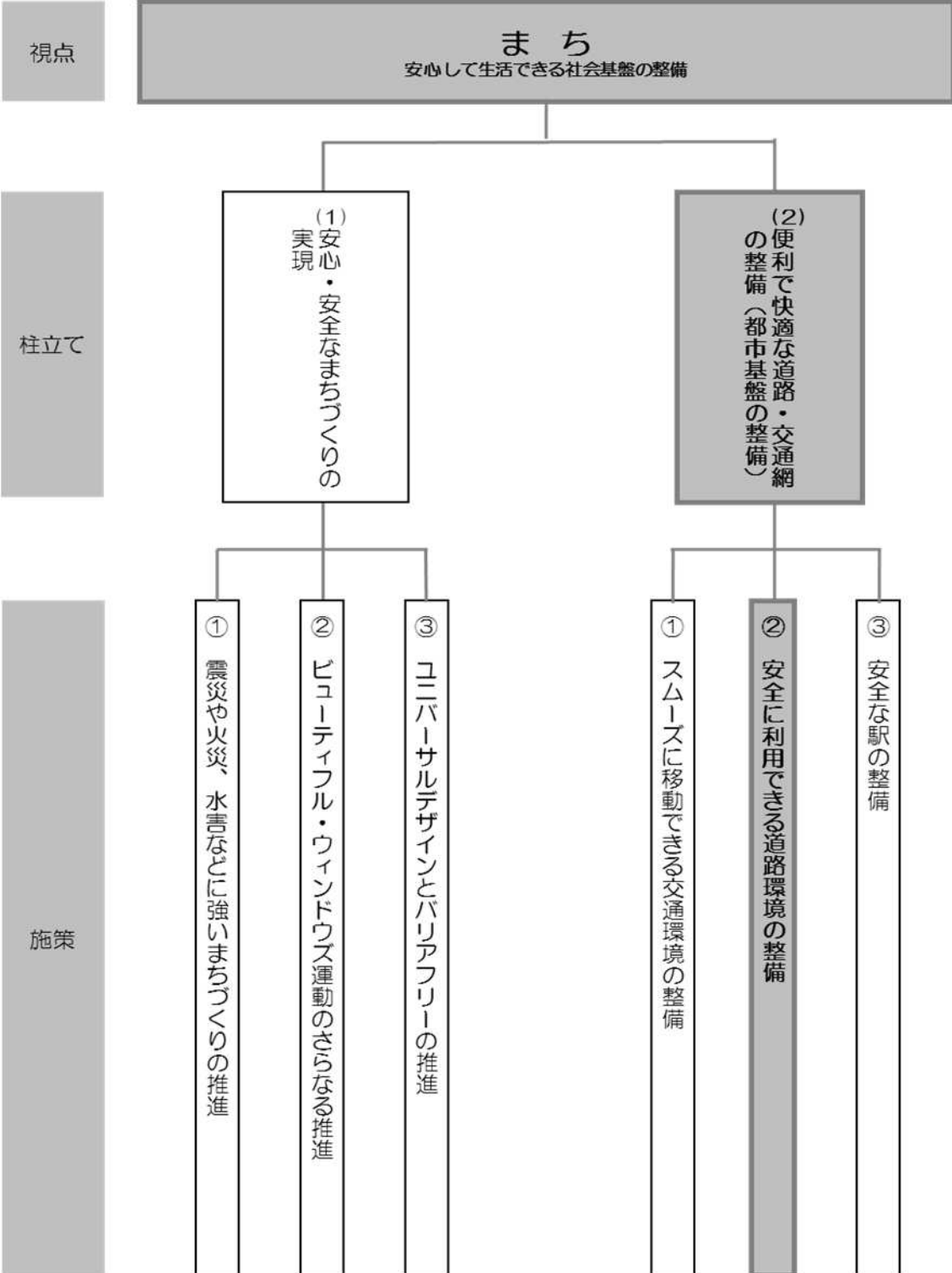
コミュニティバス「はるかぜ」のバス停は平成30年1月現在496か所ありますが、条件の整っているバス停48か所については、5年以内を目標に整備を実施していきます。

		第3期障がい福祉計画			第4期障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度(2018)	2019年度	2020年度
ベンチ整備数 (カ所)	計画	計画設定無し			計画設定無し			4	5	5
	実績	2	2	2	2	2	2			
点字ブロック整備数 (カ所)	計画	計画設定無し			計画設定無し			21	25	25
	実績	0	0	2	10	25	5			



足立区総合交通計画から集計

視点3 まち
柱立て(2) 便利で快適な道路・交通網の整備(都市基盤の整備)
施策 安全に利用できる交通環境の整備



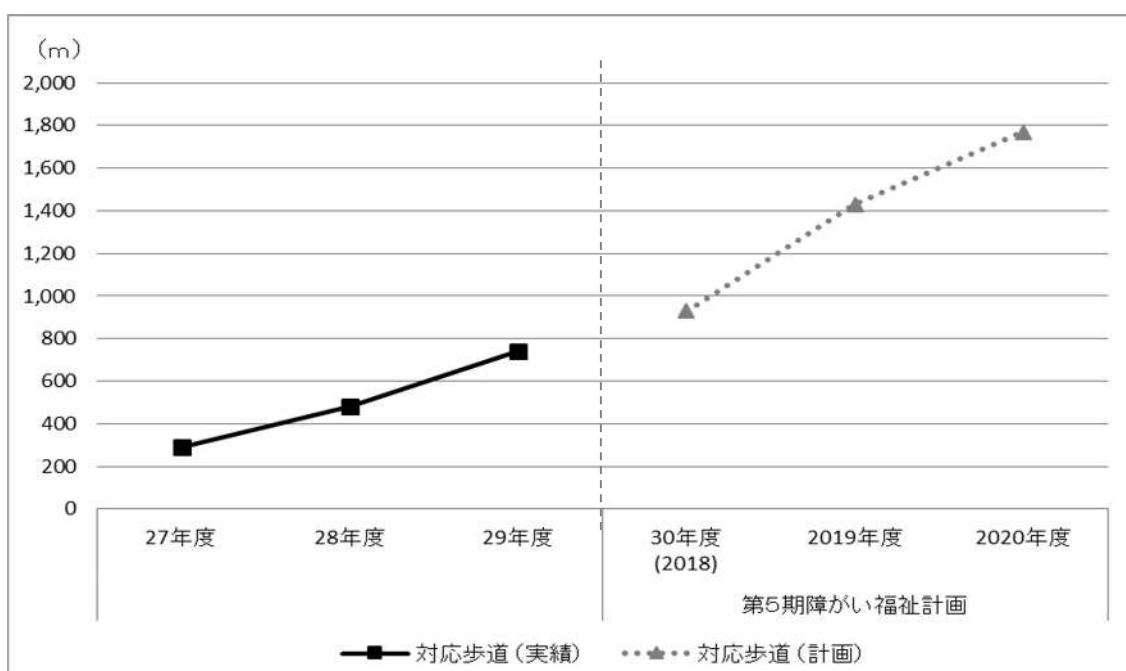
【施策 ・活動指標ア】

バリアフリーに対応した整備を行った歩道の延長

誰もが安全に利用できる道路整備の一環として、ユニバーサルデザインに基づく歩行空間のバリアフリー化を位置づけています。

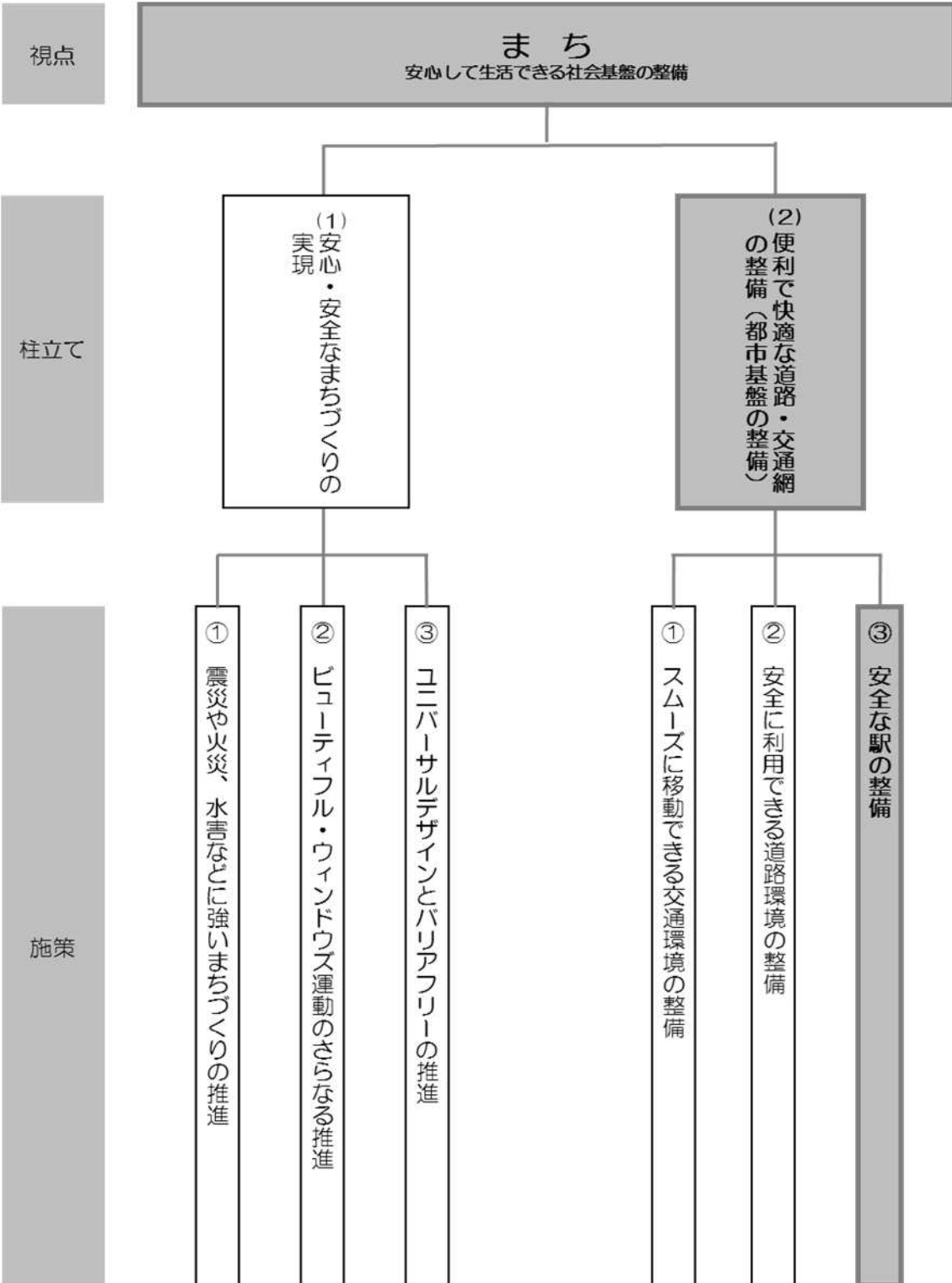
今後も足立区基本計画等に基づき、整備を進めていきます。

		第4期障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画		
		27年度	28年度	29年度	30年度 (2018)	2019 年度	2020 年度
対応歩道(m)	計画	計画設定無し			930	1,430	1,770
	実績	290	480	740			



足立区基本計画施策 - 2 から集計

視点3 まち
柱立て(2) 便利で快適な道路・交通網の整備(都市基盤の整備)
施策 安全な駅の整備



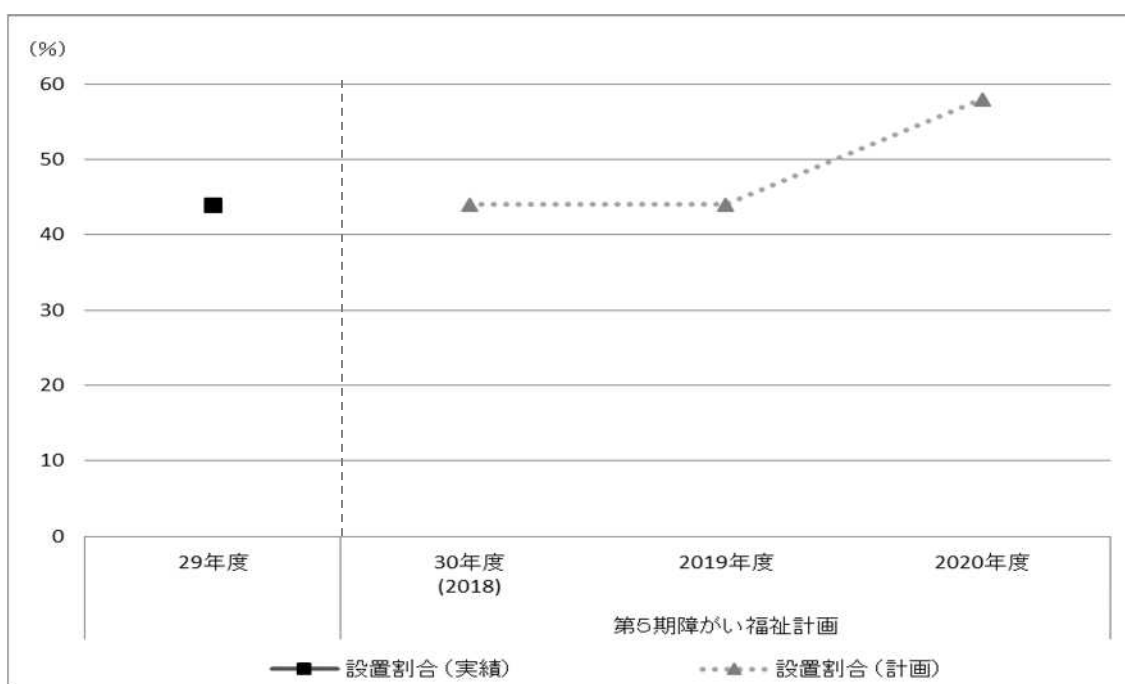
【施策 ・活動指標ア】

ホームドアを設置した区内駅の割合

ホームドアは、プラットホームに設置される、可動式の仕切りです。視覚障がい者等がホームから転落する事故の防止に大きく貢献します。

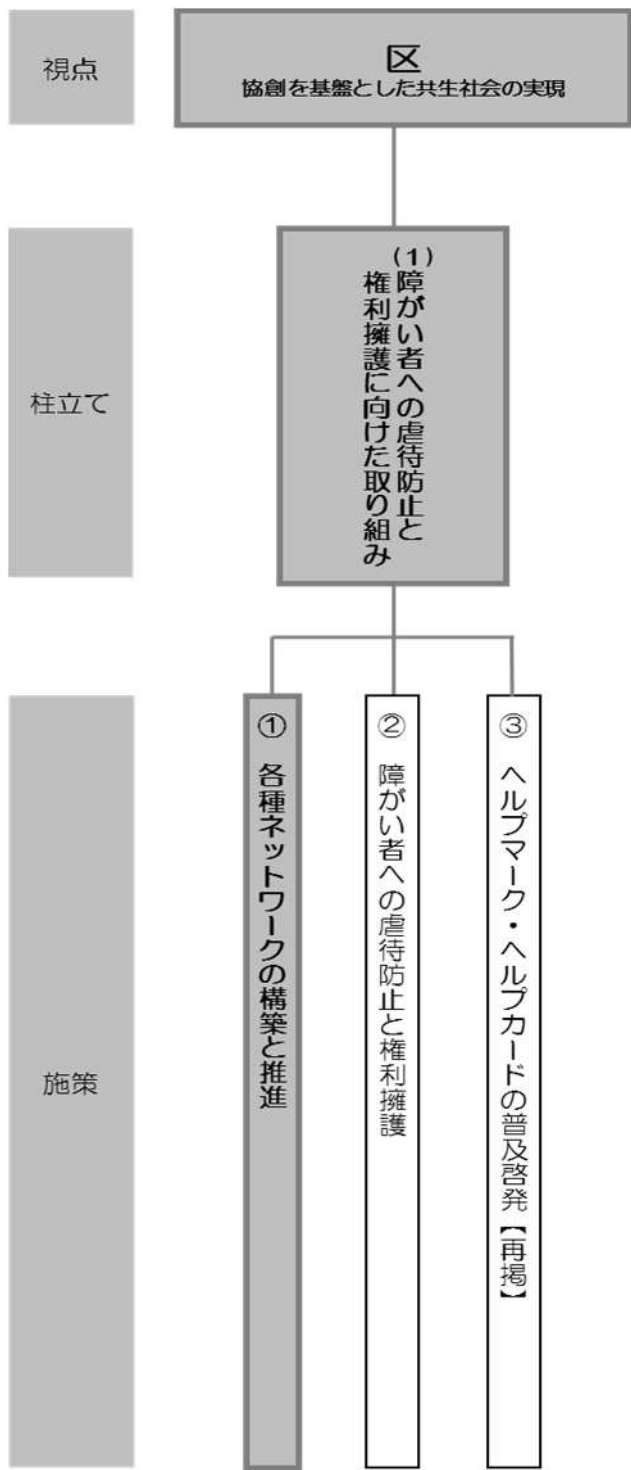
鉄道事業者が公表している内容では、区内の駅は2020年度(平成32年度)以降、設置が進んでいく計画です。

		第5期障がい福祉計画			
		29年度	30年度 (2018)	2019 年度	2020 年度
設置割合(%)	計画		44	44	58
	実績	44			



区内に鉄道路線を有する鉄道事業者各社のホームドア設置計画から集計

視点4 区
柱立て(1) 障がい者への虐待防止と権利擁護に向けた取り組み
施策 各種ネットワークの構築と推進



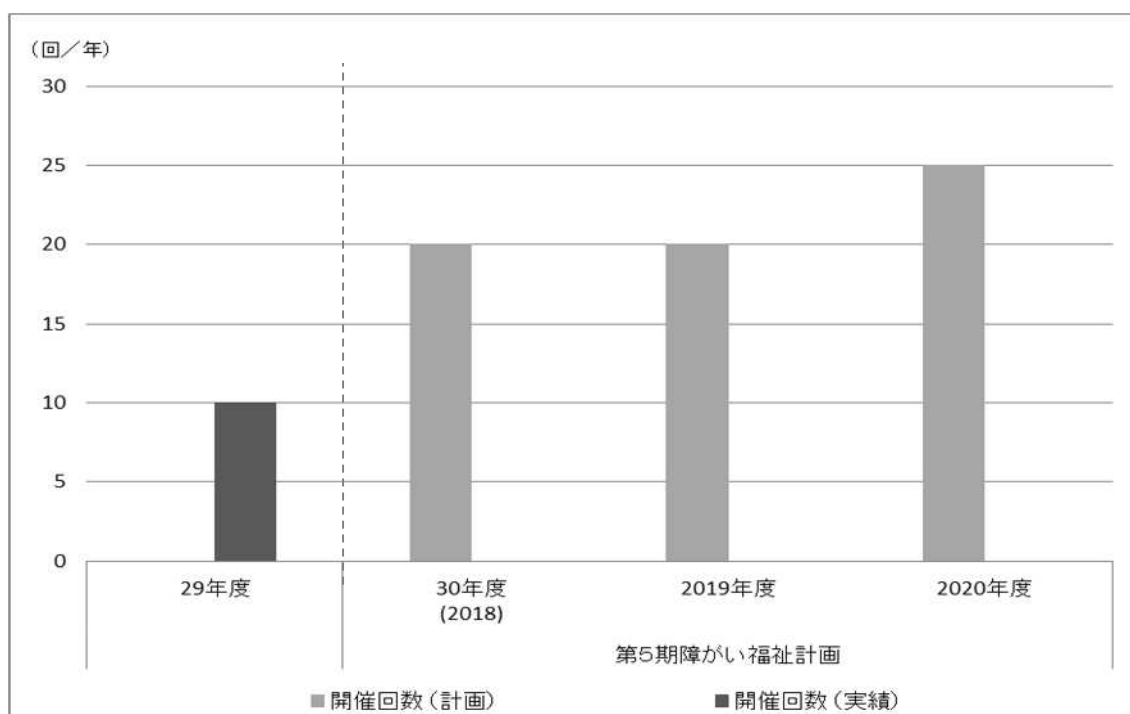
【施策 ・活動指標ア】

障がい関連ネットワークの開催回数

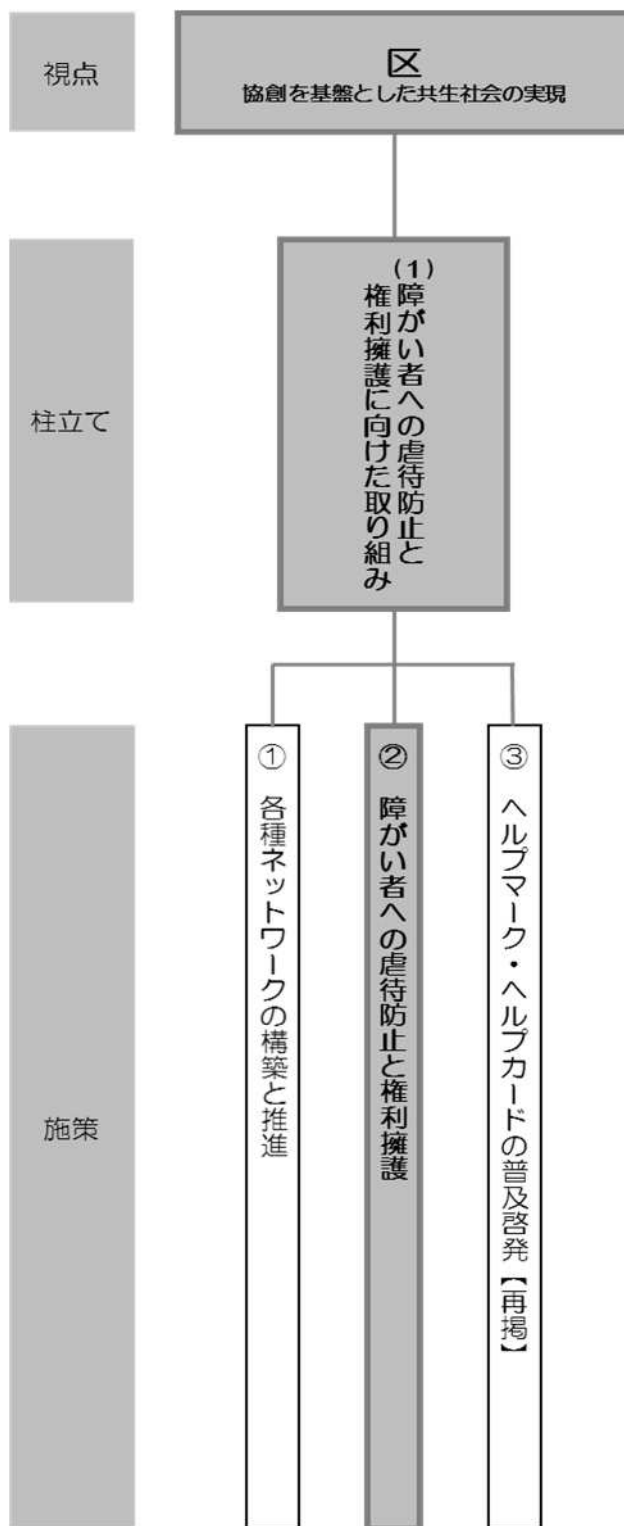
この指標では、平成29年度は「足立区地域保健福祉推進協議会 介護保険・障がい福祉専門部会」「地域自立支援協議会全体会」の開催数を指標としました。

平成30年度からは、地域自立支援協議会の各部会（「暮らし部会」「はたらく部会」「こども部会」「相談支援部会」「権利擁護部会」「精神医療部会」）の開催数についても指標として取り入れていきます。

		第5期障がい福祉計画			
		29年度	30年度 (2018)	2019 年度	2020 年度
開催回数 (回/年)	計画		31	31	31
	実績	10			
ネットワーク数	計画		9	9	9
	実績	3			



視点4 区
柱立て(1) 障がい者への虐待防止と権利擁護に向けた取り組み
施策 障がい者への虐待防止と権利擁護



【施策 ・活動指標ア】

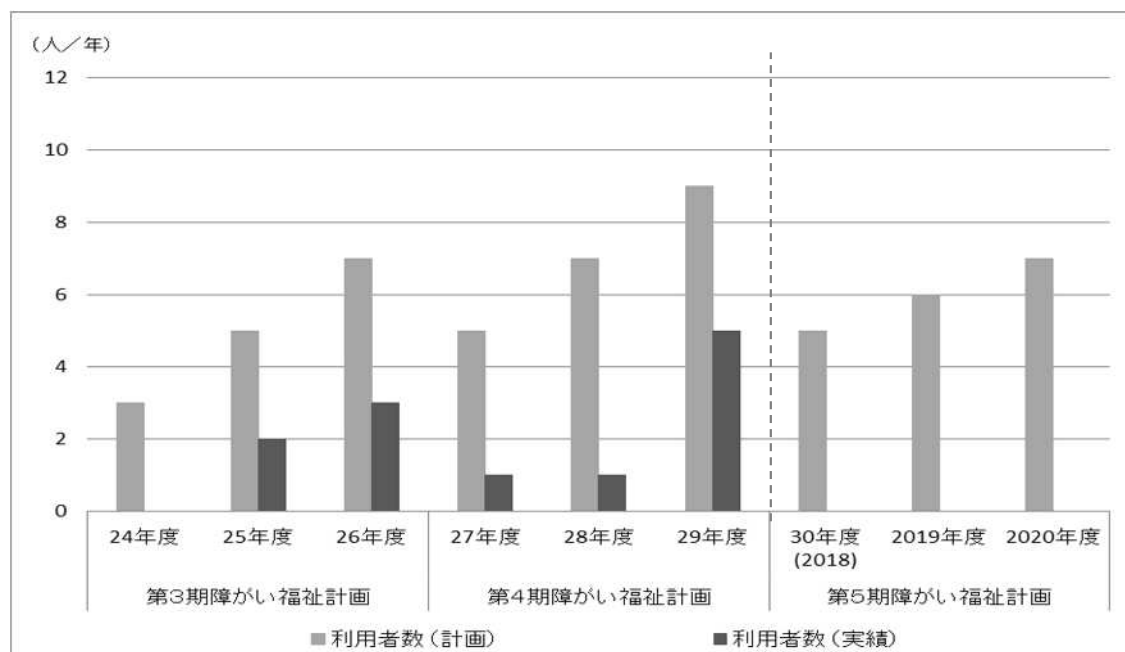
後見人等利用者数

成年後見制度は、判断能力が不十分な知的障がい者や精神障がい者の意思決定を助け、生活や財産等を守るための制度です。家庭裁判所が選任した後見人等が本人の意志を尊重しながら各手続等を行い、障がい者の財産や生活を守ります。

利用者は少ない状態が続いていますが、保護者の高齢化等により利用者が増加すると予測しています。

		第3期障がい福祉計画			第4期障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (2018)	2019 年度	2020 年度
利用者数 (人/年)	計画	3	5	7	5	7	9	5	6	7
	実績	0	2	3	1	1	5			

29年度は推計値



【施策 ・ 活動指標イ】

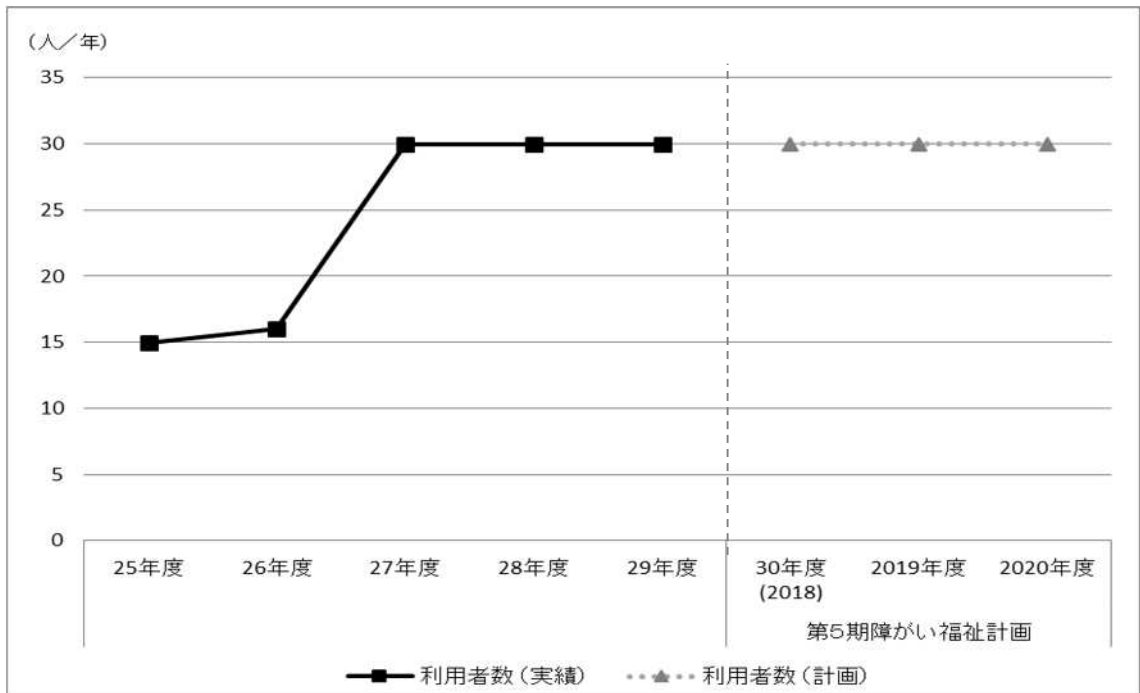
障がい者虐待の通報件数【低減目標】

障がい者に対する養護者・障がい者福祉施設従事者等・使用者による虐待の通報件数です。平成23年10月より施行された「障害者虐待防止法」の周知により、通報件数が増えています。

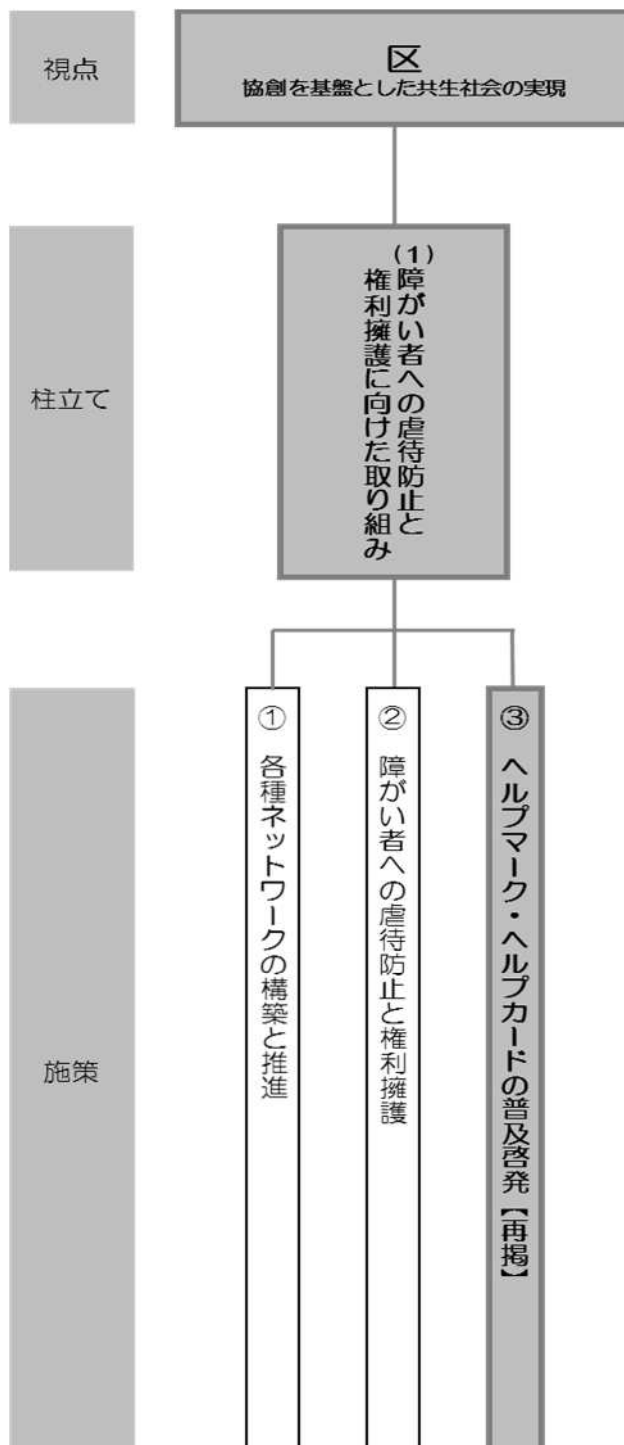
引き続き啓発に努め、「障がい者虐待」に対する意識が向上することで虐待が減り、通報件数が2021年度から徐々に減少していくことをめざします。

29年度は推計値

		第3期障がい福祉計画			第4期障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (2018)	2019 年度	2020 年度
通報件数 (件/年)	計画	計画設定無し			計画設定無し			30	30	30
	実績		15	16	30	30	30			



視点4 区
柱立て(1) 障がい者への虐待防止と権利擁護に向けた取り組み
施策 ヘルプマークとヘルプカードの普及啓発【再掲】



【施策 ・ 活動指標ア】

ヘルプマーク配付数【P. 52に再掲】

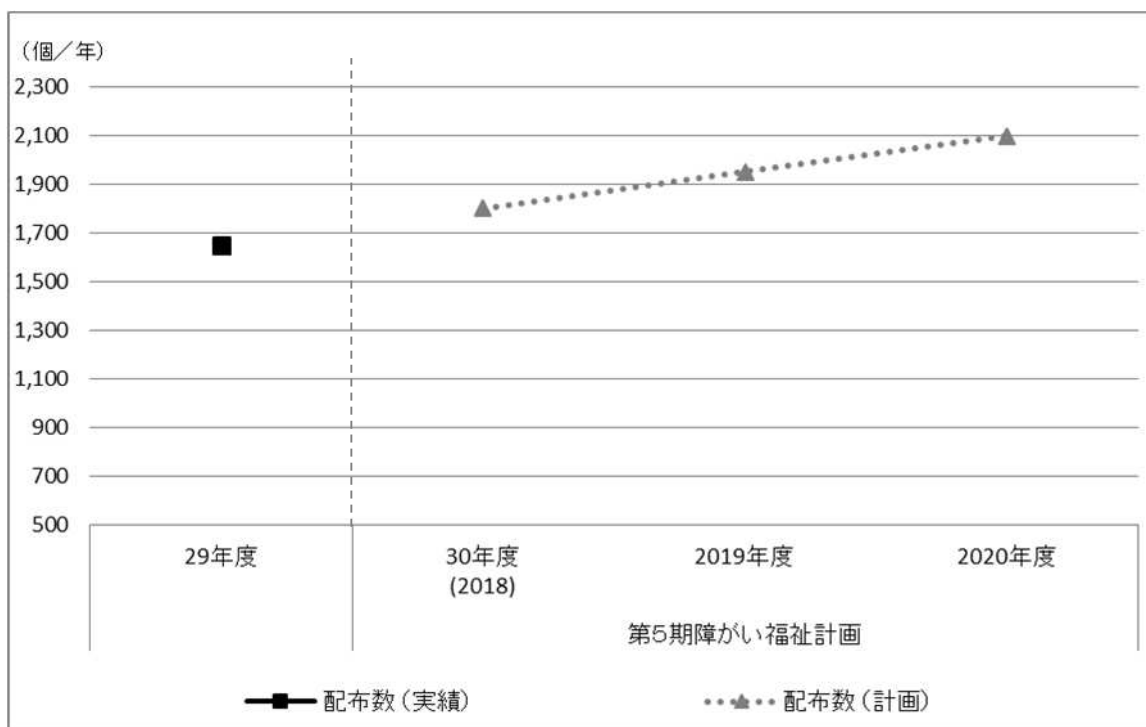
外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマークです。障がい者だけではなく、難病患者、高齢者等にも幅広く配布しています。

平成29年にはJIS（案内用図記号）に認定され、今後全国に広がっていくものと予想されます。

足立区は、ヘルプマークの普及・啓発を今後も進めていきます。

		第5期障がい福祉計画			
		29年度	30年度 (2018)	2019 年度	2020 年度
配布数 (個/年)	計画		1,800	1,950	2,100
	実績	1,650			

29年度は推計値



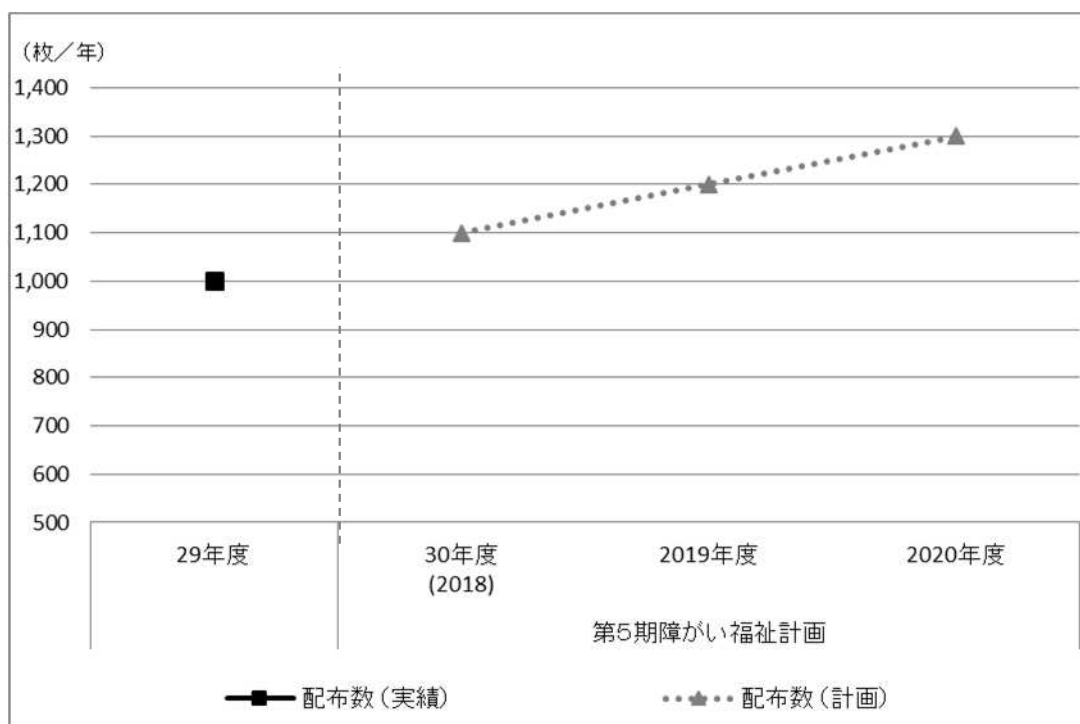
【施策 ・活動指標イ】

ヘルプカード配付数【P.53に再掲】

緊急連絡先や必要な支援内容などが記載されたヘルプカードは、障がいのある方などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障がいへの理解や支援を求めるためのものです。特に、聴覚障がい者や内部障がい者、知的障がい者など、障がい等があるとはわからない方が周囲に支援を求める際に有効であり、今後もヘルプカードの普及・啓発を進めていきます。

		29年度	第5期障がい福祉計画		
			30年度 (2018)	2019 年度	2020 年度
配布数 (枚/年)	計画		1,100	1,200	1,300
	実績	1,000			

29年度は推計値



足立区第1期障がい児福祉計画

(2018年度(平成30年度)から2020年度)

足立区第1期障がい児福祉計画

目次

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2 0
- 2 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2 0

第2章 策定にあたっての基本的な考え方

- 1 国の考え方～成果目標～・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2 1
- 2 足立区の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2 2

第3章 活動指標

<視点1>ひと

柱立て(1)さまざまな場面における障がい福祉を担う人材の育成

- 施策 人材養成研修の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2 3

<視点2>くらし

柱立て(1)乳幼児期から青年期までの切れ目のない支援の充実と
多様な連携による療育・教育・福祉サービスの構築

- 施策 早期発見・相談・療育の仕組みづくり・・・・・・・・ 1 2 5
- 施策 乳幼児期の取り組みの充実・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2 9
- 施策 学齢期の取り組みの充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3 5
- 施策 学齢期から青年期への円滑な移行・・・・・・・・・・ 1 3 8

柱立て(3)成人期の障がい者がライフステージに応じた支援を受けられる
体制の充実

- 施策 障がい福祉サービスの充実・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4 1

第1章 計画の基本的な考え方

1 策定の背景

足立区第1期障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定するものです。本計画では、障がい児に関連するサービスの見込量等を定めています。

2 計画の期間

障がい児福祉計画は、児童福祉法に基づき、平成30年度から3年間の計画として策定します。

平成	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)
障がい者計画 (障害者基本法)	現 障がい者計画 あだちノーマライゼーション推進プラン (平成24年度～平成29年度)			新 障がい者計画 あだちノーマライゼーション推進プラン					
障がい児福祉計画 (児童福祉法)	/			第1期障がい児福祉計画		第2期障がい児福祉計画 (予定)			

第2章 策定にあたっての基本的な考え方

1 国の考え方～成果目標～

国は社会保障審議会障害者部会等で検討し、以下の成果目標を定めました。

< 国の成果目標 >

障害児支援の提供体制の整備等	<ul style="list-style-type: none">○平成32(2020)年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1ヵ所以上設置することを基本とする。○平成32(2020)年度末までにすべての区市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。○平成32(2020)年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1ヵ所以上確保することを基本とする。○平成30(2018)年度末までに、各都道府県、各圏域及び各区市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が医療的ケア児支援について連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。
----------------	--

2 足立区の考え方

足立区は、国の示した4つの成果目標のうち既に3つを達成しています。また、既にライフステージに応じた切れ目のない支援について、関連部門が協力して実施しています。今後、障がい特性が多様化する中、支援が必要な乳幼児の早期発見と、青年期までの切れ目のない支援に重点的に取り組んでいきます。

< 国の成果目標に関する足立区の取組み状況 >

指標	平成28年度末現状	2020年度末目標
児童発達支援センターを少なくとも1カ所設置	2カ所 【達成済み】	3カ所 【1カ所増】
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	3事業所で支援を実施 【達成済み】	実施事業所の増を目指す
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	児童発達支援事業所 4カ所 【達成済み】 放課後等デイサービス 事業所1カ所 【達成済み】	【現状の維持】
医療的ケア児支援について、連携を図るための協議の場の設置	なし	平成30年度末までに設置

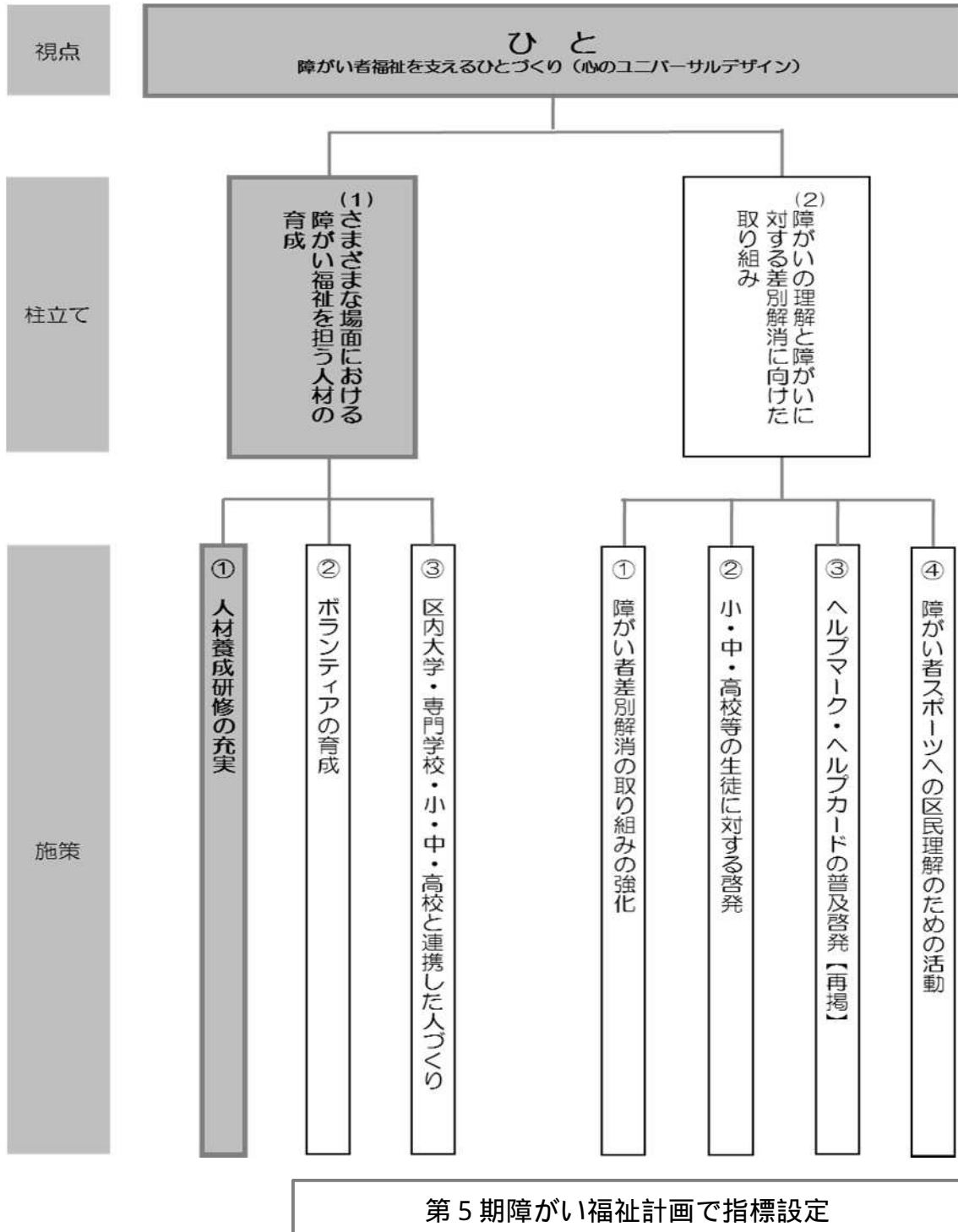
また、足立区では、国が示した成果目標の他、足立区基本構想及び基本計画に基づく指標と他の足立区の各種計画に基づいた活動指標を設定しました。

第3章 活動指標

視点1 ひと

柱立て(1) さまざまな場面における障がい福祉を担う人材の育成

施策 人材養成研修の充実



【施策 ・活動指標ア】

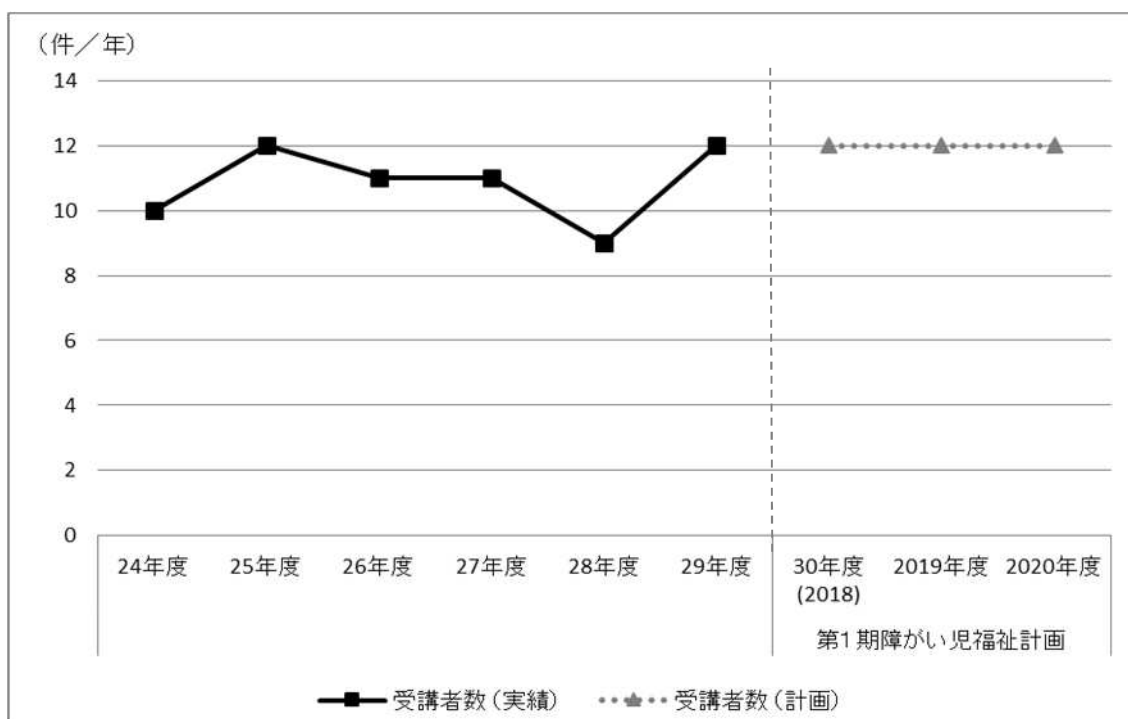
発達支援コーディネーター育成研修の受講者数

発達障がい児に対する理解を深めると共に、具体的対応を学び、園での指導理論及び技術向上の中心的役割を担える職員を育成するため療育体験を含めた研修を実施しています。

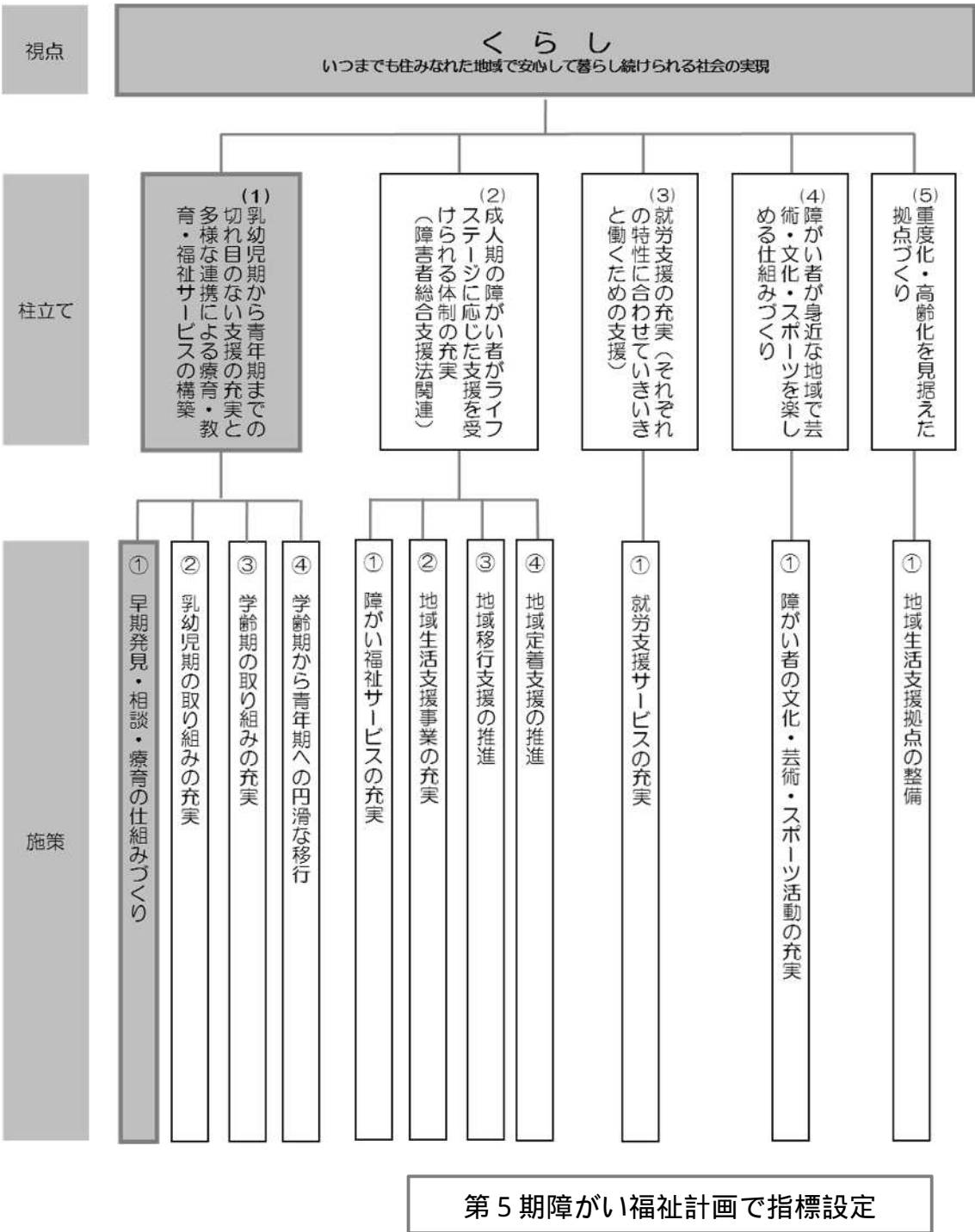
体験型の研修であるため、受け入れ人数に限りはあるが、当研修受講の翌年にはフォロー研修に参加を、それ以降は毎年スキルアップ研修受講を義務づけ発達支援コーディネーターの技術向上に努めています。

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	第1期障がい児福祉計画		
		計画設定無し			計画設定無し			30年度 (2018)	2019 年度	2020 年度
受講者数 (件/年)	計画							12	12	12
	実績	10	12	11	11	9	12			

29年度は推計値



視点2 くらし
柱立て(1) 乳幼児期から青年期までの切れ目のない支援の充実と多様な連携による療育・教育・福祉サービスの構築
施策 早期発見・相談・療育の仕組みづくり



【施策 ・活動指標ア】

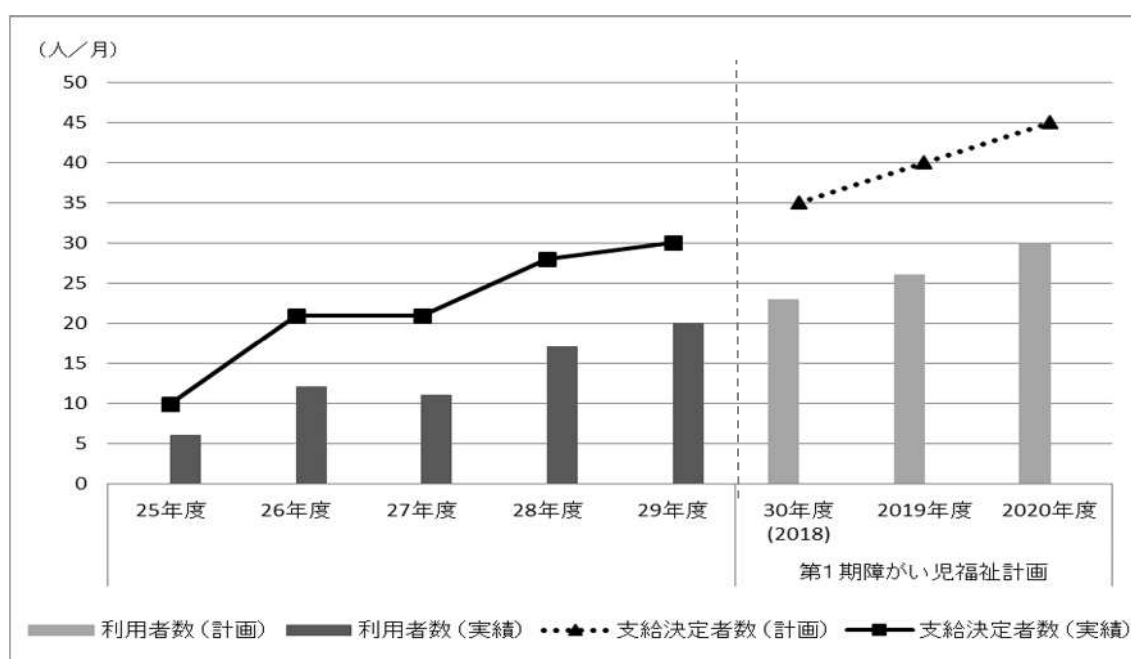
保育所等訪問支援利用者数

障がい児が訪問支援を受けることの支給決定を受け、障がい児が通園（通学）する保育園や幼稚園、学校等へ発達支援の専門職が訪問し、保育士や教諭に当該障がい児の集団生活の適応等のため、適切な支援を行うとともに、子どもへの直接的な支援も行う制度です。

今後、利用者が伸びていくと予想しています。

								第1期障がい児福祉計画		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (2018)	2019 年度	2020 年度
支給決定者数 (人/月)	計画	計画設定無し			計画設定無し			35	40	45
	実績		10	21	21	28	30			
利用者数 (人/月)	計画	計画設定無し			計画設定無し			23	26	30
	実績		6	12	11	17	20			
利用日数 (日/月)	計画	計画設定無し			計画設定無し			38	43	49
	実績		9	21	19	29	32			

29年度は推計値



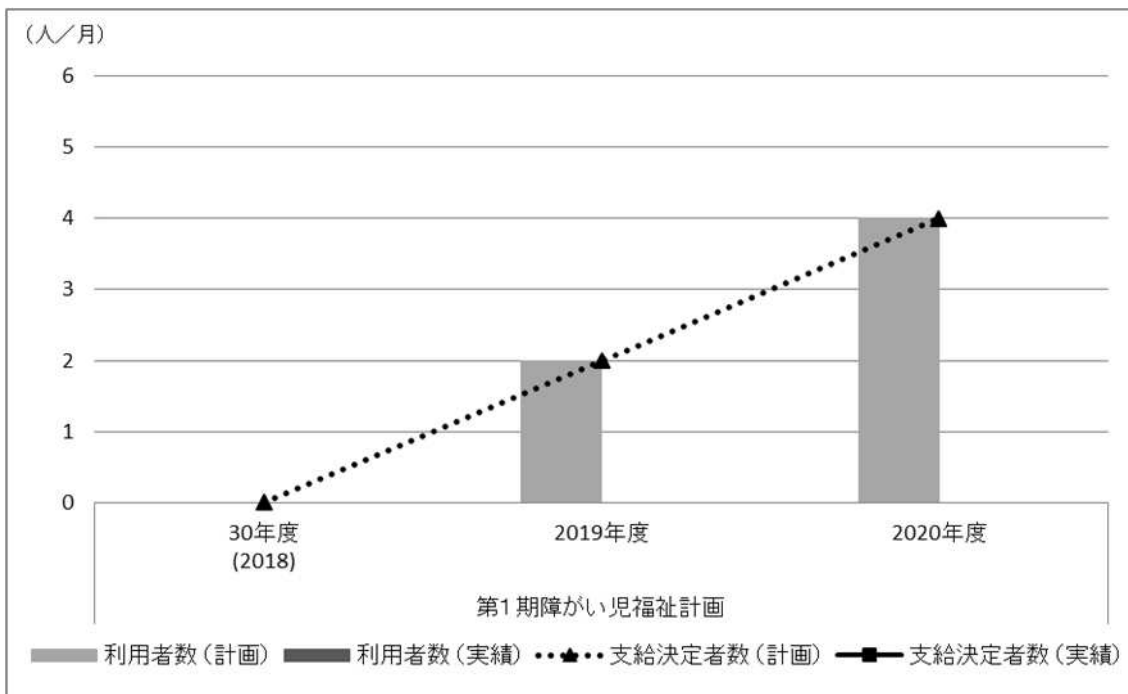
【施策 ・活動指標イ】

訪問型児童発達支援利用者数

児童発達支援事業所に通所することのできない重症心身障がい児等の居宅を専門職員が訪問し、障がい児に対して発達のための支援を行う制度です。

平成30年度からの新規事業であり、担い手の育成に努め、利用ニーズの掘り起こしにつなげていきます。

		第1期障がい児福祉計画		
		30年度 (2018)	2019 年度	2020 年度
支給決定者数 (人/月)	計画	0	2	4
	実績			
利用者数 (人/月)	計画	0	2	4
	実績			
利用日数 (日/月)	計画	0	8	16
	実績			



【施策 ・活動指標ウ】

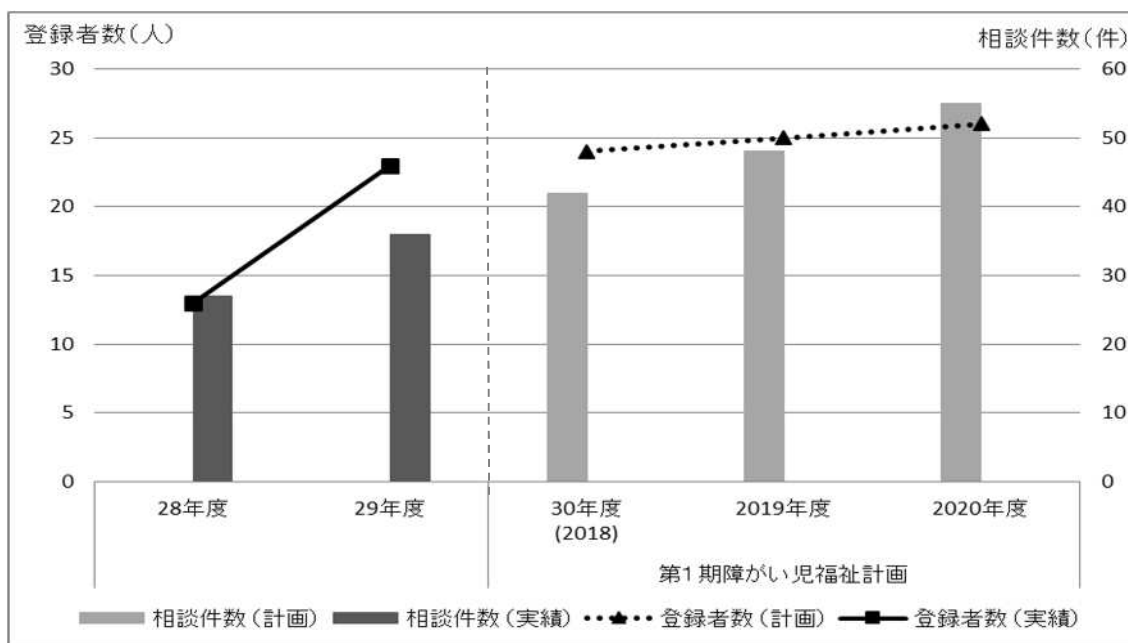
ペアレント・メンター相談件数

発達障がいのある子どもの育児経験を有する親をペアレント・メンター（障がい児を育てる親が障がい児を育てる親に助言を行う）として育成し、発達障がい児（者）等の対応に悩んでいる親の相談支援を行います。平成28年度に始まった事業で、平成30年1月現在、ペアレント・メンターとして登録している方は23人です。ペアレント・メンターに対しては、定期的にフォロー研修を行い、質の向上に努めるとともに、登録者数を最終的には30名程度にまで増やしていく予定です。全国にも先駆的な事業であり、少しずつ相談件数が伸びています。

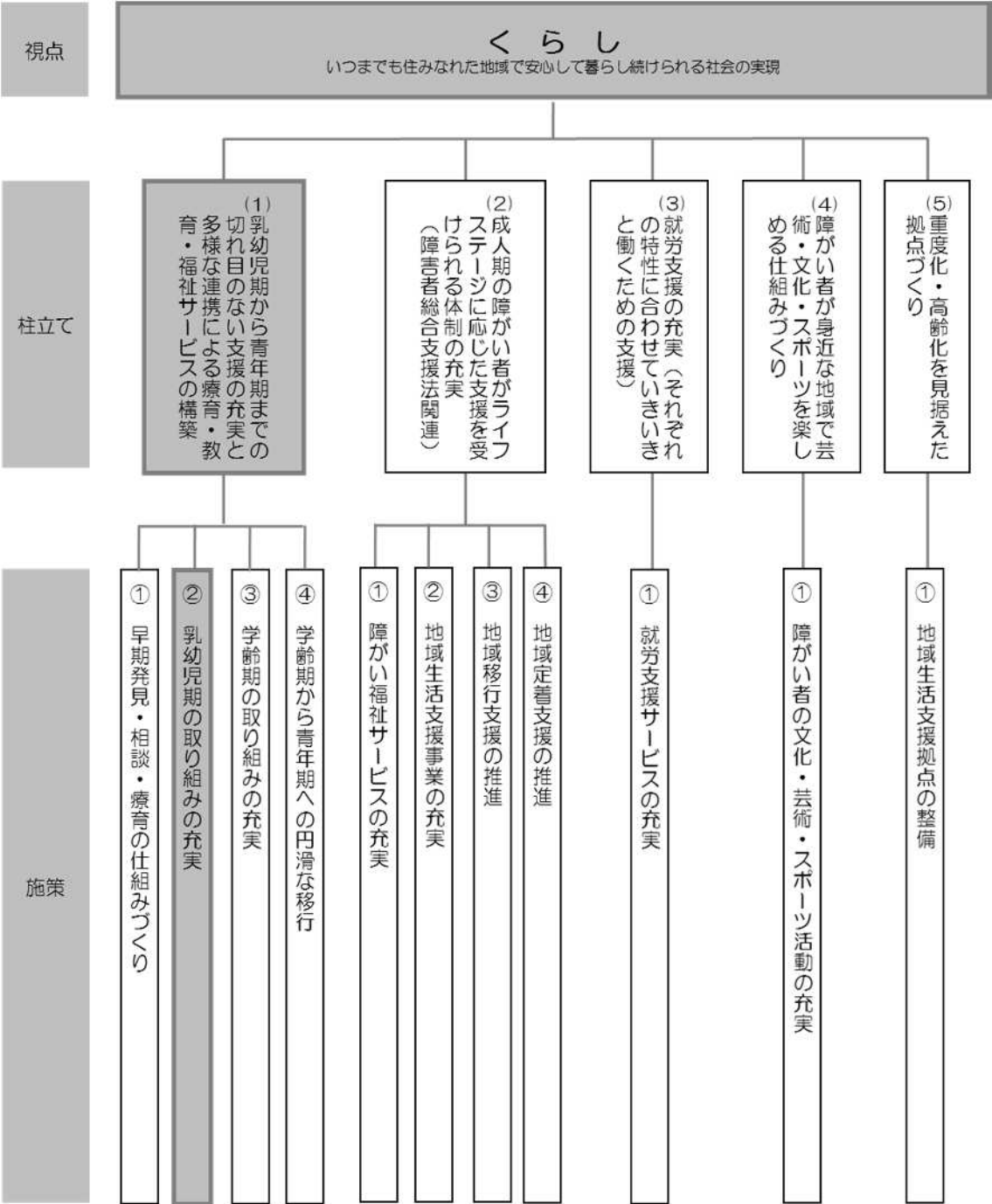
今後、区内小学校等に訪問・講演（キャラバン隊）等を行い、ペアレント・メンターについての周知を広げることで、少しでも多くの悩みを持った親への支援を広げていきます。

		第1期障がい児福祉計画				
		28年度	29年度	30年度 (2018)	2019 年度	2020 年度
ペアレント・メンター 登録者数(人)	計画	計画設定無し		24	25	26
	実績	13	23			
相談件数 (件/年)	計画	計画設定無し		42	48	55
	実績	27	36			

29年度は推計値



視点2
柱立て(1) 乳幼児期から青年期までの切れ目のない支援の充実と多様な連携による療育・教育・福祉サービスの構築
施策 乳幼児期の取り組みの充実



第5期障がい福祉計画で指標設定

【施策 ・活動指標ア】

「気づきのしくみ」から相談につながった件数

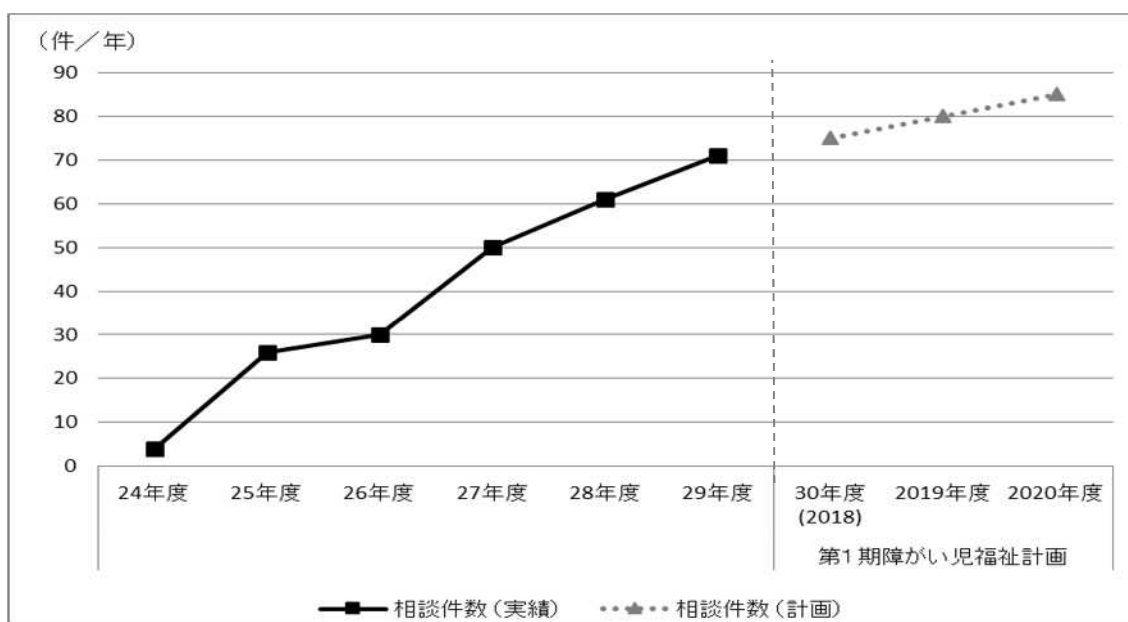
発達に支援の必要な子どもの課題を整理し、スムーズな就学と健やかな発達を支援するために、早期発見のしくみ(このしくみを「気づきのしくみ」と呼んでいます)の構築を図りました。平成23年度より公立保育園全園で実施し、平成28年度は公私立保育園・こども園を含めて48園実施しました。

子どもの特性を保護者・保育者双方が理解し対応することで児童の困り感(嫌な思いや苦しい思いをしながらも、それを自分だけではうまく解決できず、どうしてよいかわからない状態にあるときに、本人自身が抱く感覚)が軽減します。

待機児対策で保育所数が増加していく中、早期発見早期支援の重要性を伝え、平成28年に84カ所ある協力園を2020年度に96園に増やしていく計画です。

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	第1期障がい児福祉計画		
								30年度 (2018)	2019 年度	2020 年度
相談件数 (件/年)	計画	計画設定無し			計画設定無し			75	80	85
	実績	4	26	30	50	61	71			
協力園数 (カ所)	計画	計画設定無し			計画設定無し			90	93	96
	実績	-	43	43	77	84	87			

29年度は推計値



【施策 ・ 活動指標イ】

「チューリップシート」の提出件数

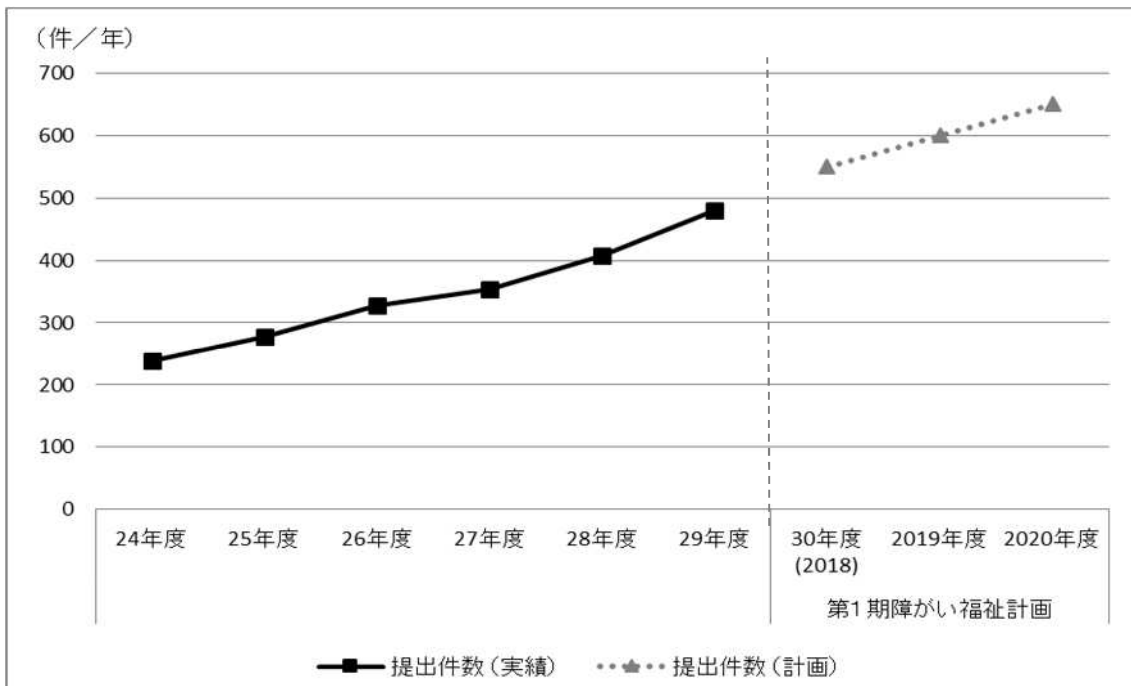
特別な配慮を必要とする未就学児の保護者に対して、就学前機関から小学校へスムーズにつなぐ手段のひとつとして活用するシートです。平成28年度までは、就学相談を希望する保護者を中心にPRを行ってきました。平成29年度は、就学相談の希望の有無にかかわらず、入学時の情報資料として活用するようPRを行っています。

就学前機関から小学校へ児童の情報を伝えるため、区立小学校入学予定者は全員提出するよう啓発し、スムーズな引継ぎ資料として活用していきます。

平成29年度は、保育園・幼稚園通園者を中心に約6,500人に周知を行いました。

		第1期障がい児福祉計画						第1期障がい児福祉計画		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (2018)	2019 年度	2020 年度
提出件数 (件/年)	計画	計画設定無し			計画設定無し			550	600	650
	実績	239	277	327	354	408	480			

29年度は推計値



【施策 ・活動指標ウ】

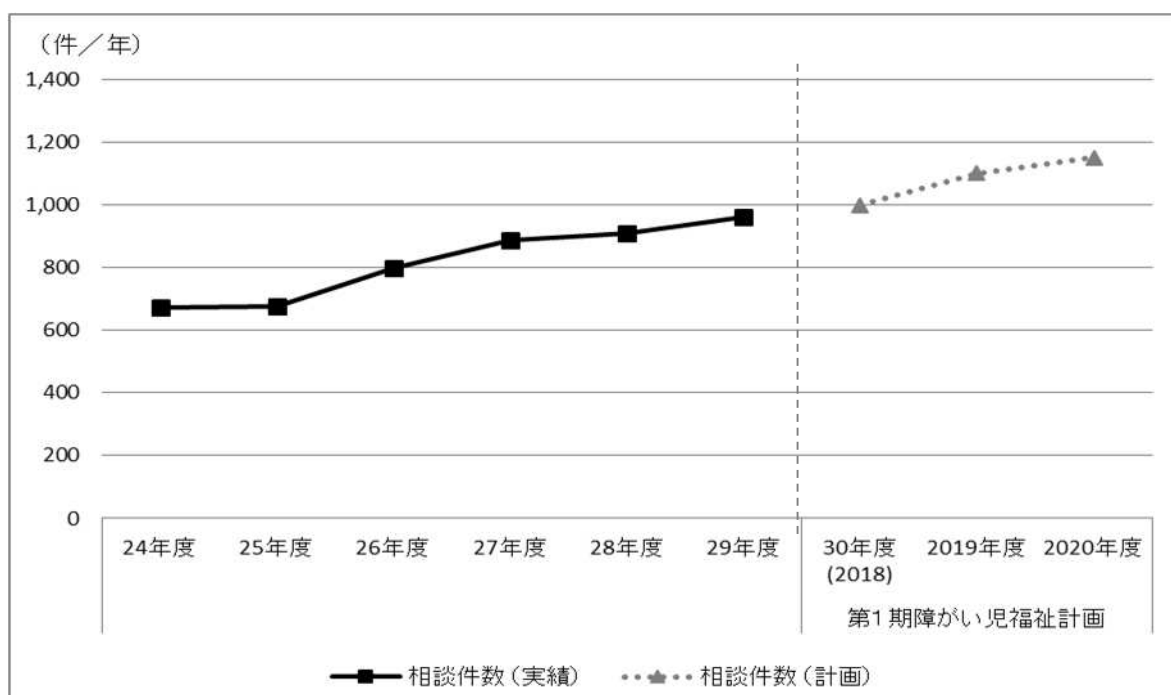
こども支援センターげんき発達支援係における発達相談件数

保護者あるいは関係機関からの相談に応じた件数です。その後、必要に応じて、インテーク面接、専門職評価を行い、援助内容を決定し、具体的な支援につなげていきます。28年度までは障がい福祉センターあしすとの実績です。相談しやすい窓口をつくるため、こども支援センターげんきに事業移管しました。

平成30年度からは、5か所の保健センター等も活用し、より相談しやすい環境の整備を進めます。

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	第1期障がい児福祉計画		
								30年度 (2018)	2019 年度	2020 年度
相談件数 (件/年)	計画	計画設定無し			計画設定無し			1,000	1,100	1,150
	実績	673	678	797	889	909	960			
相談場所数 (カ所)	計画	計画設定無し			計画設定無し			6	6	6
	実績	1	1	1	1	1	1			

29年度は推計値



【施策 ・活動指標工】

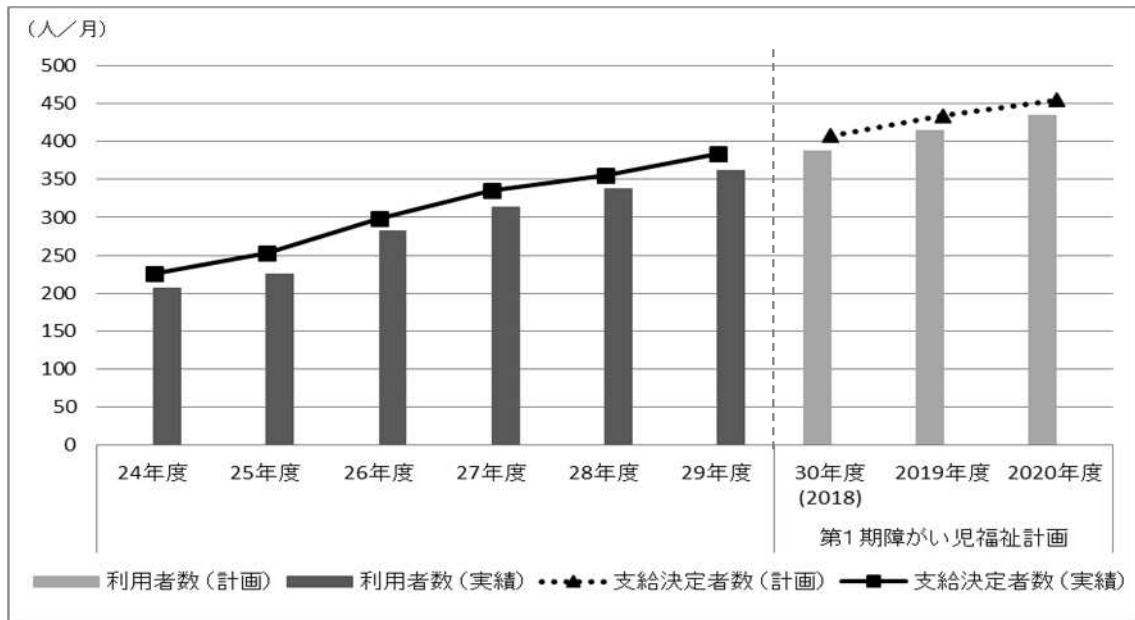
児童発達支援施設利用者数・利用日数

支援が必要な未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の訓練、知識技術の習得、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。愛の手帳を所持する幼児は約100名で、発達に心配のある乳児と併せ、約700名の対象者がいると考えられます。

区内施設は毎年増加し、利用児も年々増加しており、今後もこの傾向が続くと予想しています。

		第1期障がい児福祉計画						30年度 (2018)	2019 年度	2020 年度
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度			
支給決定者数 (人/月)	計画	計画設定無し			計画設定無し			408	434	455
	実績	226	253	298	336	356	384			
利用者数 (人/月)	計画	計画設定無し			計画設定無し			388	414	435
	実績	206	225	282	313	337	362			
利用日数 (日/月)	計画	計画設定無し			計画設定無し			4,564	4,869	5,116
	実績	1,776	2,407	3,003	3,490	3,806	4,000			

29年度は推計値



【施策 ・活動指標】

医療型児童発達支援施設利用者数・利用日数

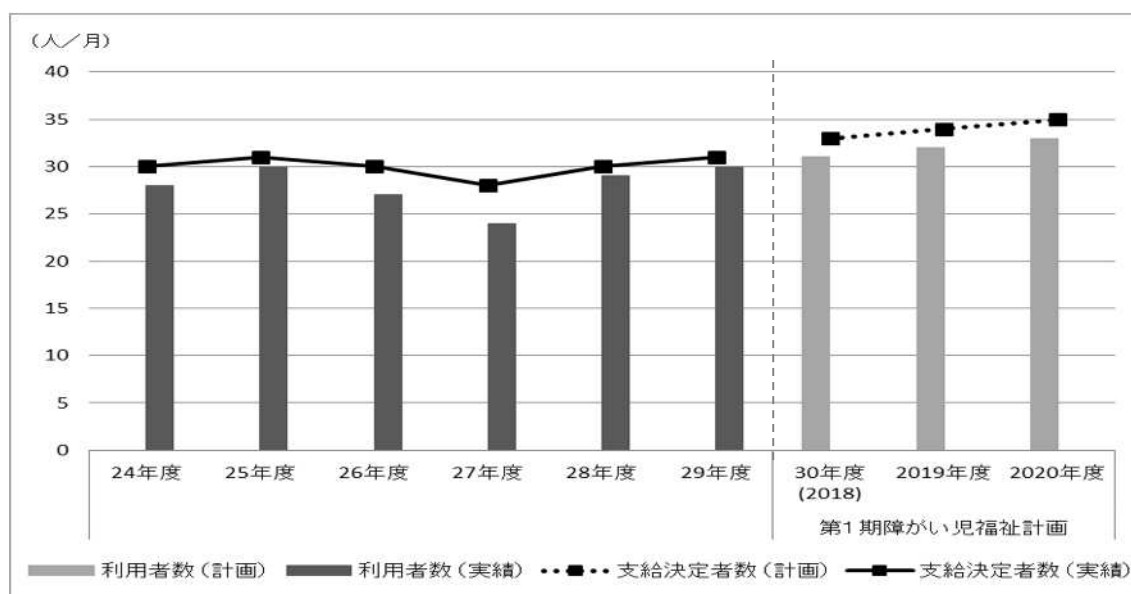
支援が必要な未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の訓練、知識技能の習得、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。区内に施設は、1か所あります。利用児は年々増加しており、今後もこの傾向が続くと想定しました。

医療的ケアが必要な障がい児に対する保育については、平成29年度に厚生労働省が実施した「医療的ケア児保育支援モデル事業」の動向を見極め、看護師の確保等の環境を整えるよう検討していきます。なお、医療的ケア児を含む障がい児を専門に保育する事業者もありますが、その数が少なく、規模もきわめて小さいのが現状です。今後ニーズを把握するとともに、区内外の事業者について、実施状況、環境整備等について研究していきます。

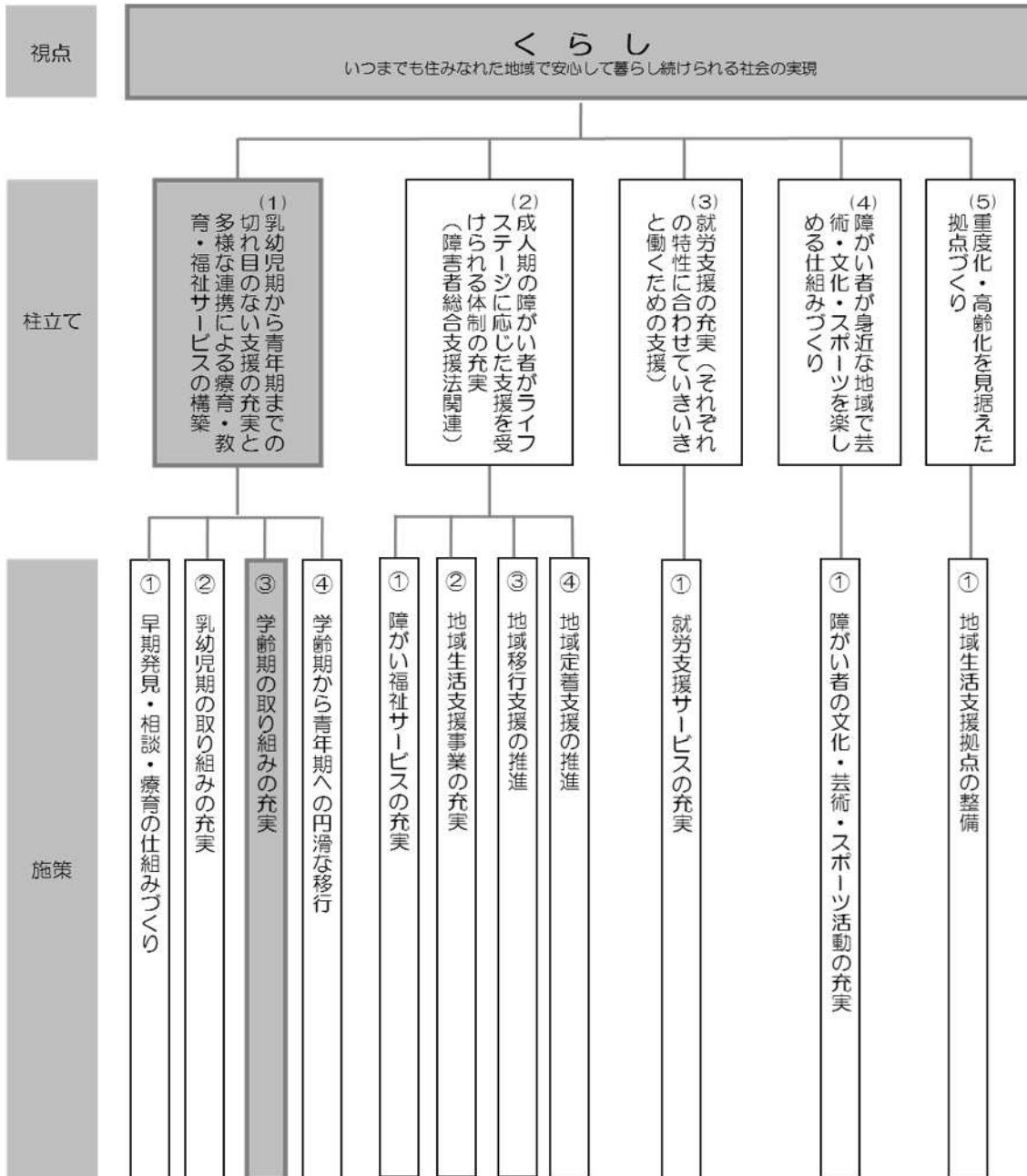
足立区には、医療的ケア児が24時間利用できる施設がないため、今後開設の動きがあった場合、積極的に対応していきます。

		第3期障がい福祉計画			第4期障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (2018)	2019 年度	2020 年度
支給決定者数 (人/月)	計画	計画設定無し			計画設定無し			33	34	35
	実績	30	31	30	28	30	31			
利用者数 (人/月)	計画	計画設定無し			計画設定無し			31	32	33
	実績	28	30	27	24	29	30			
利用日数 (日/月)	計画	計画設定無し			計画設定無し			323	333	343
	実績	168	289	312	227	276	286			

29年度は推計値



視点2 くらし
柱立て(1) 乳幼児期から青年期までの切れ目のない支援の充実と多様な連携による療育・教育・福祉サービスの構築
施策 学齢期の取組みの充実



第5期障がい福祉計画で指標設定

【施策 ・活動指標ア】

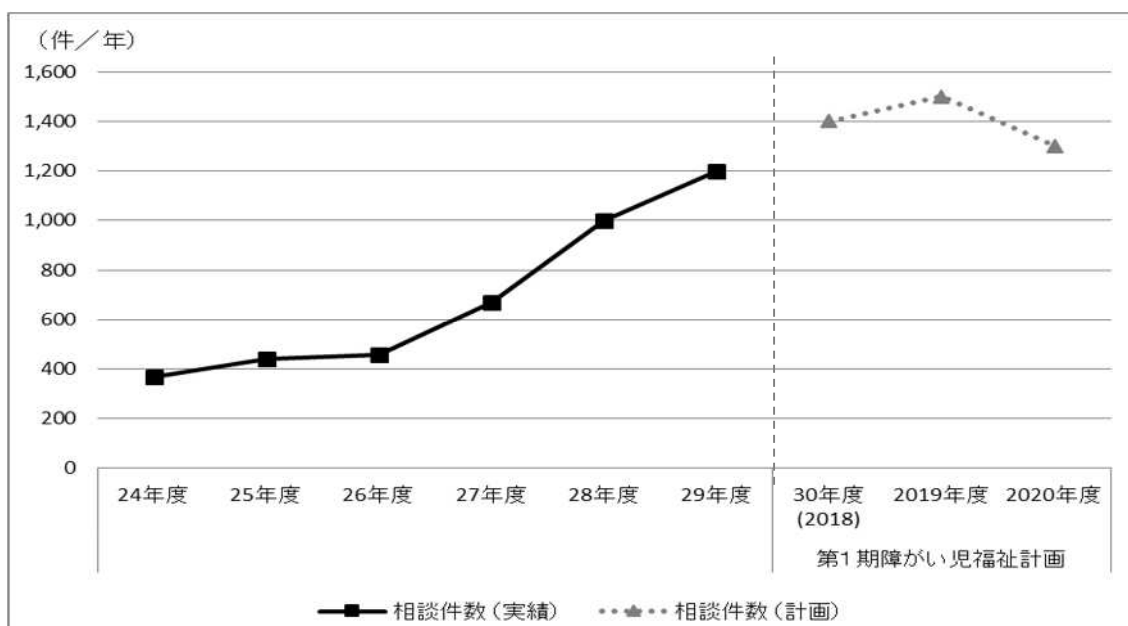
就学相談利用件数

平成27年度から小学校特別支援教室を利用する児童の相談により件数が急増しています。小学校の特別支援教室が平成30年度までに全校に設置されることから、小学校の相談件数は微増で推移すると思われませんが、平成30年度から中学校の特別支援教室設置に伴う相談の増加が見込まれます。

2020年度までに中学校全校に設置予定のため、2019年度の相談件数がピークとなると予想しました。

								第1期障がい児福祉計画		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (2018)	2019 年度	2020 年度
相談件数 (件/年)	計画	計画設定無し			計画設定無し			1,400	1,500	1,300
	実績	368	442	455	668	999	1,200			

29年度は推計値



【施策 ・活動指標イ】

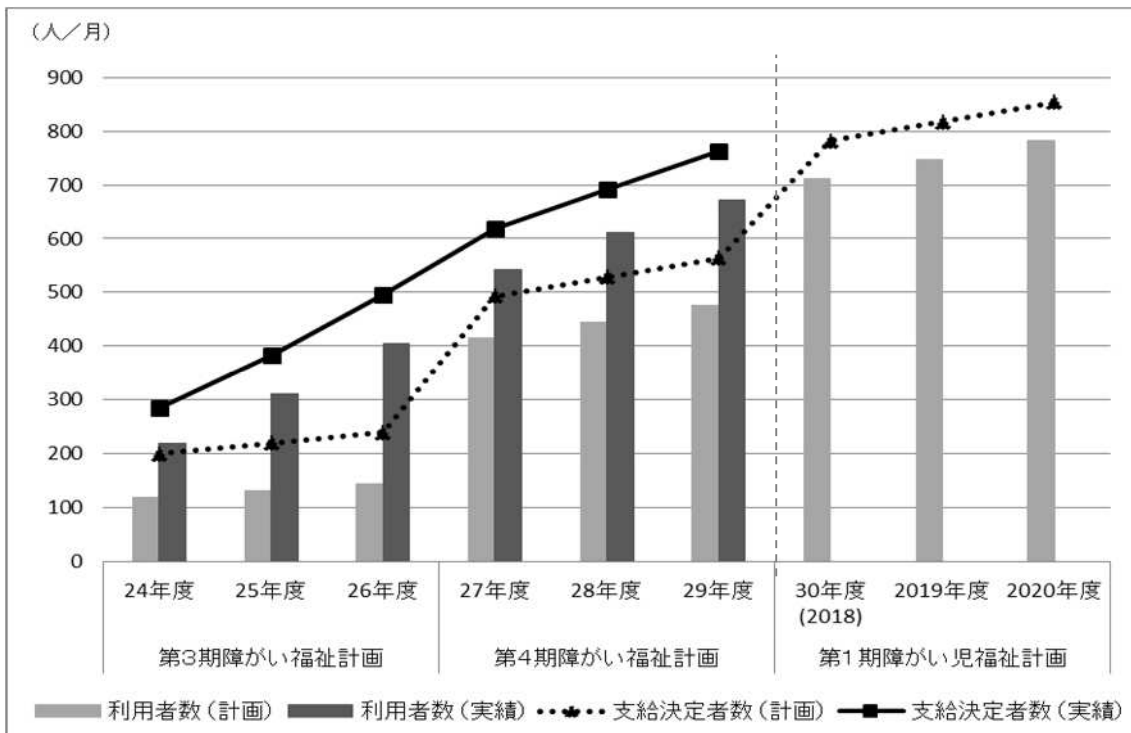
放課後等デイサービス施設利用者数・利用日数

原則として18歳までの、学校に就学している障がい児に対して、放課後や学校休業中に、発達や生活能力の向上のために必要な訓練などを行う施設の利用者数を指標とします。

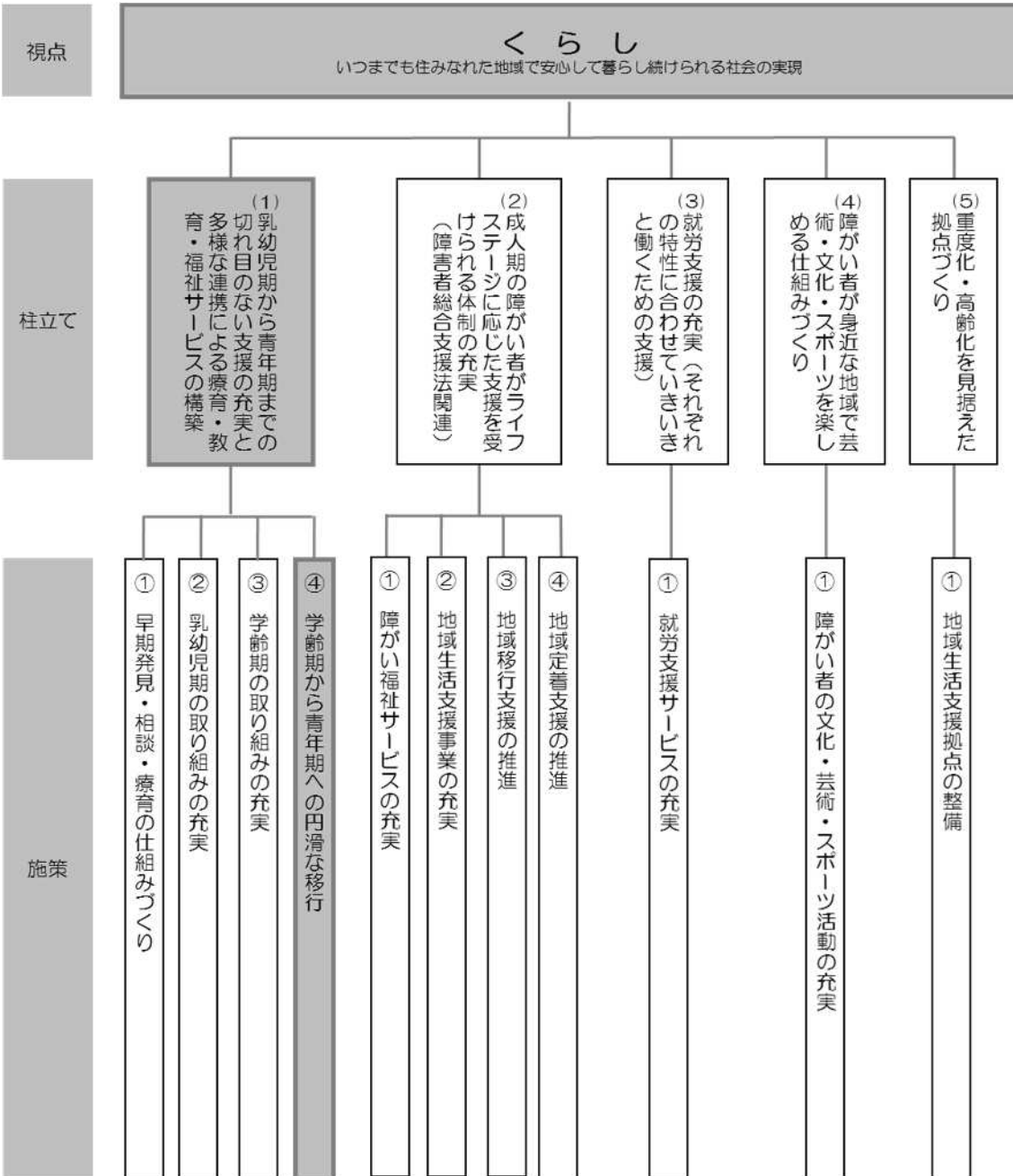
ここ数年施設が増え、それに伴って利用児も急増しましたが、今後は急激な施設の開設は見込まれず、利用の増加は緩やかになると考えます。

		第3期障がい福祉計画			第4期障がい福祉計画			第1期障がい児福祉計画		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (2018)	2019 年度	2020 年度
支給決定者数 (人/月)	計画	200	220	240	493	528	564	783	805	823
	実績	286	384	496	618	692	758			
利用者数 (人/月)	計画	120	132	144	415	444	475	712	747	782
	実績	219	310	404	542	611	672			
利用日数 (日/月)	計画	655	720	786	3,777	4,041	4,324	10,254	10,767	11,151
	実績	1,500	2,824	4,679	6,675	8,212	9,624			

29年度は推計値



視点2 くらし
柱立て(1) 乳幼児期から青年期までの切れ目のない支援の充実と多様な連携による療育・教育・福祉サービスの構築
施策 学齢期から青年期への円滑な移行



第5期障がい福祉計画で指標設定

【施策 ・活動指標ア】

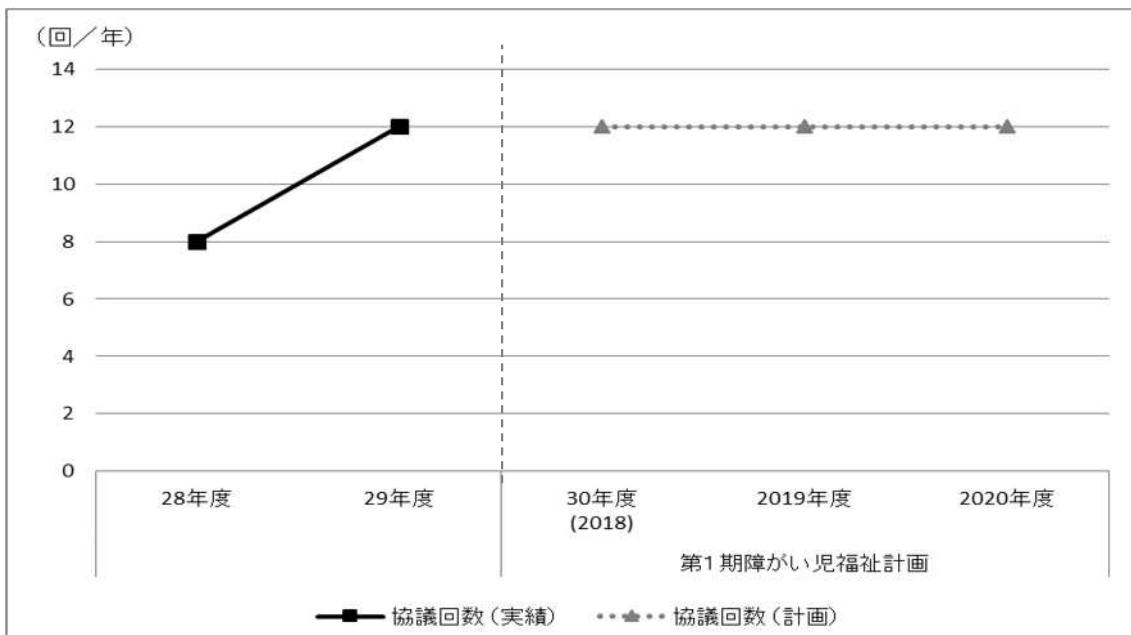
特別支援学校と区が進路協議を行った回数

学校（特別支援学校高等部等）を卒業し、社会人として一般就労、福祉的就労、福祉施設通所へと移行する際に、特別支援学校と障がい関連部門とで、綿密に進路協議を行い、個々の特性に合った進路先を考えます。

今後も引き続き進路協議を継続し、切れ目のない支援を継続することで、円滑な進路先を決定するよう努めます。

		第1期障がい児福祉計画				
		28年度	29年度	30年度 (2018)	2019 年度	2020 年度
協議回数 (回/年)	計画	計画設定無し		12	12	12
	実績	8	12			

29年度は推計値



【施策 ・活動指標イ】

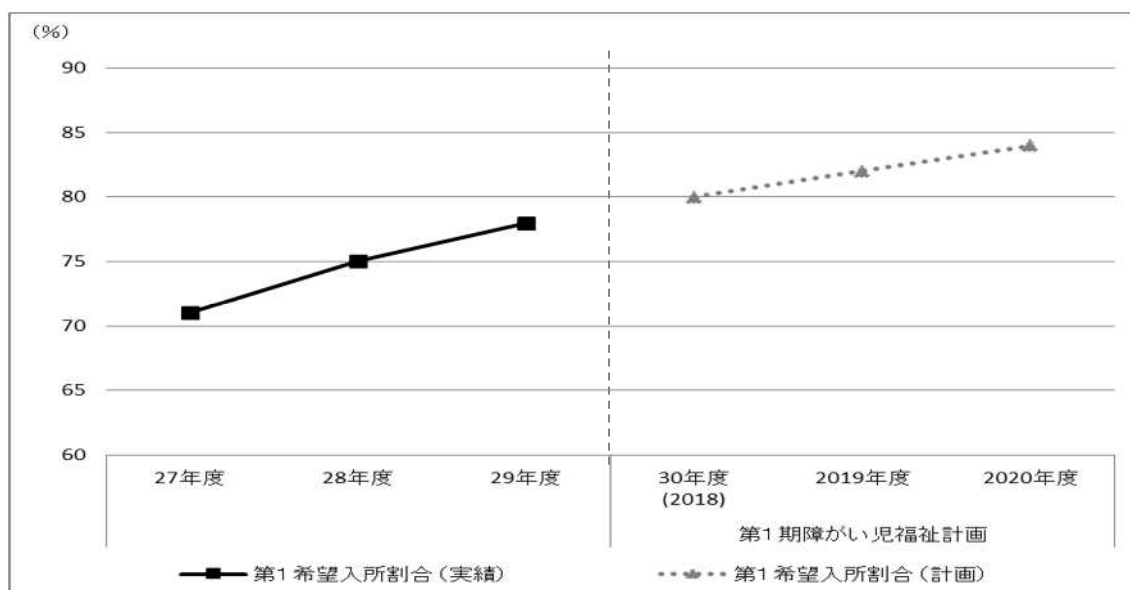
第1希望の区内障がい者施設に入ることができた割合

特別支援学校卒業生等が、障がい者施設に通所を希望する際、調整を行います
 が、希望どおりの施設に入ることができた割合を指標としました。

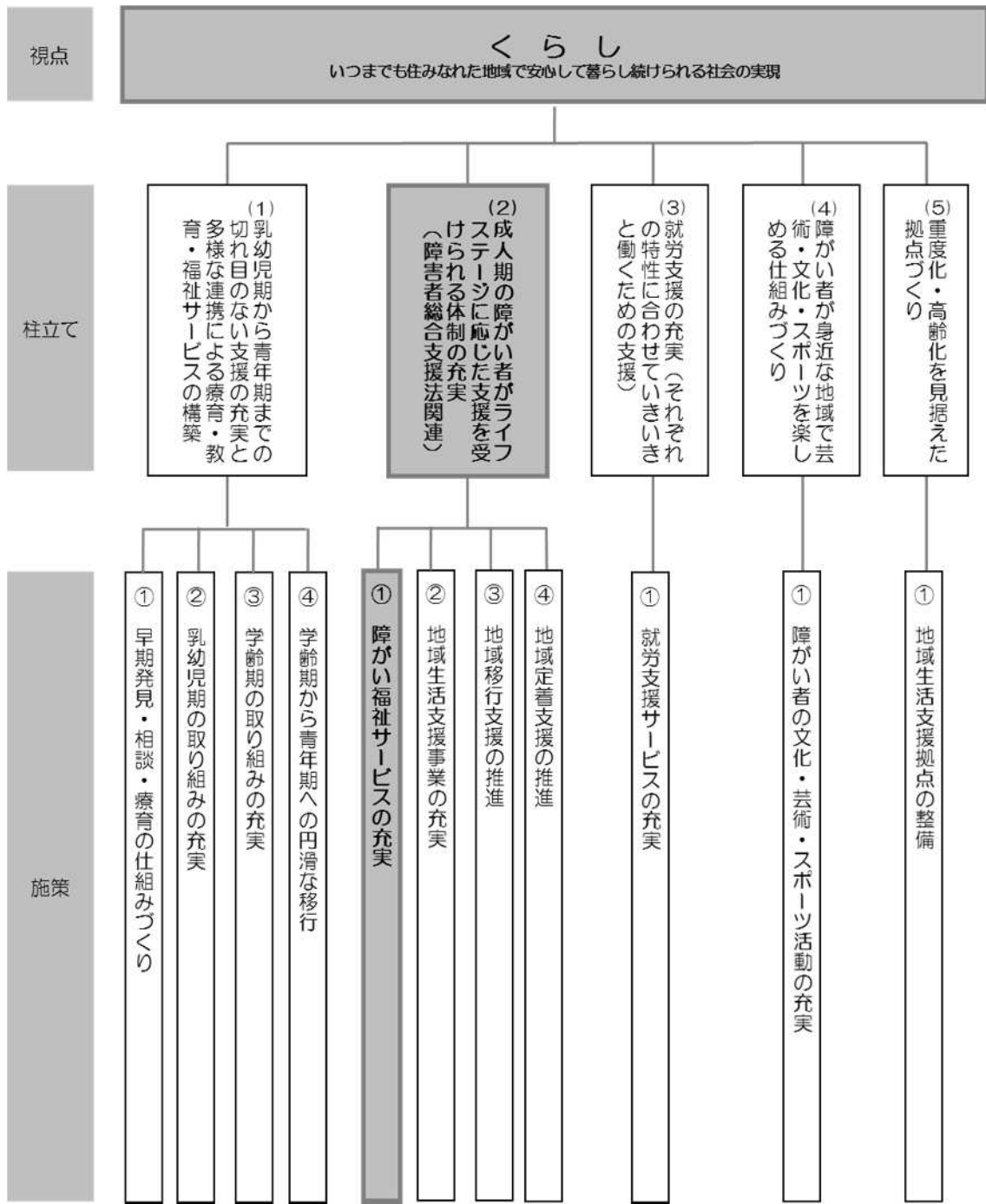
2021年度に80%をめざします。

					第1期障がい児福祉計画		
		27年度	28年度	29年度	30年度 (2018)	2019 年度	2020 年度
第1希望での 入所割合(%)	計画	計画設定無し			80	82	84
	実績	71	75	78			

29年度は推計値



視点2 くらし
柱立て(2) 成人期の障がい者がライフステージに応じた支援を受けられる体制の充実(障害者総合支援法関連)
施策 障がい福祉サービスの充実



第5期障がい福祉計画で指標設定

【施策 ・活動指標ア】

指定特定・指定障がい児相談支援事業所数【再掲】

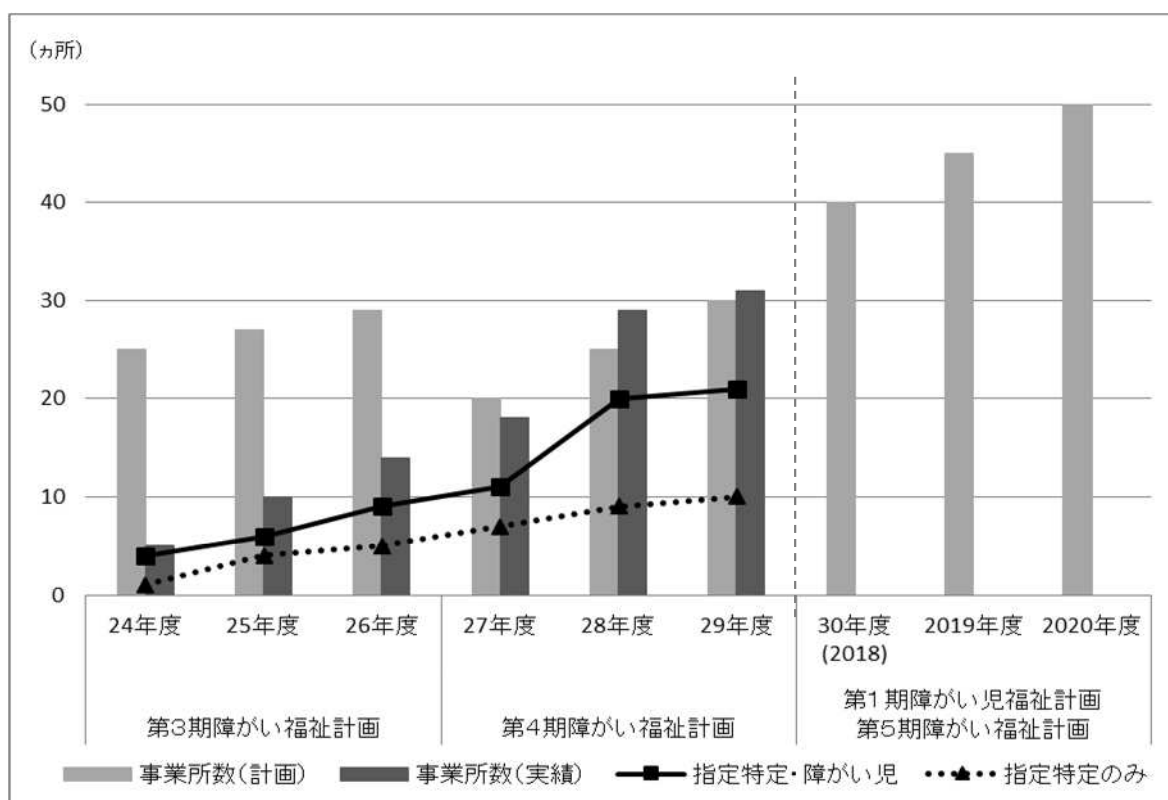
障がい者(児)の自立した生活を支えるために、生活の中で解決すべき課題や目標、支援の方法を具体的な支援計画として立案する事業所の数です。

相談支援専門員の育成に伴い、少しずつ事業所と相談支援専門員が増加しており、今後もこの傾向が続くと考えています。

【第5期障がい福祉計画(P.69)にも掲載】

		第3期障がい福祉計画			第4期障がい福祉計画			第1期障がい児福祉計画 第5期障がい福祉計画		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (2018)	2019 年度	2020 年度
事業所数 (カ所)	計画	25	27	29	20	25	30	40	45	50
	実績	5	10	14	18	29	31			

29年度は推計値



【施策 ・活動指標イ】

重症心身障がい児(者)在宅レスパイト事業利用者数・利用時間数【再掲】

在宅の重症心身障がい児(者)に対して、訪問看護事業者の看護師が自宅に向き、一定時間家族の代わりに医療的ケアを伴う介護を行うことで、家族の休息時間を確保します。

平成29年度上半期から開始した新規事業です。今後、利用者の増加が見込まれます。今後、対象児の拡大を検討していきます。

【第5期障がい福祉計画(P.70)にも掲載】

		第1期障がい児福祉計画			
		29年度	30年度 (2018)	2019 年度	2020 年度
決定者数 (人/年)	計画		12	14	16
	実績	10			
利用者数 (人/年)	計画		6	8	9
	実績	4			
利用時間数 (時間/年)	計画		54	63	72
	実績	36			
委託事業所数 (カ所)	計画		2	3	4
	実績	2			

29年度は推計値

